

一、販賣に関する規定を繰り込み、且つ用語の統一と、法文の民主化を図るため、全文改正を行うこと。

二、最近の立法例に従い、法律の目的を掲げること。

三、塩専賣法の実施機關としての、公社の権限と、法律上の地位を規定すること。

四、専賣権の対象を明確にするため、塩、にがり及びかん水の定義を規定すること。

五、塩、にがり、若しくはかん水の製造許可、又は塩販賣人の指定につき欠格條件を規定すること。

六、前項の許可及び指定の取消條件を規定すること。

七、塩の加工及び再製は原則として公社の事業とし、公社の委託を受けた者に限りこれをなし得るものとする。但し薬事法に規定する医薬品への再製に限り許可制とすること。

八、塩、にがりの買入価格は公社が決定し得るものとする。

九、塩、にがりの買渡價格及び販賣人の買入價格は政府の認可を受け、公社が決定し得るものとする。共に買渡價格の限額につき制限を受けないこと。

一〇、塩の買渡代金については延納を許可することができ、ものとする。

一一、塩及びにがりの販賣に関する事項中國民の權利義務に係る事項については新憲法の精神に照りすべて法律に繰り込め、こと。

一二、塩業組合に関する規定は公社が専賣事務執行上必要な施設又は補助等をなすべきことを命じ、交付金を交付し得る事項を除くの外すべて削除し、別に塩業協同組合（仮称）を立案すること。

一三、公社は塩業者の組織する團體と同様に塩販賣人の組織する團體に對しても専賣事務執行上必要な施設又は補助をなすべきことを命じ得る。共に、交付金を交付し得る規定を設けること。

- 一四 現行選舉賣法第二十四條ノ二の臨時特別事項を削除し、自給製塩制
度を改めること。
- 一五 検査を行う場合には関係人の立会を必要とし、検査職員をして、そ
の身分を示す証票を携帯せしめることを規定すること。
- 一六 処罰事項を整理すること。

裏面白紙

鹽

專賣法

鹽專賣法(明治三十八年法律第十一号)を改正する法律案

目次

第一章 總則(第一條—第四條)

第二章 製造(第五條—第十九條)

第三章 輸入(第二十條)

第四章 販賣(第二十一條—第三十七條)

第五章 輸出(第三十八條)

第六章 附則(第三十九條—第四十三條)

附則(第四十四條—第四十二條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、塩需給の確保調整と塩事業の健全な発達を図り、もつて國民生活の安定と經濟の興隆に寄與することを目的とする。

(権能)

(法一)

第二條 政府は、塩及びにがりの專賣権を有する。

(日本專賣公社)

第三條 前條の政府の権能は、この法律及び日本專賣公社法(昭和二十三

年法律第二百五十五号)の定めるところにより、日本専賣公社(以下公社という。)として行われしめる。この場合において、公社を國の行政機関とみなす。

(定義)

第四條 この法律において、塩とは、塩化ナトリウムの量三百分の四十以上含有する固形物をいう。但し、藥事法(昭和二十二年法律第百七十七号)に規定する医薬品を除く。

2 この法律において、にがりとは、塩を製造する際、かへんから塩を析

出した母液又は残液をいう。

3 この法律において、かん水とは、海水又はかん泉に操作を加えた液体で、その含有固形物中百分の五十以上の塩化ナトリウムを含有し、攝氏十五度においてボーメ五度以上の比重を有するものをいう。

第二章 製造

(製造の許可)

(法四)

第五條 塩、にがり又はかん水は、公社又は公社の許可を受けた者にのみ製造することができない。

(買入)

(法七法八)

第六條 公社の許可を受けて塩又はにがり製造する者の製造した塩又はにがり、公社がすべて買入れる。但し、省令の定めるところにより、塩製造の許可を受けたる、その家族 従業員及び従業員の家族が自家用に供するものは、この限りでない。

2 前項の買入価格、公社が定めて、予め公告する。

(許可の申請)

(法九法十二)

第七條 塩、にがり又はかん水を製造しようとする者は、製造の方法、製

96

はならない。

は、公社の許可を受けなければならぬ。

5

公社は、公益に反しない限り、許可を拒むことができない。

(許可の制限)

(第二)

第八條 公社は、左の各号の一に該当するときは、塩、にがり若しくはかん水の製造を許可しないことができる。

一 この法律に基いて、製造又は処分された、製造又は処分の日から二年を経過するが申請したとき。

二 この法律に基いて、製造の許可を取り消され、取消の日から二年を経過するが申請したとき。

三 塩の販賣者、塩にバリ又はかん水の製造業を兼ねようとするとき。

四 製造効率又は立地條件がきわめて不良なとき。

五 一箇年の生産見込高が、公社の定める標準に達しないとき。

六 需給調整上、塩の生産高を制限する必要があるとき。

2 法人の場合においては、前項第一号乃至第三号の事実の有無は、法人又はその代表者について定める。

3 未成年者又は禁治産者の場合においては、第二項第一号乃至第三号の事実の有無は、未成年者、禁治産者又はその法定代理人について定める。

る。但し、営業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者については、
この限りでない。

(製造の水継)

(法一)

第廿條 相説、
に當り公に公表するもの。

二 相説に當らないで、
者、公に許可を受けるものではない。

三 前項の許可に、
前條第一項第一号乃至第三号、第三項並びに

第三項の規定を準用する。

(製造の制限)

第三條 公社と郡給調整に必要るときには、塩又すかん水の生産高を制限することがある。

(指示)

第四條 公社は、製造者に対し、塩若しくはすかん水の製造又は包装の方法について指示することがある。

(検査及び報告)

(法二二)

第十二條

製造者は、帳簿を調製し、公定する事項を記載しなすべし。
又は製造者若しくは製造施設所有者の組織する団体

ならぬ。

2

製造者は、公定の指示するところにより、業務上必要なる事項を公定する。

報告しなすべし。

(納付)

第三十二條

第十三條

製造者は、その製造したる品を、すべて公定に納付し、

なければならぬ。且、その品を、公定に納付する場合、その品

りぬ。

2 公社は、前項の納付の期限、期日、場所及び運搬通路を指示することができる。

3 公社は、製造者をして、第一項により納付する處又はにかりをその指定した者に引き渡すよう指示することができる。この場合においては、公社が場又はにかりの数量を定う引渡を指示したとき、公社に納付したものとみなす。

4 公社は、製造者の納付する場又はにかりが、品質をわけて粗悪な場合は、更に適当な処理をした上、納付するよう指示することができる。

(鑑定及び再鑑定)

(法十五
細二〇)

第十四條 公社は、製造者の納付した塩又はにがり、を鑑定しその等級に相当する買入代金を支拂う。

製造者は、前項の鑑定に不服あるときは、再鑑定を要求することを得る。但し、買入代金を支拂を請求したときは、この限りでない。

3 再鑑定を申立があつたときは、公社は、二人以上の鑑定人を選定し、再鑑定を行つた、その等級を決定する。この場合、鑑定人は、少なくともその半数を公社の職員でないものから選定しなければならない。

4 再鑑定の結果、塩又はにがりの等級が、第一項の鑑定より上進しないときは、再鑑定に要する費用は、その申請人の負担とする。

(災害補償)

(法十の二)

第十四条 農業者は、災害による損失の全部又は一部を、塩又はにがりに損害を受けたときは、損害の全部又は一部を、公に引出せる水はな

2 製造者が、災害により、塩、にがり又はかん水の滅失又は損傷その他
り事由による損害を受けたときは、公社は、省令の定めるところにより、

製造者に損害の一部に対する補償金を交付することができる。

(製造者の団体)

(法十七の三、法十七の九)

第十六條 公社は、製造者又は製造^(施設)者所有者の組織する団体に対し、事業

事務執行上必要な施設又は補助を与すべきことを命じ、その他必要な指示をすることができる。

又 公社は、前項の団体に対し、省令の定めるところにより、交付金を交付することができる。

(許可の取消)

(法一三)

第十七條 製造者が、左の各号の一に該当するときは、公社は、製造の許可を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基く省令に違反したとき。

二 この法律により公社の指示した事項に従わないとき。

三 正当な理由がなく一年以上製造をしないとき。

二 法人、未成年者又は禁治産者の場合においては、第一項第一号乃至第三号の事実の有無は、第八條第二項又は第三項の規定を準用して定める。

（許可取消通知）

第十八條 前條により許可の取消をしようとするときは、公社は、予め本人にその旨、及び本人がこれに不服のあるときは弁明書を提出するよう通知しなければならない。

2 前項の弁明書の提出があつたときは、公社は、これを審査した後、
なければ、許可を取り消すことができない。但し、前項の通知の日か
ら二十日以内に弁明書の提出がなかつたときは、この限りでない。

(再製及び加工)

第十九條 塩は、公社又は公社の託を受けた者でなければ、これを再製
し又は加工することができない。但し、省令に定める場合は、この
限りでない。

2 薬事法の規定により医薬品を製造しようとする者は、前項の規定に
かわらず、公社の許可を受けて、公社の売り渡した塩を医薬品に再
製することができる。

第三章 輸入

(輸入)

第二十條 塩及びにかりは、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入することができない。但し、省令をもって定められた場合は、この限りでない。

第四章 販売

(販売人の指定)

(法十七の十四)

第二十一條 塩は、公社又は公社の指定した塩元売人若しくは塩小売人(以下販売人という。)でなければ、販売することができない。

又 塩元売人は、公社より塩を買い受け、塩小売人に販売するものとする。
但し、省令の定める数量をこえるときは、塩元売人は、直接消費者に販
売することが出来る。

3 塩小売人は、塩元売人から塩を買い受け、消費者に販売するものとな
る。

(五五の字 註)

(三五)

第二十二條 販売人の指定を受けようとする者は、営業所及び塩貯蔵所の

予定位置、現在営業の種類を記載した指定申請書を、公社に提出しなけ
ればならない。

前項の事項を変更しようとするときは、公社の許可を受けなければならぬ。

(指定の制限)

(第六)

第三十三條 公社は、左の各号の一に該当する者を、販売人に指定しないことができる。

一 この法律に基づいて処罰又は処分され、処罰又は処分の日から二年を経ない者。

二 この法律に基づいて販売人の指定を取消され、取消の日から二年を経

ない者。

三、塩販売業を兼ねようとする製造者。

四、塩元売人と塩小売人とを兼ねようとする者。

五、塩販売業を営むに必要の店舗設備及び資金を有しないうる者。

六、塩取扱予定高が公社の定める標準に達しないうる者。^{認め}

七、破産者で復権を得ない者。

又、法人、未成年者又は禁治産者の場合には、前項第一号、第二号、第三号、第四号及び第七号の事実の有無は、第八條第三項及び第三項を準用して定める。

号及び第七号の事実の有無は、第八條第三項及び第三項を準用して定める。

(販売の承継)

第二十四條 第九條第一項の規定は、販売人に準用する。

(売渡価格)

(三十八)

第二十五條 公社は、政府の認可を受けて、塩及びにがりの売渡価格を定め、これを公告する。

又 公社は、前項の価格をもつて、塩及びにがりの売渡をする。

(特別価格)

第二十六條 公社は、左の各号の一に該当するときは、(法一九四四、特許法第六十六條)省令の定めるところにより、

特に定めた価格をもつて塩の売渡をすることができる。

一 省令をもつて指定する用途に使用するため売渡を請求する者があるとき。

二 特に省令をもつて定めた場合に該当するとき。

又 前項第一号により塩の売渡を請求する者に対して、公社は、省令の定めるところにより、その特別価格と前條による売渡価格との差額の全部又は一部に相当する担保を提供させることができる。

一、省令の定める用途に使用するため売り渡した處につりてその目的を
変更したとき、又はその使用数量が売渡数量に対し正当の事由がなく
て不足したとき。

二、第一項第一号の用途に使用するため買い受けた處につき、省令の定
めるところにより提出すべき書類につりて、一定の期間内に提出しな
いとき。

三、座價の書類又は陳述により交付金^{交付金}を受けるとき。

3 前條又は第一項第二号により売り渡した塩が、第一項第一号に定める用途に使用されたときは、公社は、省令の定めるところにより、交付金を交付することができる。

4 公社は、左の各号の一に該当するときは、第一項第一号の規定により売り渡した塩については、売渡当時の数量により、その特別価格と前條による売渡価格との差額及びその五分の一、前項の規定により交付金の交付を受けた塩については、交付金額及びその五分の二に相当する金額の範囲内において、省令の定めるところにより、追徴金を徴収する。

(買受代金支拂及び現品引取の義務)

(法十六、十六之三)

第三十條 買受代金及び現品の引取の義務が、その売渡を受けようとするときは、直ちに代金を会社に支拂ひ、現品を引き取らなければならぬ。
第五日以内に前項の現品を引取をしなうときは、会社は、相当の保管料を徴収することができる。但し、不可抗力により引取をすることのできない日数に対しては、この限りでない。

(買受代金の延滞)

(法十七の十七)

第三十八條 会社は、省令の定めるところにより、常時増又は減にかりを買い

受ける者に対し、担保の提供を限り、その代金を前項の許可する
ことができる。但し、その代金を、文書の日付に於て、ないときは、

公社は、省令の定めるところにより、遅延利息を徴収することができる。

又 公社は、前項の規定により延納を許可した者の滞り及び経理の状
についで、監査することができる。

3 公社は、前項の規定による監査の結果、延納継続の必要がないと認
めたとき、又は売渡収入を確保する必要があると認めたときは、第一
項の規定による延納許可を取消することができる。

(販賣制限)

第三十九條 公法は、政府の認可を受けて、販賣人の販賣する塩の価格を定め、これを公告する。

(法三十)

又 販賣人の前掲の販賣価格をなれば、塩を販賣することができない。

(かん水の価格制限)

(法三十の二)

第四十條 公法は、政府の認可を受けて、かん水製造者の譲渡するかん水の価格を制限することができる。

(買受販賣制限)

第三十一條 販売人は、公社から買受けた塩でなければ、これを販売することができない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一、廃業その他の事由により営業を継続することのできなくなった小売人から、その所有する塩を譲受けたとき。

二、競落により、塩を取得したとき。

2 販売人は、前項各号の場合においては、公社に報告しなければならない。

(加工禁止)

(法三十一)

第三十二條 販売人は、塩に他物を混和し、又は再製若しくは、加工を施して、販売してはならない。

(指示)

(法十七の十五、法十七の十六、法十七)

第三十三條 公社は、販売人の營業^所及び塩貯蔵所の設備、備えて置くべき塩の種類、数量、塩の保存方法その他塩の買受及び販売に関する事項について、指示するものとする。

又 第十二條の規定は、鹽に準用する。

(差益及び差損)

第三十四條 公社は、塩の売渡価格又は販売価格が改定された場合において、現に販売人が所有する塩から生ずる差益若しくは差損の全部

又 販売人は、仁寿共産の輸入の所有する商品の品種別数量を^付出なければならぬ。

第三十五條 販売人は、その必要を廃止しようとするときは、公社に届出なければならぬ。

(賣二十一)

第三十六條 公社は、左の各号の一に該当するときは、販売人の指定を取
り消すことができる。

一 この法律、又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二 この法律により公社の指定した者に従わぬとき。

三 第三十三條第一項第三号、第四号又は第五号に該当するに至つたとき。

四 正当の事由がなく、前条第三号以上営業をしなげるとき。

五 販売人が正当の事由がなく、前条第四号を過ぎ、なお買受代金を完

納しなるとき。

又 法人、未成年者又は親自治産者の場合においては、前項第一号乃至第三号の事実の有無は、第八條第三項又は第三項の規定を準用して定める。

3 第一項第一号又は第二号の場合においては、公社は、指定取消に代え、六月以上の営業停止を行うことができる。

4 第一項及び第三項により指定取消又は営業停止を行う場合、公社の付すべき通知及び取決人の提出する説明書については、第十八條の規定を準用する。

(販売人の団体)

(法十七の十六)

第三十七條 第十六條の規定は、販売人の組織する団体に準用する。

第五章 輸出

(輸出)

第三十八條 公社は、塩若しくはにかりを輸出し又は輸出のためこれを売
り渡すことができる。

第六章 雑則

(所^等の制限)

(法五)

第三十九條 公社の売り渡さない塩又はにがりをも、所有し、所持し、譲り

渡し、譲り受け、賣入し又は消費することができない。但し、正当の事

由により所有し若しくは所持するもの、並びに第六條第一項但書により

所有し、所持し若しくは消費するもの、又は第二條但書により輸入し

た塩若しくはにがりで省令の定めるものは、この限りでない。

又 前項本文の物件は、法律により没収する場合の外、公社において処分
する。

ろ かん水は、公社の許可を受けなければ、^塩製造者以外に譲り渡し若しく

は、賃入し、又は塩及びにがりの製造以外の用途に使用することができない。
但し、塩需給調整上必要があるときは、公社は、塩製造者へのかん水譲
渡について指示することができろ。

(廃業後の処分)

(法三十九)

第四十條 製造者若しくは販賣者が、その許可若しくは指定を取り消され、
又はその業務を休止し、又は廃止した際、^{（若しくは所持）}所有する塩、にがり若しくはか
ん水は、公社の指示を受けなければ、処分することができない。

又 前項の指示により、塩、若しくはにがりを公社が買い入れる場合にか

いては、第六條第二項、第十三條第二項及び第十四條の規定を準用する。

(検査及び処分)

(法三十三、三十四)

第四十一條 公社は、塩、にがり若しくはかん水の製造場、貯藏所^(イ)その他塩、にがり若しくはかん水があると認められる場所又は、塩、にがり若しくはかん水の製造、輸入若しくは販売の業務を営む場所に立ち入り、塩、にがり、かん水、器具機械、建築物、帳簿、若しくは書類を検査し、監督上必要な処分を行うことができる。

又 当該職員は、関係人を立ち合わせた上で行なければ、前項の検査を行う

ことができない。

3 当該職員が検査をする場合において、その身分を示す証書を持参し、
関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(行政代執行の費用)

第四十二條 行政代執行の手続により、費用を納付させる場合において、
義務者に交付すべき金額があるときは、公団は、これを差引くことが
きる。

(國稅徵收法の準用)

(第三十八條)

第四十三條 第十四條第四項、第二十六條第四項及び第三十四條第一項の
規定により、
（註）に納付すべき金額の徴収に關しては、國稅徵收法（昭
和三十年法律第二十一号）の規定を準用することができ、

第七章 罰則

（罰則）

第四十四條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に處する。

- 一 第七條第三項、第三十一條第一項又は第三十九條第一項の規定に違
反した者。

二 第五條の規定に違反して、塩若しくはにがりを製造し、又は製造の準備をした者。

三 第二十一條第一項の規定に違反して、塩若しくはにがりを販売し又は販売の準備をした者。

第四十五條 第二十七條の規定に違反して、塩若しくはにがりの輸入を図り又はその輸入をした者は、その何れかの十倍に相当する罰金に処する。

但し、罰金額は一萬円を下ることができない。

又 前項の価格はこの塩又はにがりの生産地若しくは仕入地における原

個に、荷造費、運送費、保険料その他輸入地に到着するまでの諸費及び輸入税に相当する全額を加えたものとする。

第四十六條 左の各号の一に該当する者は、三萬円以下の罰金に処する。

一 第十九條第一項、第二十九條第二項、第三十二條又は第三十九條第

三項本文の規定に違反した者。

二 第三十三條第四項の規定による公示の指示に違反した者。

三 第三十八條第三項に規定する監査員は、公示の許可を受けずに製造した者。

四 公社の許可した場所以外において、塩、にがり若しくはかん水を製造し若しくは貯蔵し、又は公社の定めた製造期間外において塩、にがり若しくはかん水を製造した製造者又はその製造者に場所を使用させしむる。

五 第三十條 価格をこえて、かん水を譲渡したかん水製造者、

第三十一條 左の各号の一に該当する者は、一萬圓以下の罰金に処する。

一 第七條第二項、第九條第一項（第三十四條において準用する場合を含む。）、第三十二條第二項、第三十五條又は第四十條第一項の規定に違反し

る者。

二 正当の事由がなく、第十一條、第十三條第二項若しくは第三項、第十三條第一項又は第三十九條第三項但書の規定により、公衆の知に達したる者。

三 第十二條第一項（第三十三條第二項において準用する場合）の規定に違反し、所定の帳簿を調製せず、又はその帳簿を偽り、若しくは虚偽の記載をした者。

四 第十二條第二項（第三十三條第二項において準用する場合）を含む。

第三十四條第二項の規定による報告若しくは届出を怠り、又は虚偽の報告若しくは届出をした者。

第三十四條第二項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者。

第四十八條 当該官吏若しくは公社の当該職員の負任に対し、虚偽の答弁をなし、又は当該官吏若しくは公社の当該職員の職務執行を拒み、これを忌避し若しくはこれに支障を加えた者は、一萬円以下の罰金に処する。その刑法に正條のあるものは刑法による。

第四十九條 この法律の犯罪に係る虚偽にがり又はかん水は、これを没収

する。

又 前項の物件を他に譲り渡し若しくは消費したとき、又は他にその物件の所有者があつて、没収することのできないときは、その価額を徴する。

第五十條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人若しくは人の業務又は財産に關して、この章に規定する違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金を科する。

第五十一條 この章に規定する違反行爲をした者には、刑法第三十八條第

第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定を適用しない。

第五十二條 國稅征収法（明治三十三年法律第六十七号）は、この法律の違反事件に準用する。但し、同法に定めたる職務を行う官吏又は公社の職員は、政令をもつて定めらる。

附 則

第一條 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

第二條 鹽專賣法（明治三十八年法律第十号）は、これを廢止する。

第三條 鹽專賣法（以下旧法という。）又はこれに基づく命令により、許可

又は指定された者は、この法律により公社が許可^{又は指定}した者とみなす。

2 旧法又はこれに基づく命令による指示は、この法律により公社が指示したものとみなす。

3 この法律施行前に、政府が決定した塩及びにがりの價格は、この法律

施行後においても、効力を有する。

4 この法律施行前に、政府が決定した塩及び水、水の制限価格は、この法律施行後においても、効力を有する。

5 旧法又はこれに基く命令による申請等は、この法律によりなされたものとする。

第4條 旧法又はこれに基く命令による処罰若しくは処分又は許可若しくは指定の取消は、この法律によりなされたものとする。

第5條 この法律施行前に、旧法により処罰すべきであつた行為^{（行為）}には、こ

の法律施行後におき、従前の例による。

二 この法律施行前、又はこの法律に基く命令により処分すべきであつた行為については、従前の例により、公社が処分する。

第六條 この法律施行前に、政府の売り渡した處及びにがりは、この法律により、公社の売り渡したものとみなす。

第七條 旧法により設立された塩業組合及び塩業組合連合会は、附則第二條の規定にかかわらず、この法律施行後も三箇月を限り、なお存続するものとする。

2 前項に掲げる塩業組合及び塩業組合連合会については、旧法第十七條の三乃至第十七條の十三並びに塩業組合令（昭和十八年勅令第四四二号）及び塩業組合令施行規則は、附則第二條の規定にかかわらず、なおその効力を有する。これらの法令による認可の効力についてもまた同様とする。

3 第一項の塩業組合のうち、商工協同組合法（昭和二十一年法律第五十一号）による商工協同組合にならうとするものは、同項の期間内に、定款を定め、公社に申請して認可を受けなければならない。

4 前項の規定により前二項の所定に反するものは、前項の塩業組合の権利義務を侵害的に承認するものとして認められはしない。

5 第三項の規定により前二項の所定を定めた塩業組合は、商工協同組合法に基づき登記をしたものに準じて、前二項の所定を定める。

この場合において、前二項の所定を定めるに当たっては、行政官及び青森の手続を定めるものとする。

6 第三項の所定を定めるに当たっては、前二項の所定を定めるに当たっては、行政官及び青森の所定を定めるものとする。

裏面白紙

いでは、思ひは、心をよめる、心の効力を言ふ。

第八條

同組合司、
（下）作組
（上）作組
（中）作組
（下）作組

第九條

組
合
レ
ー
フ
に
、

工業協同組合

51

136

の規定により、組合員の全員がその出資額の外一定の金額（保証金額）を限度として責任を負担することとした場合は、その金額を当該製塩工業組合に対する出資とみなす。

この前項の場合においては、既存の塩業組合に対する出資の持分の上に存する買権は、製塩工業協同組合に対する出資の持分の上に存するものとする。

第十條 附則第六條第三項の規定により公認を受けた塩業組合は、同項に掲げる期間内に、遅滞なく登記の手続をしなければならない。

一 前条の趣旨内の一として塩業組合は、同趣旨内に登記が完結している場合においても、必要に依りて登記があつたものとみなす。

第十一條 附則第六條第三項の規定により既存の塩業組合が製塩工業協同組合となつたときは、法人税法中清算手続に関する規定は、これを適用しない。

第十二條 農林中金庫法の一部を次のように改正する。

第五條第一項「塩業組合連合会又は塩業組合」の下に「製塩工業協同組合」を加える。

第十三條

この法律施行の際、既に鹽專賣法臨時特例（昭和二十年勅令第
七百二十九号）の規定により塩、にがり又はかん水の製造に関し政府に
届出をなしている者は、この法律施行の日から一月以内にこの法律によ
り製造許可の申請をし、公社の許可を受けなければならぬ。その期
間内は塩、にがり又はかん水の製造をすることが出来る。

二 公社は、前項の許可をする場合、前八條第一項第四号又は第五号に該
当する者に於ては、製造期間を一年以上に制限することが出来る。

第十四條

この法律施行の際、既に鹽專賣法臨時特例の規定により、塩、

にかり又るか、松ノ製造に關し政府に届出を爲して製造した塩及びにが
りを所有し、若しは内作し、又前條第一項の範圍内において製造す
る塩及びにがりす、これを公に納付したるものではない。但し、第
三條第一項但書の規定により公に納付するものとしないものについ
ては、この限りである。

煙草專賣法改正要綱案

八二五、一二一 專賣局

一、販賣に關する規定を續け、且つ附註の法一、法文の民主化を圖るため、全文改正を行うこと。

二、最近の立法例に従ひ、法律の目的を掲げること。

三、たばこ專賣法の與税機關としての、日本專賣公社の権限を法律上の地位を規定すること。

四、專賣權の對象を明確にするため、たばこ、葉たばこ、製造たばこ及び製造たばこ用巻紙の定義を規定すること。

五、たばこの耕作許可、製造たばこ小売人の指定及び製造たばこ用巻紙製造の許可につき資格條件を規定すること。

六、前項の許可及び指定の取消條件を規定すること。
葉たばこの買入価格は、公社が決定し得るものとする。

八、製造たばこの販賣価格は政府の認可を受けて公社が決定し得るものとする。
製造たばこ又は製造たばこ用巻紙の製造に關する事項中國民の權利義務に關係する事項については、新憲法の精神に則りすべて法律に繼ぎ、

むこと。

五、葉たばこ及び製造たばこの売渡代金につけて延納を許可することである。
きるものとする。

六、公社はたばこ耕作者の組織する団体（上掲禁止製造たばこ小売人の組織）
する団体に対し、専売事業執行上必要と認め又は補助等を付すべ
きこととを争ひ得ること（交付金を支払ひ得る規定を設けること。）

七、製造たばこの製造を公社の獨占とする。

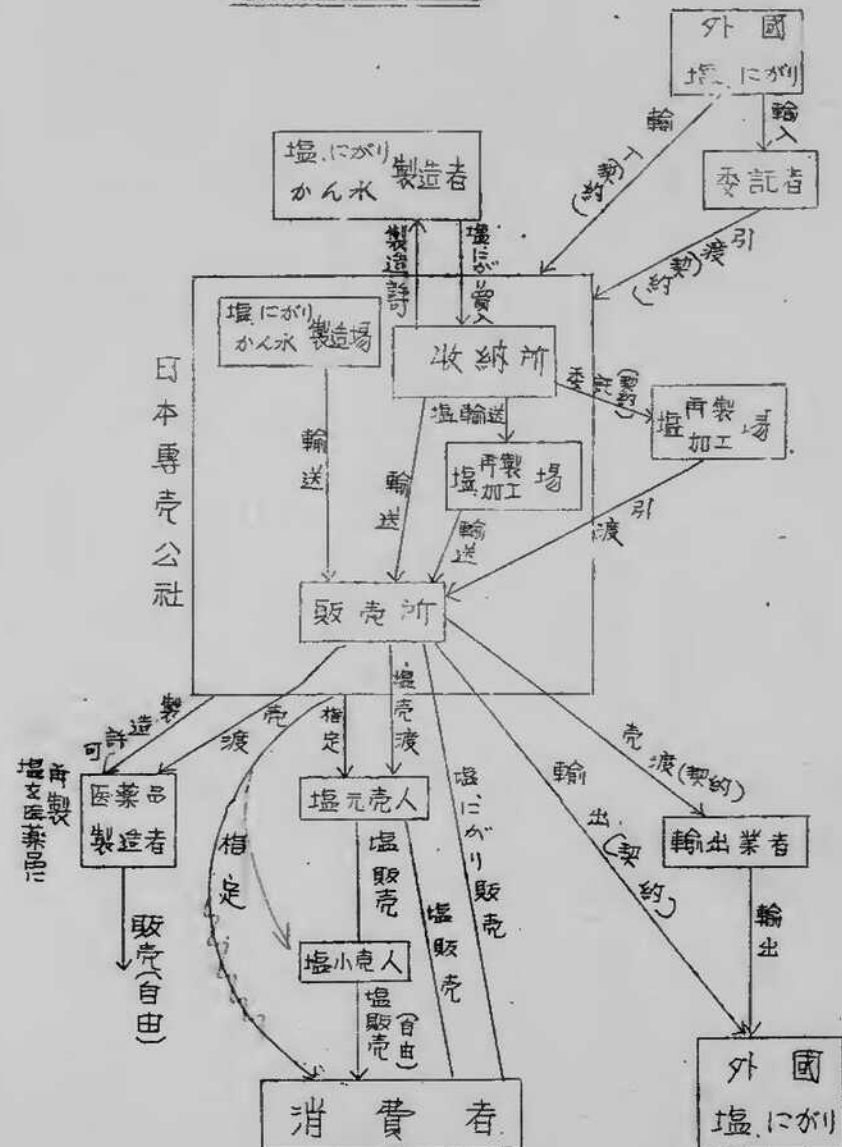
八、葉たばこ又は製造たばこを専賣等（専賣等）の特別用途に寄附し得る

規定を設けること。

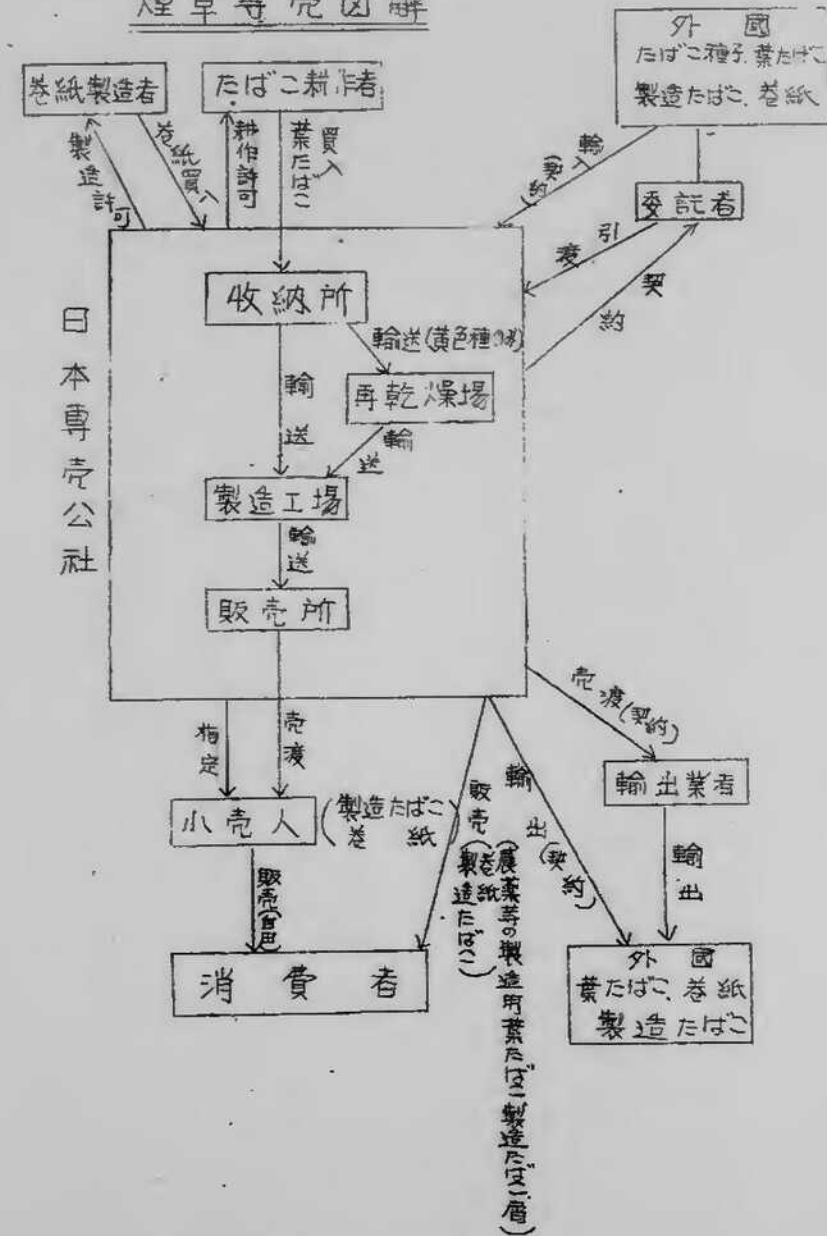
九、検査を行う場合に又関係人（立合）を出席せしめ、検査職員をしてその第
分を示す証票を携帯せしめることを規定すること。

十、処罰條項を整備すること。

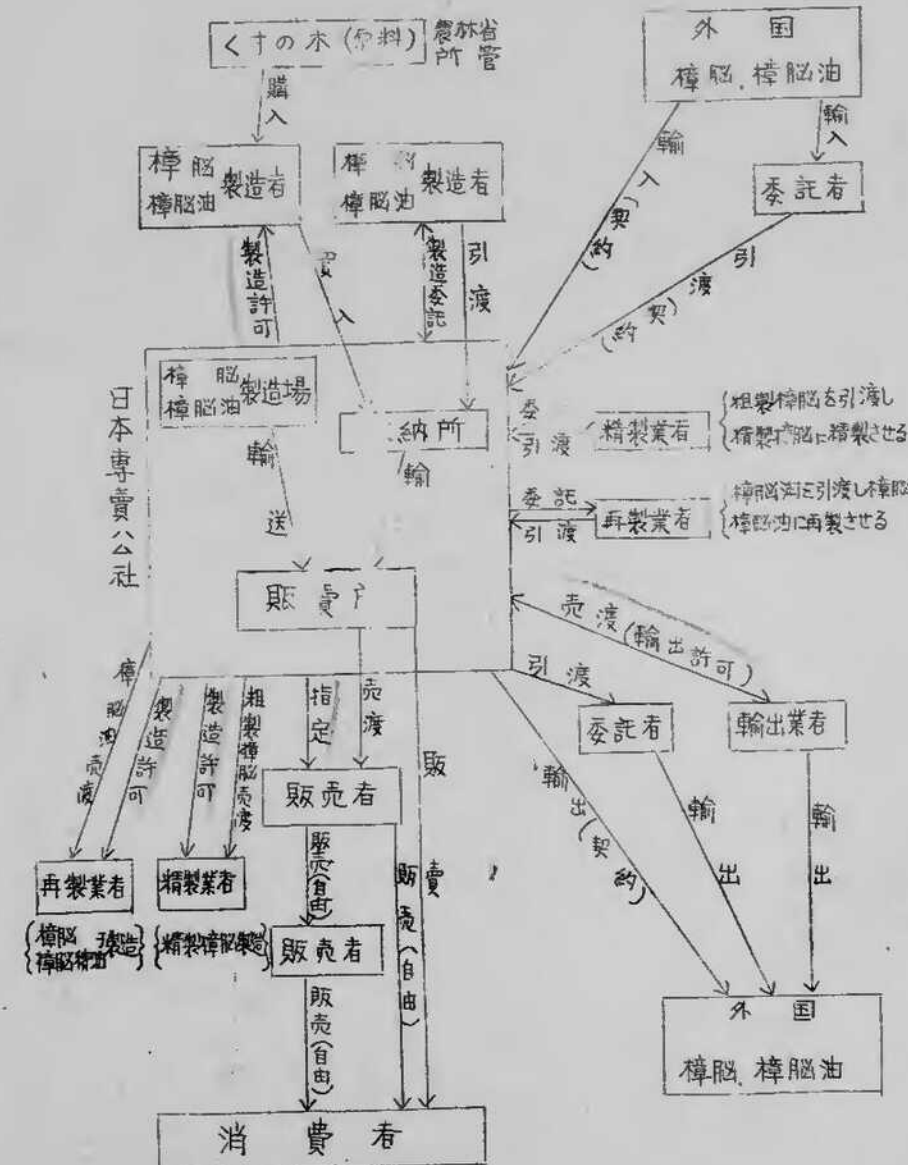
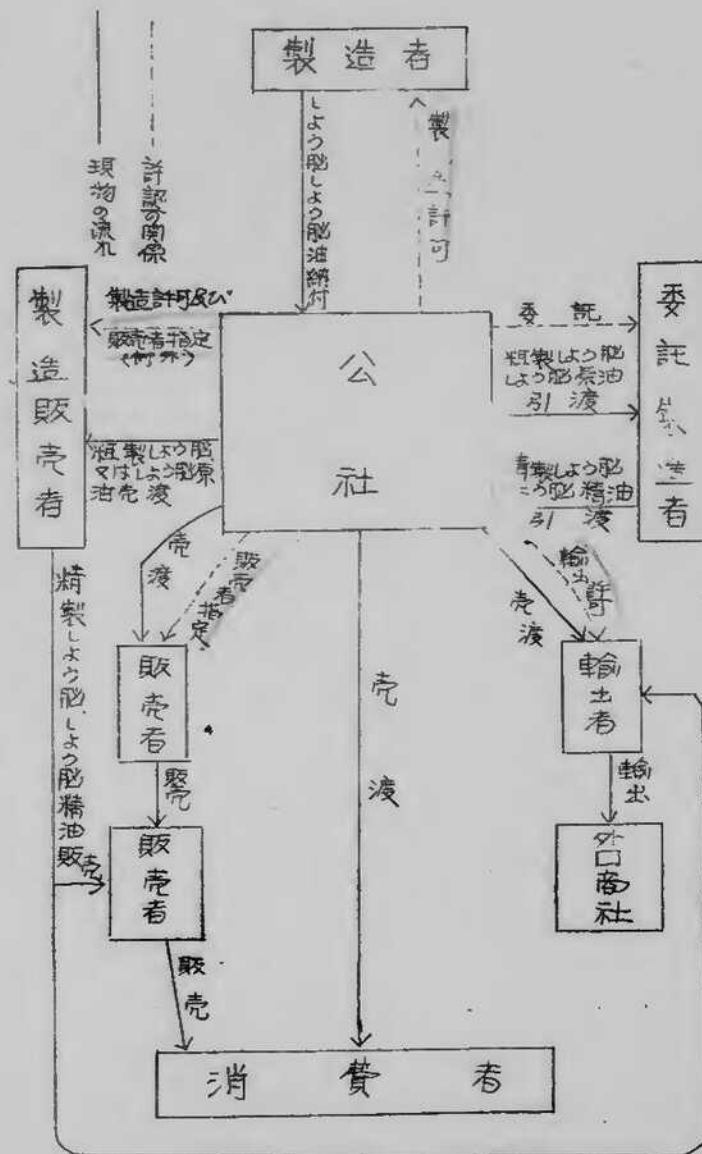
塩専売図解



煙草専売図解



樟脳専賣図解



煙草專賣法を改正する法律案

煙草專賣法（明治三十九年法律第十四号）を次のように改正する。

たは二專賣法

目次

第一章 總則	（第一條）	第四條
第二章 料作	（第五條）	第二十七條
第三章 製造	（第三十八條）	
第四章 輸入	（第三十九條）	
第五章 販賣	（第三十條）	第四十六條
第六章 輸出	（第三十七條）	第五十一條
第七章 卷紙	（第五十二條）	第六十二條
第八章 雜則	（第六十三條）	第七十二條
第九章 罰則	（第七十三條）	第八十二條
附則		

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、財政收入の確保を図り、併せてはこの事業の健全な発達を期することを目的とする。

(権能)

第二條

(法一)

葉はこの買入、輸入及び売渡、製造はこの製造、輸入及び売渡並びに製造にはこの用巻紙の買入及び売渡の権能は政府に専属する。

(日本専売公社)

第三條

前條に規定する政府の権能は、この法律及び日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の定めるところにより、日本専売公社(以下公社という。)としてその実施に当らしめる。

(定義)

第四條 この法律において「たばこ」とは、たばこの葉の植物をいう。

2 この法律において「葉たばこ」とは、たばこの葉をいう。

3 この法律において「製造たばこ」とは、葉たばこを主原料とし、喫煙用、かき用又はかき用に供せしめる製造したものをいう。

4 この法律において「製造たばこ用巻紙」(以下巻紙という。)とは、製造たばこを巻紙に使用せしめる紙をいう。

第一章 附則

(附則の適用)

第五條 本附則は、公衆衛生委員会の許可を受けた者でなければ製造するたばこを製造しない。

(取組)

(法三)

(法四)

裏面白紙

第六條 公債は、第一の條第三項の規定により廢棄するものと除き、たゞ

二項の款より還付し、又はたゞ第二項の款より收斂する。

前項の款は、公債に定め、予め公債する。

(附則)

（本五）

第七條 公債は、たゞこの附則に規定する。

(附則)

（本六）

第八條 公債は、第一の條第三項の規定により廢棄するものと除き、たゞ

二項の款より還付し、又はたゞ第二項の款より收斂する。

(附則)

（本七）

第九條 公債は、たゞこの附則に規定する。

(附則)

（本八）

第十條 公債は、たゞこの附則に規定する。

2 前項の許可事項を変更し、又は耕作を廢止しようとするときは、公社に申請して許可を受けなければならぬ。

3 前項の耕作廢止の許可申請が、正當の事由に基いてなされたときは、公社は、公益に阻害されない限り、許可を拒むことができない。

(許可の制限)

第四條 公社は、左の各号の一に該当する者に対しては、前項の耕作を許可しないこととする。

（中令二条の二の二に準じて適用する。）

一 この法律に基いて、耕作を許可された公社の、耕作を廢止の日から二年を経過する日。但し、耕作を廢止した公社に對しては、その耕作の終了の日から二年を経過する日。

二 この法律に基いて、前項の耕作の許可を取り消された、取消の日から二年を経過する日。

三
其本一也
不良六折

不造之過あり、故十二卷を改し、十三卷とす。

故碑に「（一）」とあるに、これは一を数にしてふたつを二とする意

新學園、居し、たいてい。

[illegible]

上ノ
 金に
 いて
 は、
 町
 野
 又
 藤
 一
 小
 眞
 の
 作
 一
 一

天竺國名

[illegible][illegible]

有、祖、父、に、関、し、て、手、書、に、由、り、
有、り、と、云、ふ、事、也、

この張りはよい。

(2)

15

156

2 には、苗を成すようとする者は、毎年苗木の位置及び坪数を定めて、

公社に申請し、許可を受けなければならぬ。これを違反し、又はたは

二箇の育成を停止しようとするときも同様とする。

3 苗木の育成の規定は、前項の苗木の育成を停止する場合に、準用する。

4 苗木の育成を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、公社の許可を受けなければならぬ。

(附則 苗木の育成)

(法十)

5 苗木の育成者は、公社の定める方法及び手続により、その耕作

を営むときは、公社の許可を受けなければならない。

(法十二)

第十五條 公社は、收穫前に、素に於ける收穫量日又は其數を査定する。

但し、査定の必要がなはと認めたるときは、これを省略することを得る。

又、此の耕作者は、前項の査定の場合と、立合はなければならぬ。

若し、立合が無いときは、其の査定に對して、異議を申し立てること
を得ない。

(査定に対する異議)

(法十二)

第十六條 此の耕作者は、前條の量日又は其數の査定に不服があるときは、直ちに異議の申立てをすることが出来る。

又、異議の申立てがなされたときは、公社は、一人以上の鑑定人と選定し、その意見を徴して、これを決定する。この場合、鑑定人は、その半
數を、公社の職員で充てるものから選定しなければならない。

3 異議申立人の主張する葉は二つの量目又は葉数と、前項決定額との差が、前條の査定額と前項決定額の差より大であるときは、鑑定に關する費用は、異議申立人の負担とする。

、査定前の葉は二枚取又は幹根後除)

(法十三)

第十四條 此條の耕作者は、第十四條の査定を受けるときは、公租の許可を受けなければ、その査定前に、葉は二枚取し、又は幹根を抜き取る、トを旨い。前條により、異議の申立をした者は、その決定前においても、また、同様とする。

(收穫後の処置)

(法十四)

第十五條 此條の新作物は、一層葉の收穫を終つたときは、直ちにその幹根を抜き取り、その幹根に附いてゐる葉はこれを廃棄しなければならぬ

2 にはこの種子の採取又は二番葉の收穫をしようとする者は、公社の許可を受けなければならない。

3 前項の場合において、採取又は收穫を終つたときは、第一項の処置をしなければならない。

(納付)

(法十五)

第十四條 にはこの耕作者は、その收穫した葉を、乾燥調理の後に、すべて公社に納付しなければならない。

2 公社は、前項の納付の期日及び場所を定める。

3 にはこの耕作者は、その收穫した葉を、公社へ納付するに適したものを、公社の承認を受けて廢棄しなければならない。

(鑑定及び再鑑定)

(法十六)

第二十條 公社は、左の耕作者の納付した葉はこの鑑定し、その等級に相当する收納代金を支拂う。

2 左はこの耕作者は、前項の鑑定に不服であるときは、再鑑定を求めるところである。但し、收納代金の支拂を請求したときは、この限りでない。

3 再鑑定の申立があつたときは、公社は、二人以上の鑑定人を選定し、再鑑定を行わせ、その等級を決定する。この場合、鑑定人は、少くともその半数を、公社の職員でない者から選定しなければならない。

4 再鑑定の結果、葉はこの等級が、第一項の鑑定より上進しないときは、再鑑定に要する費用は、その申立人の負担とする。

(納付数量の不足)

(法十七)

第二十一條 左はこの耕作者が、納付した葉はこの量目又は葉数が正当の

事由がたつて、公社の査定又は決定した量目又は葉数に達しないときは、公社は、その不足額に対して、第二十二條第二項の規定に準じて算定した金額の二十倍以下を納付させることができる。

(耕作面積の減少又は耕作廃止)

(法十八)

第二十二條 には、耕作者が、公社の許可を受けないで、耕作面積を減少し、又は耕作を廃止したときは、公社は、その減作地又は廃作地に生産すべき葉はこの価格に相当する金額を納付させることができる。

2 前項の葉はこの価格は、その年における近傍類似地は、耕作地の葉または生産額及びこれに対する収納代金を標準として、算定する。

(法十九)

第二十三條 には、耕作者が、その耕作面積を減少し、又は耕作を廃止し

た場合において、その耕作を承継する者がないときは、公社は、その現
存するたはこ又はたはこ苗を、放棄せしめることのできる。

（葉たはこの運送）

（法二〇）

第二十四條 たはこ耕作者の葉たはこは、その耕作地、乾燥場、蔵置場又
は公社の指示する納付場所の外、他に運送することとできない。

2 公社は、必要と認めるときは、葉たはこ運送の通路及び時間を指示す
ることのできる。

（災害補償）

（法三〇の三）

第二十五條 たはこ耕作者の耕作したたはこ又は葉たはこが、風害、水害、
震害、ひょう害、かみ害、病害その他の災害にかかり、著しい損害を受
けたときは、公社は、大蔵省令の定めるところにより、そのたはこ耕作

者に損害の一部に対する補償金を交付することが出来る。

(たはこ耕作者の団体)

(法二〇の二)

第二十六條 公社は、たはこ耕作者の組織する組合又はその連合組合に対し、専断事務執行上必要な施設又は補助をなすべきことを命じ、その他必要な指示をすることが出来る。

2 公社は、前項の組合又は連合組合に対し、大蔵省令の定めるところにより、交付金を交付する。こが出来る。

(試作)

(法二一)

第二十七條 たはこの試作をしようとする者は、公社の許可を受けなければならぬ。

2 前項の試作に關しては、第六條、第九條、第十條、第十三條、第十三

條、第十九條、第二十條第一項、第二十三條及び第二十四條の規定を準用する。

第三章 製造

(製造)

第十八條 製造とは、公社で行なはれ、製造することを行ない。

第四章 輸入

(輸入)

(法二)
(法三)

第十九條 又は種子、葉又は又は製造とは、公社で行なはれ、輸入することを行ない。但し、公社は、特に必要があるときは、その輸入を委託し、又は健康上若しくは習慣上欠くことのできない製造とは

2 前項但書後段の規定により輸入した製造品は、他に譲り渡すことができない。

第五章 販賣

(小売人の指定)

(法二二)

第三十條 製造品は、公社又は公社の指定した製造品はこの小売人²以下小売人という。でなければ、販賣することができない。

(指定の申請)

(規二)

第三十一條 小売人の指定を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を、公社に提出しなければならない。

- 一 予定営業所の場所、店舗設備の構造及び予定営業所附近の略図
- 二 営業用資金総額及び製造品は、二取お予定高。

三 現に営む事業の種類

四 個人であるときは、その者の住所及び本名。

五 法人であるときは、その法人名、主たる事務所の所在地、資本金額

及び役員の名、

(指定の制限)

第三十二條 公社は、左の各号の一に該当する者を、小売人に指定しない
こととできる。

一 この法律に基いて処罰又は処分せられ、処罰又は処分の日から二年
を経過する者。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終つ
た日から二年を経過する者。

二 この法律に基いて、小売人の指定を取り消され、取消の日から二年

を経る者。

三 製造したこの小売業を営むに必要店舗、設備及び資金を有しない

者。

四 製造したこの品質保持上ノ不適当な物品を取り扱つてゐる者。

五 製造したこの取扱予定高が、公定の定める標準に達しないと認められ

る者。

六 破産者で復権を得た者。

二

法人、未成年者又は保治産者の場合においては、前項第一号、第二号

及び第六号の事実の有無は、第十條第二項又は第三項の規定を準用して

定める。

(指定書の交付)

第三十三條 公社は、小売人を指定する場合には、営業所毎に三年以内の
期間を定め、指定書を交付する。

公社は、前項の指定期間が満了し、引き続き指定を要する場合におい
ては、第三十一條の申請をまたないで指定することゝできる。

(定価)

(法ニ三)

第三十四條 公社は、政府の認可を受けず、製造はこの小売定価を定めて
公告する。

小売人は、前項の小売定価でなければ、製造はこの小売定価を販売することと
できない。

(揭示義務)

(規一七)

第三十五條 小売人は、その営業所に、製造はこの小売定価表を掲げな

けられなければならない。

(帳簿及び報告)

(規一八)

第三十六條 小売人は、帳簿を調製し、公社の定める事項を記載しなければならぬ。

2 公社は、必要と認めるときは、小売人をして、その所有する製造品はこの品種別数量を報告させることができる。

(買受販売制限)

第三十七條 小売人は、公社から買入れ、製造品はこれなければ販売することができない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 廃業その他の事由により、営業を継続することのできなくなつた小

売人から、その所有する製造品はこれを譲り受けたとき。

一 競落により、製造品はこれを取得したとき。

い。小売人は、前項各号の場合においては、公社に報告しなければならぬ。

(販売禁止)

(法二四)

第三十八條 小売人は、製造品はこのお客若しくは包装を改変し、又は包装の破壊し若しくは汚染した製造品はこれを販売する事と本でできない。

(指示)

(法二のII2)

第三十九條 公社は、小売人の営業所の設備、営業に関する帳簿及びその記載方法、営業所に備えて置く製造品はこの品種類数量、製造品はこの保存方法、製造品はこの販売方法その他販売に関する事項について指

示することができる。

(差益及び差損)

(規十三の二)

第四十條 公社は、製造たはこの小売定価が改定せられた場合において、現に小売人の所有する製造たはこのから生ずる差益又は差損の全部又は一部を、小売人に納付させ、又は小売人に対し拂い戻すことができる。

(引換)

(法一九)

第四十一條 製造たはこの各号の二に該当するときは、公社は、小売人の請求により、これを引き換えなければならぬ。

- 一 品貨が悪変したとき。
- 二 包装が破損し、又は汚染したとき。
- 三 前各号の外、公社が販売に適しないと認めたととき。

2 前項の引換の要因が、公社の責に帰すべき場合又は不可抗力による場合を除き、小売人は、製造又はこの価格の減りに相当する金額を納付しなければならぬ。

(営業の廃止)

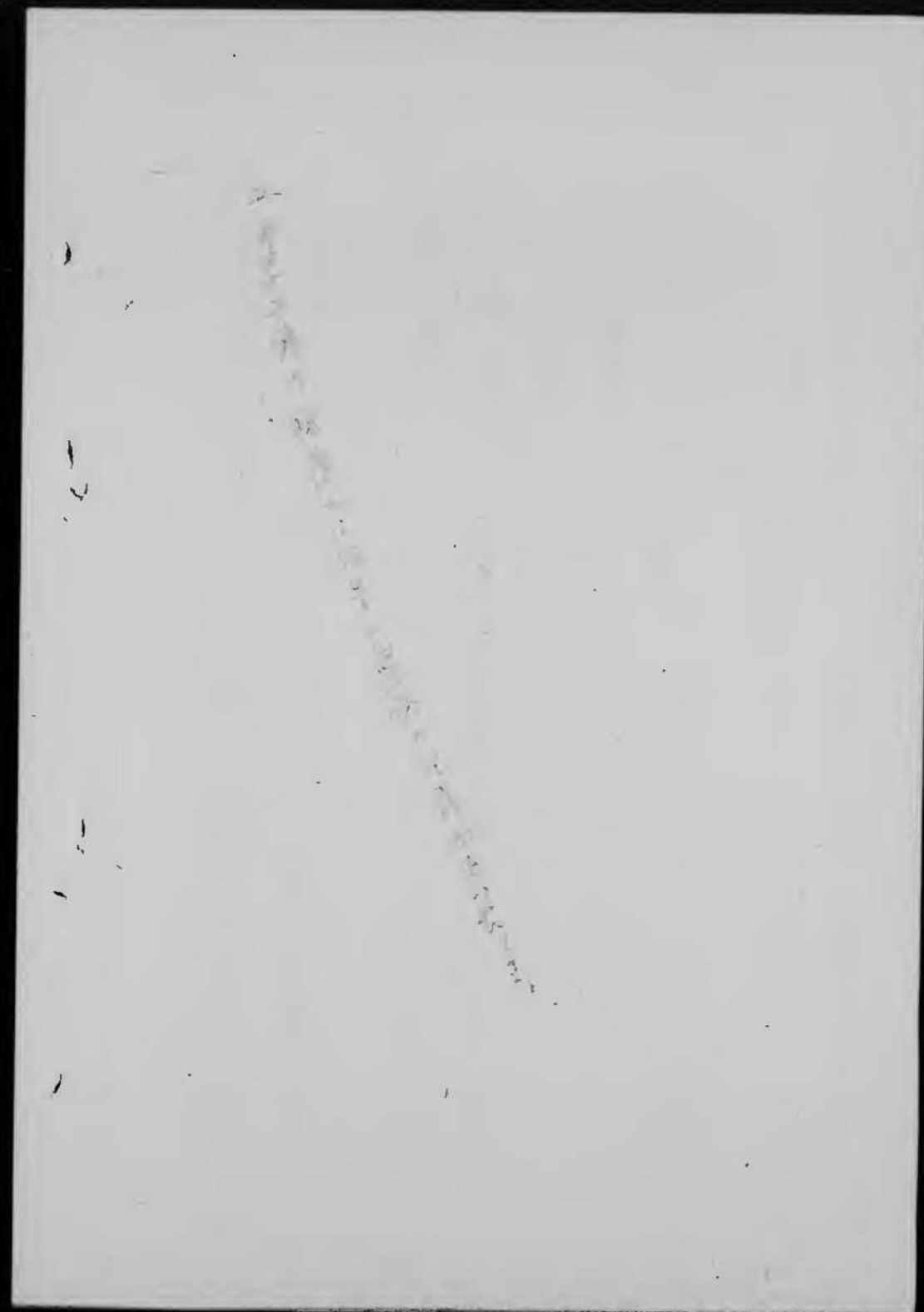
(規二〇)

第四十二條 小売人は、その営業又は営業所を廃止しようとするときは、公社に届け出なければならぬ。

(指定の取消及び営業停止)

第四十三條 公社は、左の各号の一に該当するときは、小売人の指定を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく大蔵省令に違反したとき。
- 二 この法律により公社の指示した事項に従わないとき。



第三十二條第一項第四号又は第六号に該当するに至つたとき。

四 正当の事由がなく、引き続き一月以上営業をしないとき、又は製造

三 一の買受高が、引き続き三月以上公社の定める標準に達しないとき。

五 法人、未成年者又は禁治産者の場合においては、前項第一号、第二号

及び第三十二條第六号の事実の有無は、第十條第二項又は第三項の規定を準用して定める。

(法ニムリニ)

第三十二條第一号又は第二号の場合においては、公社は、指定取消に代え、

一月以内の営業停止処分を行うことができる。

第四十四條 前條の規定により、小売人の指定取消又は営業停止処分をしようとするときは、公社は、予め本人にその旨及び本人がこれに不服のあ

るときは、弁明書を提出するよう、通知しなければならない。

- 2 前項の弁明書の提出があつたときは、公社は、これを審査した後でなければ、小売人の指定を取り消し、又は営業停止処分をするゝことができない。但し、前項の通知の日から二十日以内に弁明書の提出があつたときは、この限りでない。

(買戻)

(規ニ六)

第四十五條 小売人は、その営業を廃止したとき、指定を取り消されたとき、その他営業を継続することできない事情が生じたときは、その事実の発生後三十日以内に、現存する製造品はこの買戻を公社に請求することができる。

- 2 前項の規定により、買戻を請求した製造品は、公社の責に帰すべ

き事由又は不可抗力によらないで、第四十一條第一項の各号の十二に該当するに至つたものであるときは、会社中、拂い戻すべき金額より、価格の減少に相当する金額を控除する。

(小売人の団体)

第四十六條 第二十六條の規定は、小売人の組織する団体に準用する。

第六章 輸出

(輸出)

(法二五)

第四十七條 公社は、葉たはこ若しくは製造たはこを輸出し、又は輸出のためこれを売り渡すことができる。

(帳簿及び証明書類)

(法二六)

第四十八條 前條の規定により、輸出のため、葉たはこ又は製造たはこを

受けた者は、帳簿を調整し、公社の定める事項を記載した中水はな
らない。

2 前條の規定により、輸出のため葉たばこ又は製造たばこを買い受けた者は、公社の指示した期間内に、輸出免状及び外国仕向港に陸揚をしたことを証する書類を 公社に提出しなければならぬ。

3 正当の事由がなく、前項の免狀及び書類を提出しないときは、真作と輸出しなかつたものとみなして、公社法第五十一條の規定により、相当金額を納付させる。

(輸出前の制限)

第四十九條 輸出のため 公社から買ひ受けた葉たばこ又は製造たばこは、輸出前に他に移譲渡し、又は消費することができない。但し、譲渡につき、

[illegible]

裏面白紙

公社の許可を授けられた場合は、この限りでない。

二 使用に適しなくなった葉たばこ又は製造たばこは、公社の許可を受け、廃棄することができる。

(輸出の取止)

(法二八)

第五十條 輸出のため公社から買入れ受けた葉たばこ若しくは製造たばこは、輸出を取り止めたとき、又は買受の日から一年を過ぎ、これを輸出しないときは、公社は、その使用に適するものに限り、これを納付させ、その他のものは、これを廃棄せしめることができる。

五十一 前項の規定により、納付するときは、公社は、これを鑑定して、代金を算出する。但し、その代金は、公社の売り渡した価格を超過してはならない。

(不足額に対する追徴)

第五十一條 この章の規定により、輸出し、納付し及び廃棄した葉はこの並びに現存する葉はこの総量目か、会社から買ひ受けた葉はこの総量目に比し、正当の事由がなくて不足したときは、公社は、輸出者をして、その不足數量に対し、売渡価格に相当する金額の四倍以下を納付させる。製造たはこれについてもまた同様とする。

第七章 巻紙

(製造の許可)

(法三三)

第五十二條 巻紙は、公社の許可を受けた者でなければ、製造することゝできない。

2 巻紙を製造しようとする者は、製造場毎に、製造場、蔵置場及び製造

製造計画を定め、公社に申請して、許可を受けなければならぬ。

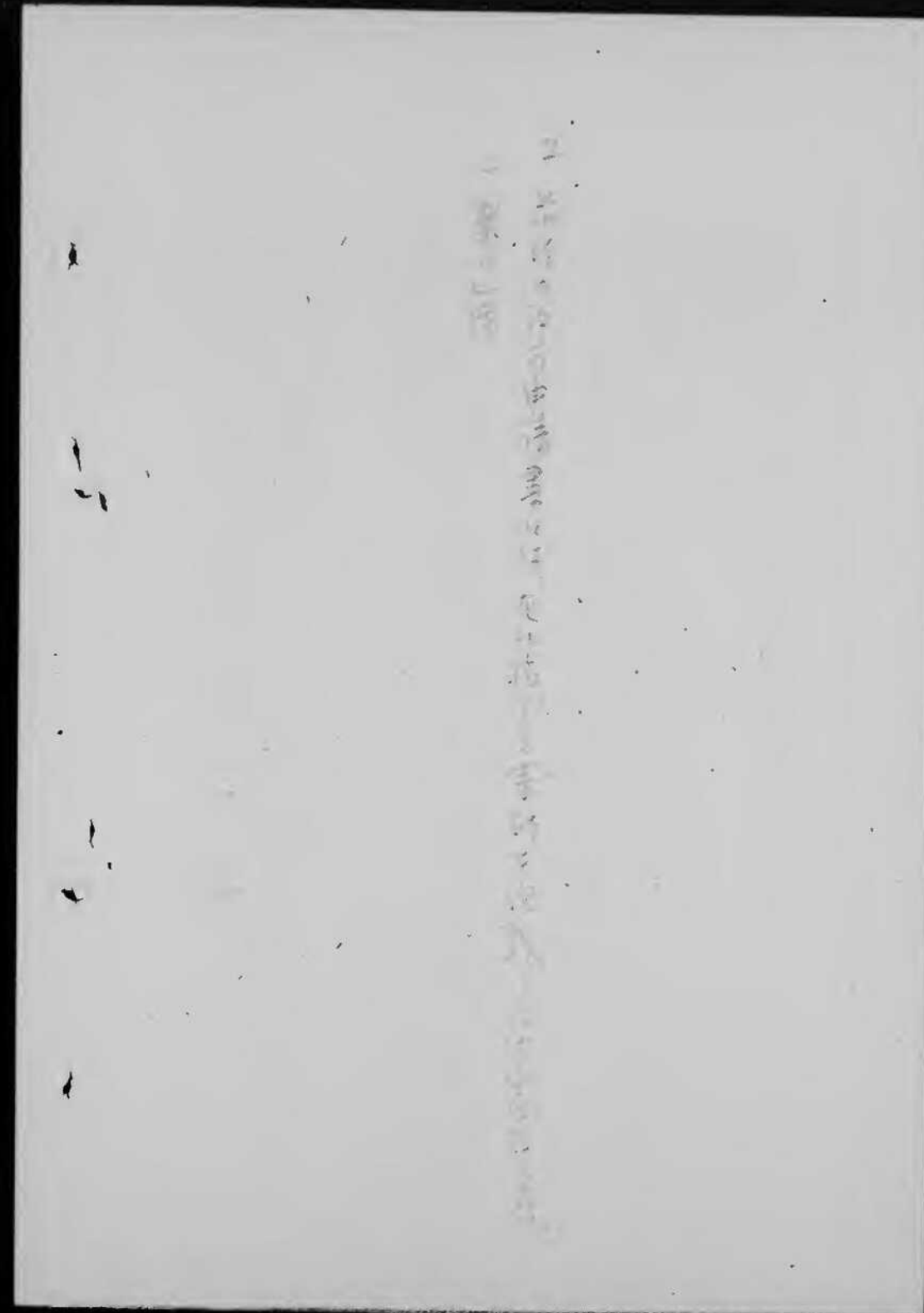
三、前項の許可事項を変更しようとするときは、公社の許可を受けなければならぬ。

(製造許可の制限)

第五十三條 公社は、左の各号の一に該当する者に対しては、巻紙の製造を許可しないことができる。

一 この法律に基いて、処罰又は処分せられ、処罰又は処分の日から二年を経ない者。但し、懲役に処せられた者については、その執行の終了の日から二年を経ない者。

二 この法律に基いて、巻紙製造の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者。



巻紙の製造に必要な設備及び資金を有しない者。

四 巻紙の製造予定高が、公社の定める標準に達しないと認められる者。

五 破産者で復権を得ない者。

二 法人、未成年者又は禁治産者の場合においては、前項第一号、第二号及び第五号の事実の有無は、第十條第三項又は第三項の規定を準用して定める。

(收納)

(法三三の二)

第五十四條 公社の許可を受けて、巻紙を製造する者（以下巻紙製造者）

は、その製造した巻紙は、公社がすべて收納する。但し、第五十五條第

三項の場合には、この限りでない。

二 公社は、巻紙の品質、規格及び收納価格を定める。

(附則)

二 巻紙の品質、規格及び收納価格を定める。但し、第五十五條第

(納付)

第五十五條 卷紙製造者は、その製造した卷紙を、すべて公社に納付しなければならぬ。

(法三三の三)

2 公社は、前項の納付の期日及び場所を定める。

3 卷紙製造者は、その製造した卷紙を公社へ納付するに適しないものを、公社の指示するところにより、処理しなければならない。

(検査)

第五十六條 公社は、巻紙製造者の納付した巻紙を検査し、その品質及び規格に相当する收納代金を支払う。

(帳簿)

第三十七條 巻紙製造者は、^作公社の定める事項を記載しなければならぬ。

(指示)

第五十八條 公社は、^{（公社の定める事項を記載し、）}巻紙製造者に対し、巻紙の製造につけて指示する。とすることができる。

(製造休止及び廃止)

第五十九條 巻紙製造者は、巻紙の製造を休止し、又は廃止しようとする

(法三三の七)

ときは、公社の許可を受けなければならぬ。

3 巻紙製造者は、巻紙の製造を休止し、若しくは廃止したとき、又は製造許可を取り消されたときは、現存する巻紙の原料、原質又はその半製品については、公社の承認を受けなければ、これを処分する事とできない。

2 巻紙製造業者は、許可申請が、正当の事由に基づいてなされたときは、公社は、公社に及ぼす制限の許可を拒むことができない。

(許可の取消)

(法三七〇ニ)

第六十條 巻紙製造者が、左の各号の一に該当するときは、公社は、製造の許可を取り消すことができる。

一、この法律——又はこの法律に基く省令に違反したとき。

大蔵

二 この法律により、公社の指示した事項に準ずるとき。

三 第五十三條第一項第五号又は第五号に該当するに至つたとき。

四 正当の事由がなく、引き続き六月以上巻紙の製造を中止するとき、又は

三又前項の規定により許可を取り消した場合に於ては、公社は、一定の期間

内製造その他必要行為を継続させることができる。この場合において

三第一項の規定により、許可の取消を行う場合、公社のなすべき通知

及び巻紙製造者の提出する弁明書に基づき、第四十四條の規定を準用

する。

(販賣)

(法三三の八)

第六十一條 巻紙は、公社又は小賣人を経なければ、販賣することができな

裏面白紙

い。
又、巻紙の販賣に於ては、第三十四條から第四十一條までの規定を準用する。

(輸入)

(第三の九)

第六十二條 公社は、巻紙を輸出し、又は輸出のため、これを賣り渡すことができる。

巻紙は、公社又は公社の委託を受けた者でなければ、輸入することができない。

第三 前二項の場合には、第四十八條から第五十一條までの規定を準用する。

第八章 雑則

（特別賣渡）

第六十三條 公社は、農薬等の製造等に供する用途に、葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこの屑を賣り渡すことができる。

又 前項の規定により、葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこの屑を賣り渡す者は、その用途以外に使用することを得ず。

第三項の規定により、葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこの屑を賣り受けた者は、公社の定めるところにより、帳簿を調製し、農薬等の製造又は製品の処分に関する事項を、記載しなければならぬ。

（賣渡代金の延納許可）

第六十四條

公社は、葉たばこ、製造たばこ、葉たばこ若しくは製造たばこの屑又は巻紙を賣り渡す場合において、特に必要があると認めるときは、政府の認可を受けて、その代金の延を許可することができる。
(通本及び標本)

第六十五條

公社は、見本又は標本に供するものに限り、葉たばこ若しくは製造たばこを交付し、又はその輸入を許可することができる。

又 前項の規定により、交付又は輸入の許可を受けた葉たばこ又は製造たばこを処分しようとするときは、公社の指示を受けなければならぬ。
(器具機械の製作等の制限)

第六十六條

製造たばこの製造用器具機械は、公社の許可を受けた者でなければ、製作し、販売し、藏置し、輸出し又は輸入することができない。

(所有等の制限)

第六十七條 何人も、この法律に於いて認め
た場合の外、たばこ種子、
たばこ苗、たばこ葉、たばこ、公社の賣り渡さざり製造たばこ若しくは
巻紙又は製造たばこの製造用器具機械を所有し、所持し、譲り渡し、
譲り受けることとできない。但し、正当の事由により、これを所有
し、又は所持することは、この限りでない。
又、前項本文の物件は、法律により没収する場合の外、公社に於いて没収
する。

(代用品の製造及び販売禁止)

第六十八條 何人も、営業の目的をもって、製造たばこに代用する物品を
製造し、又は販賣することとできない。

(法三五)

Handwritten Japanese text, likely a document or letter, written in vertical columns. The text is faint and appears to be a historical record or official correspondence. The columns are arranged from right to left, with the rightmost column being the most prominent. The handwriting is cursive and typical of Edo-period documents.

(法令違反者に対する許可取消)

(法三七)

第六十九條 在籍土耕作者、試作者又は製造たばこの製造用器具機械の製作者、販賣者、藏置者、輸出者若しくは輸入者が、この法律又はこの法律に基く犬藏省令に違反したときは、公社は、耕作、試作、製作、販賣、藏置、輸出又は輸入の許可を取り消すことができる。

又 第四十四條の規定は、前項の場合に準用する。

(検査及び処分)

(法三八)

第七十條 公社は、たばこの苗床、耕作地、若しくは試作地、葉たばこの乾燥場、若しくは藏置場、巻紙の製造場若しくは藏置場、又はたばこ種子、たばこ苗、たばこ、製造たばこ、巻紙若しくは製造たばこ若しくは巻紙の製造用器具機械があると認められる場所に立入り、たばこ種子

第一卷
第一回

たばこ、たばこ、たばこ、製造たばこ、巻紙、製造たばこ若しくは
紙の製造用器具機械、輸送又は書類を検査し、監督上必要な処分を
行ふことができる。

エ 当該職員は、関係人を立ち合わせた上でなければ、前項の検査を行う
ことができない。

32 当該職員が、検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯
し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(国税徴収法の規定の準用)

(法四十

第七十一條 第十六條第三項、第二十條第四項、第二十一條、第二十二條
第一項、第四十條、第四十八條第三項、第五十一條、第六十一條第三項
及び第六十三條第三項の規定により、公社に納付すべき金額の徴収に關

裏面白紙

しては、國稅徵收法（明治三十年法律第三十一号）の規定を準用する
ことができる。

第九章 罰則

（罰則）

序で十三條 左の名号の一に該当する者は、^三五年以下の徴役又は十万円以
下の罰金に処する。

一 公社に納付しなければならぬ禁たばこを他に譲り渡し又はこれを
譲り受けた者。

二 第三十八條の規定に違反して、製造たばこを製造し又は製造 準備
をした者。

第七十三條 左の名号の(一)に該当する者は、三年以下の懲役又は五十円以下の罰金に処する。

一 第五條・第十二條・第十三條第一項、第二十七條第一項、第三十七條第一項（第六十一條第二項において準用する場合を含む。）、第四十九條第一項（第六十二條第二項において準用する場合を含む。）、第六十二條第二項、第六十三條第二項、第六十六條、第六十七條第一項又は第六十八條の規定に違反した者。

二 許可を受けずに土地にたばこを耕作したたばこ耕作者。

三 公社に納付しなければならぬ葉たばこ若しくは巻紙を消費し若しくは隠蔽した者、又は葉たばこ若しくは巻紙の隠蔽場所を提供した者。

四 第五十二條第一項の規定に違反して、巻紙を製造し、又は製造の準備をした者。

五 第三十條又は第六十一條第一項の規定に違反して、製造たばこ若しくは巻紙を販売し、又は販売の準備をした者。

六 第四十九條第一項（第六十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、葉たばこ又は製造たばこ（第六十二條第三項において準用する場合は、巻紙）を譲り受けた者。

第七十四條 公社の委託又は許可を受けずに、たばこ種子、葉たばこ若しくは製造たばこの輸入、譲り又はその輸入をした者は、三年以下の懲役又はその価格の十倍に相当する罰金に処する。但し、その罰金額は一百万を下ることができない。

※3.

前項の価格は、そのたばこ種子、葉たばこ又は製造たばこの生産地又は仕入地における原価に、荷造費、運送費、保険料その他輸入地に到着するまでの諸費及び輸入税に相当する金額を加えたものとする。

第七十五條 左の名号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三條第二項若しくは第四項、第十七條、第十八條第二項、第三十四條第二項（第六十一條第二項において準用する場合を含む）、第三十八條（第六十一條第二項において準用する場合を含む）、第四十九條第三項（第六十二條第三項において準用する場合を含む）又は第五十九條第一項若しくは第二項の規定に違反した者。

二 許可を受け^上ない^上地にたばこ苗を育成し又は許可を受けない種類のたばこを耕作したたばこ耕作者。

三 許可を受けない場所に葉たばこを乾燥し又は臧置したたばこ耕作

四 天災その他避けることのできない事象の場合を除き、第二十四條第

一項の規定に違反し、又は公社の指示した通路若しくは時間により

葉たばこを運送し、

五 正当の事由がなく、第三十九條（第六十一條第三項において準用
する場合を含む。）又は第五十五條第三項の規定による公社の指示に
違反した者。

第七十六條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第一項、第二十九條第二項、第三十五條（第六十一條第三
項において準用する場合を含む。）、第三十六條第一項（第六十一條第
項において準用する場合を含む。）、第三十七條第二項（第六十一

第二項において準用する場合を含む。）、第四十二條又は第六十五條第二項の規定に違反した者。

二 正当の事由がなく、公社の定めた納付期日に、葉たばこ又は巻紙を納付しなれば、耕作土は巻紙製造者。

三 第二十九條第二項の規定に違反して製造たばこを譲り受け又は第六十五條の規定による葉たばこ若しくは製造たばこを公社の指示を受けないうで処分した者から譲り受けた者。

四 第三十六條第二項（第六十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り又は虚偽の報告をした者。

五 第四十八條第一項（第六十二條第三項において準用する場合を含む。）、第五十七條又は第六十三條第三項の規定に違反して、所定の帳簿を調

製せず若しくはその記載を怠り、又は虚偽の記載をした者。

第七十七條

当該官吏若しくは公社の当該職員^(第六二)の貪向に対し、^(第六二)虚偽の答弁をなし、又は当該官吏若しくは公社の当該職員^(第六二)の職務執行を^(第六二)妨害し若しくはこれに支障を加えた者は、一万円以下の罰金に処する。

その刑法（明治四十年法律第四十五^号）に正條のあるものは、刑法による。

第七十八條

この法律の犯罪に係るたばこ、たばこ種子、^(第六十)たばこ苗、葉た

ばこ、製造たばこ、巻紙、製造たばこ代用品、その原料及び製造たば

こ、巻紙若しくは製造たばこ代用品の製造用器具機械は、これを没収する。

又前項の物件を他に譲り渡し若しくは消費したとき、又は他にその物件

の所有者があつて没収することのできないときは、その価額を追徴
第七十九條 第七十二條、第七十三條又は第七十四條第一項の場合におい
ては、情状により懲^役及び罰金を併科することができる。

第八十條 法人の代表者、主^人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、
法人又は人の業務又は財産に関して、この章に規定する違反行爲をした
ときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金を科す
る。

第八十一條 この章に規定する違反行爲をした者には、刑法第三十八條第
三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二
項、第六十三條及び第六十六條の規定を適用し^加ない。但し、第七^十二條、第
七十三條又は第七十四條第一項に該当する場合で懲役の刑に処すると、

この限りでない。

第八十二條 國稅犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）は、この法律の違反事件に準用する。但し、同法に定める職務を行つ官吏又は公社の職員は、政令をもつて定める。

裏面白紙

附則

第一條 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

第二條 改正前の煙草専売法（明治三十七年法律第十四号。以下旧法といふ。）は、^{又はこれに基く命令により改定された}許可又は指定された者は、^{命令、指示、決定その他の処分は、}この法律により公社が許可又は指定した者とみなす。
又、旧法又はこれに基く省令による指示は、この法律により公社が指示したものとはみなす。

第三條 この法律施行前に、政府が定めたたばこの耕作区域、種類及び耕作面積は、この法律により公社の定めたものとみなす。

第四條 この法律施行前に、政府が決定した葉たばこ、製造たばこ及び巻紙

時
本
三
一
は
之
二
は
古
若
一
三
八
九
六
七
八
九
十

[illegible]

代金業

其の地味は、
 又水不
 公致
 口相
 付し
 又

7

三、

水○
下
不
作
出
下
三
年
中
本
子

才人三子

たそけい

粗製樟腦、樟腦油昇賣法を改正する法律案
粗製樟腦、樟腦油昇賣法（明治三十六年法律第五号）を次のように改正
する。

いふ。腦昇賣法

目次

第一章	総則	（第一條——第四條）
第二章	製造	（第五條——第二十一條）
第三章	輸入	（第二十二條）
第四章	販賣	（第二十三條——第三十二條）
第五章	輸出	（第三十三條——第四十二條）
第六章	雑則	（第四十三條——第四十六條）

第七章
附則

罰則
(第四十七條——第五十四條)

裏面白紙

秘製

しきうのふしよ

し、もう悩まびい、また肝油の需給を確保する。前

策印健全な発達を圖ふことと同物とする。
を保護育成し^{その}子

(法一)

舟に専應する。

7-2-1

(定義)

第二條 この法律において「しょう脳」とは、粗製しょう脳及び精製しょう脳をいう。

2 粗製しょう脳とは、ニ・オキゾカンファンの含有量が、百分の五十以上、百分の九十九未満の固形物をいう。

3 精製しょう脳とは、ニ・オキゾカンファンの含有量が、百分の九十九以上の固形物をいう。

4 この法律において、「しょう脳油」とは、「しょう脳原油及び「しょう脳精油」をいう。

5 「しょう脳原油」とは、左に掲げる油状物であつて、ニ・オキゾカンファンの含有量が、百分の五以上のものをいう。

一 前号の油状物を蒸留し、その他の方法により採取した油状物。

二 前号の油状物を蒸留し、その他の方法により細分した油状物。

三 テレピン油よりし、その油を製造する場合に副産する油状物。

四 前号に掲げるものを主体とする油状物。

6 し、この脳精油とは、前項各号に掲げる油状物であつて、ニ オキゾカンフマンの含有量が、百分の五未満のものをいう。

第二章 製造

(製造の許可)

第五條 し、この脳又はし、この脳油は、公社又は公社の委託若しくは許可を

(法六)

五

受けた者でなければ、製造することができない。

(收 納)

第六條 公社の許可を受けて、いふか腦又はいふか腦油を製造する者(以下製造者という)の製造したしふか腦又はしふか腦油は、公社がすべて收納する。

2 前項の收納価格は、公社が定めて、予め公告する。

(製造計画)

第七條 公社は、毎年その年四月一日より翌年三月三十一日までの一年度内に製造するしふか腦及びしふか腦油の計画数量を定める。

(許可の申請)

第八條 いふか腦又はしふか腦油を製造しようとする者は、製造場一箇所

毎に、製造場の位置、原料及び製品の種類、製造方法、これと又はこれ

に代る設備の枚及び容量、貯蔵場、一箇年の製造能力並びに製造場管理

人を定め、公社に申請して、製造場一箇所毎に許可を受けなければなら

ない。

前項の許可事項を変更し、又は製造を廃止しようとするときは、公社

の許可を受けなければならぬ。

前項の製造廃止の許可申請が、正当の事由に基づいてなされたときは、公社

は、公益に及しない限り、許可を拒むことができない。

(許可の制限)

第九條 公社は、左の各号の一に該当するときは、石油、石炭又は石油製品

の製造を許可しないことができる。

- 一 申請者又は製造場管理人が、この法律に基いて、処罰又は処分せられ、処罰又は処分の日から二年を経ない者であるとき。
- 二 申請者又は製造場管理人が、この法律に基いて、いふう腦若しくはいふう腦油の製造若しくは輸出の許可、又はいふう腦若しくはいふう腦油の販賣の指定を取り消され、取消の日から二年を経ない者であるとき。
- 三 製造場の位置が、地勢又は原料供給上不適当と認められるとき。
- 四 製造方法又は製造設備が、原料の有効利用上不適当と認められるとき。

五 一箇年の製造能力が、公社の定める標準に達しないとき。

六 申請者又は製造場管理人が、いふう腦又はいふう腦油の販賣、医

薬品の製造等取締上不^{（法七）}認められず業務上必要とするとき

七 いよう^{（法七）}脳又はいよう^{（法七）}脳油の製造数量を所収する必要があるとき

2 申請者が法人の場合においては、前項第一号、第二号及び第六号の

事実の有無は、法人又はその代表者^{（法七）}により定めらるる。

3 申請者又は製造場管理人が、未成年者又は禁治産者^{（法七）}の場合において

は、第一項第一号、第二号及び第六号の事実の有無は、未成年者、禁

治産者又はその法定代理人^{（法七）}により定めらるる。但し、営業に關し成年者

と同一の能力を有する未成年者^{（法七）}については、この限りでない。

（製造の承継）

第十條 製造者^{（法七）}が死亡し、その承継者が、いよう^{（法七）}脳又はいよう^{（法七）}脳油を製造を所収したときは、公

社に届け出なければならぬ。

2 前項の外、しよう脳又はしよう脳油の製造を承継しようとする者は、
公社の許可を受けなければならない。

3 前項の許可については、前條第一項第一号、第二号及び第五号、第
二項並びに第三項の規定を準用する。

(製造数量の許可)

第十一條 製造者は、製造場十箇所毎に、毎年その年四月一日より翌年三
月三十一日までの一年度内に製造するしよう脳又はしよう脳油の数量を、
製品の種類毎に定め、予め公社に申請して許可を受けなければならない。
これを変更しようとするときも、また同様とする。

(指示)

第十二條 公社は、製造者に対し、原料の有効利用その他製造に関する事

項について指示することが出来る。

(届出)

第十三條 製造者は、住所、氏名若しくは名称、製造場又は製造場管理
人の住所若しくは氏名に変更があつたときは、公社に届け出なければな

らない。
2 製造を休止し、又は休止後更に製造に着手し、又は製造場があ

るときは、事由を具して、公社に届け出なければならぬ。
2 又、災害その他の事故により、いふの製造に損害を受けた
ときは、損害の原因及び程度を、公社に届け出なければならぬ。

(帳簿及び書類)

第十四條 製造者は、帳簿を調製し、公社の定める事項を記載しなければ

(法一)
細二)

ならない。

2 製造者は、公社の指示するところにより、製造場の図面、製造用器具、機械の目録及び製造に関する報告を、公社に提出しなければならない。

(納付)

(法三)(法一五)
(細一五ノ三)

第十五條 製造者は、その製造したしよう。脳又はい。う。脳油を、調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

2 公社は、前項の納付の期限、期日及び場所を定める。

3 製造者は、納付するい。う。脳又はい。う。脳油に他物を混和してはならない。

4 公社は、製造者の納付するい。う。脳又はい。う。脳油の品質が粗悪な場合は、更に必要な処理をした上、納付するよう指示することができる。

る。

(鑑定及び再鑑定)

(細一六)

第十六條 公社は、製造者の納付したしよ、腦又はしよ、腦油を鑑定し、その品質に相当する收納代金を支拂う。

2 製造者は、前項の鑑定に不服あるときは、再鑑定を求めることができる。

3 再鑑定は、前項の鑑定に不服あるときは、この限りでない。

4 再鑑定は、前項の鑑定に不服あるときは、公社は、二人以上の鑑定人を選定し、

再鑑定を行わせ、その品質を決定する。この場合、鑑定人は、少くともその半数を、公社の職員でない者から選定しなければならない。

4 再鑑定の結果、しよ、腦又はしよ、腦油の品質が、第一項の鑑定より上進しないときは、再鑑定に要する費用は、その申立人の負担とする。

る。
(災害補償) 製造者が、災害により、いふう脳又はいふう脳油の滅失、損傷、
第十七條、製造者が、災害により、いふう脳又はいふう脳油の滅失、損傷、
その他の事由による損害をうけたときは、公社は、大蔵省令の定めるところにより、その製造者に損害の一部に対する補償金を交付することができる。

(試験研究)

第十八條 第九條第一項第三号から第々号まで、第十一條、第十二條及び前條の規定は、試験研究を目的とする製造者には、適用しない。

(精製及び再製)

第十九條 第六條、第十一條及び第十五條から第十七條までの規定は、左

の製造者には、適用しない。

に掲げる製造者には、適用しない。

一 公社の賣り渡した粗製いゝろ、脳を原料として、精製いゝろ、脳を製造する者。

ニ 公社の賣り渡したいゝろ、脳原油を原料として、いゝろ、脳又はいゝろ、脳精油を製造する者。

(許可の取消)

第二十條 製造者が、左の各号の一に該当するときは、(公社は)製造の許可を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく大藏省令に違反したとき。
- 二 この法律により公社の指示した事項に従わないとき。
- 三 第九條第一項第ホ号に該当するに至ったとき。

四 一年度内の製造数量が、第十一條の規定により許可を受けた数量を越え、又は公社の定める標準に達しないとき。

五 第十三條の届出又は第十四條の帳簿若しくは書類の記載事項に虚偽の事実があつたとき。

六 正当の事由がなく、第十五條第二項により公社の定めた期限又は期日に納付しないとき。

2 法人、未成年者又は禁治産者の場合においては、第一項第一号から第三号までの事実の有無は、第九條第二項又は第三項の規定を準用して定める。

(許可取消通知)

第二十一條 前條の規定により許可の取消をしようとするときは、公社は、

予め本人にその旨 及び本人がこれに不服のあるときは并明書を提出す
るよう通知しなければならぬ
2 前項の并明書の提出があつたときは、公社は、これを審査した後で
なければ、許可を取り消すことができない。但し、前項の通知の日か
ら二十日以内に并明書の提出がなかつたときは、この限りでない。

第三章 輸 入

(輸 入)

第二十三條 いふう腦又はいふう腦油は、公社又は公社の委託を受けた者
でなければ輸入することができない。

2. 法第23条の輸入

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

第四章 販 賣

(販賣者の指定)

第二十三條 いふう。脳又はいふう。脳油は、公社又は公社の指定した者でなければ販賣することができない。但し、公社の指定を受けた者へ以下販賣者といふのの販賣したいふう。脳又はいふう。脳油を販賣することとは上の限りでない。

(指定の申請)

第二十四條 販賣者の指定を受けようとする者は、営業所の位置、買受及び販賣の品種、貯蔵場並びに買受けたいふう。脳又はいふう。脳油を加工して販賣しようとする者については、加工場の位置及び加工方法を定め、公社に申請しなければならない。

2 前項の事項を違反しようとするときは、公社の許可を受けなければならぬ。

(指定の制限)

第二十五條 公社は、左の各号の一に該当する者を、販賣者に指定しない

ことができる。

一 第九條第一項第一号又は第二号に該当する者。

三 いよう脳又はいよう脳油の販賣に必要な設備及び資金を有しない者。

製造者又は公社の委託を受けていよう脳若しくはいよう脳油を製造する者。

四 いよう脳又はいよう脳油の販賣見込数量が、公社の定める標準に

達しない者。

六 破産者で復権を得ない者。

2 法人、未成年者又は禁治産者の場合においては、前項第一号、第三号又は第五号の事実の有無は、第九條第二項又は第三項の規定を準用して定める。

(賣渡價格)

第二十六條 公社は、政府の認可を受けて定めたる價格をもつて、いふう腦及びいふう腦油を賣渡す。

(買渡代金支拂及び現品引取)

(細八二)

第二十七條 いふう腦又はいふう腦油の賣渡請求者が、その賣渡を受けようとするときは、直ちに代金を公社に支拂い、現品を引き取らなければならない。

らなり

2 五日以内前項の現品引合をしないときは、公益は、相当の賠償金を徴収する事とせらる。但し、不可抗力により引取をすることので

きない日数に附して、公益は、賠償金をしない。

(細二八)

第二十八條 公益は、大蔵省令の定めるところにより、前項の賠償金は、いふう賠償金を徴収する事とせらる。但し、担保又は提供を要せず、その代金の延滞を許可することとせらる。但し、その代金を支拂期日までに支拂わなければ、公益は、大蔵省令の定めるところにより、遅延利息を徴収することとせらる。

3 公益は、前項の規定により延滞を許可した者の業務及び経理の状況について、監査することとせらる。

る 公社は、前項の規定による監査の結果、延誤継続の必要がないと認めるとき、又は請求輸入を確保する必要があり認めるときは、第一項の規定による延誤許可を取り消すことができる。

(指示)

第二十九條 公社は、いふう腦又はいふう腦油の需給調整上必要があるときは、販賣者に対し、販賣品種、販賣先、販賣数量、販賣価格その他販賣に関する事項について、指示することができる。

(営業の廃止)

第三十條 販賣者は、営業を廃止しようとするときは、公社に届け出なければならぬ。

(承継、届出、帳簿及び書類)

1891

又、第十四條の規定は、販賣店に準用する。

卷之六

第三十二條 公社は、左の各号の一に該当するときは、販賣者の指定を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基く大藏省令に違反したとき。
二 この法律により公社が指示した事項に従わないとき。
三 第二十五條第一項第四号又は第五号に該当するに至つたとき。
四 正当の事由がなく、
又は一

昭和の買受数量が

五 前條の届出、
又、
の記録を
× 官廳の事実が妨つたと

510

2 法人、未成年者又は禁治産者の場合においては、前項第一号から第三号までの事実の有無は、第九條第二項又は第三項の規定を準用して定める。

る 第二十一條の規定は、第一項の場合に準用する。

第五章 輸出

(輸出)

第三十三條 いよう脳又はいよう脳油は、公社又は公社の委託若しくは許可を受けた者でなければ輸出することができない。

(許可の申請)

第三十四條 いよう脳又はいよう脳油を輸出しようとする者は、営業所の

裏面白紙

位置、輸出品種、数量、公社に申請して許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可事項を変更しようとするときは、公社に許可を受けなければならぬ。

(許可の制限)

第三十五條 公社は、左の各号の一に該当する者は、いふ、脳又は

いふ、腦油の輸出を許可しないことが出来る。

- 一 第一條第一項第一号又は第二号に該当する者
- 二 貿易業務について、公社又は経験者有し、ない者
- 三 いふ、腦又はいふ、腦油の輸出に必要と認められる事項を備へない者

四 製造者又は公社の委託を受けてしよう脳又はしよう脳油を製造する者。

五 しよう脳又はしよう脳油の輸出見込数量が、公社に定むる標準に達しないと認められる者。

六 破産者で復権を得ない者。

2 法人、未成年者又は禁治産者の場合においては、前項第一号、第四

号又は第六号の事実の有無は、第九條第二項又は第三項の規定を準用して定める。

(輸出) (よう脳) (よう脳油) (輸出) (よう脳) (よう脳油)

第三十六條 公社の許可を受けてしよう脳又はしよう脳油を輸出する者

(以下輸出者という。)が、輸出のため、公社又は販賣者からしよう脳又

よう脳油を

はい。脳油を買い受けるものとせば、その都度、輸出品種、買受
先、輸出先、輸出数量、輸出価格及び輸出見込期日を定めて、公社に届
け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、また同様とす
る。

(證明書類)

第三十七條 輸出者は、はい。脳油又ははい。脳油を買い受けた後、公社の
指示した期間内に、輸出免状及び外国仕向港に陸揚したことを証する書
類を、公社に提出しなければならない。

(輸出前の制限)

第三十八條 輸出者は、輸出のため買い受けたはい。脳油又ははい。脳油を、
輸出前に他に譲り渡し又は消費することができない。

(輸出の取止)

第三十九條 輸出者が、輸出のための買い受けたいよう脳又はいよう脳油の全部又は一部の輸出を取り止めたときは、公社に届け出なければならぬ。

2 前項の場合においては、公社の指示を受けなければ、そのいよう脳又はいよう脳油を処分することができない。

(指示)

第四十條 公社は、いよう脳又はいよう脳油の輸出振興上必要があるときは、輸出者に対し、輸出品種、輸出先その他輸出に関する事項について、指示することができ、(いいいよう脳油の輸出の禁止)

(承継、届出、帳簿、書類並びに營業の禁止)

第四十一條 第三條、第四條、第十四條及び第三十條の規定は、輸出者に準用する。

(許可の取消)

第四十二條 公社は、左の各号の一に該当するときは、輸出の許可を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく大蔵省令に違反したとき。
- 二 この法律により公社が指示した事項に従わないとき。
- 三 第三十五條第一項第五号又は第六号に該当するに至つたとき。
- 四 正当の事由がなく、一箇年の輸出数量が、公社の定める標準に達しないとき。

第五十六條の届出、第三十七條の書類、第三十九條第一項の届出

又は前條の届出に帳簿若しくは書類の記載事項に虚偽の事実があつたとき。

2 法人、未成年者又は禁治産者の場合において、前項第一号から第三号までの事実の有無は、第九條第二項又は第三項の規定を準用して定める。

第三 第二十一條の規定は、第一項の場合に準用する。

第六章 雑 則

(所有等の制限)

第四十三條 公社の賣り渡したしう腦又はしう腦油(公社の賣り渡したしう腦又はしう腦油を原料として製造し又はこれを加工したもの)は、
(法四、法十四)
たしう腦又はしう腦油を原料として製造し又はこれを加工したもの(法四、法十四)
と認めらる。

を合算したる場合は、所有し、所持し、譲り渡し、譲り受け、買入、消費し、又は又は輸出することがない。但し、正当の事由により所有し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 前項本文に於ける「去律により没収する場合」外、公社に於ける外、
（廃業後の処分）
製造者、販売者又は輸出者が、その許可若しくは指定を取り

第四十四條 製造者、販売者又は輸出者が、その許可若しくは指定を取り
消され、又はその業務を休止し若しくは廃止した際所有し又所持する
いよう油又はいよう油油は、公社の指示を受けなければ、処分する
が、前項の指示によりいよう油又はいよう油油を公社に買入れする場合、
三二

裏面白紙

28

五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

聖書に「要するに」

二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

ろ、当該職員が診査を受ける場合においては、その財分を正しく申告する義務を有し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

(国税徴収法の適用)

第四十六條 第十六條第四項の規定により、公社に納付すべき金額の徴収は、関係する、国税徴収法(明治三十九年法律第二十一号)の規定を準用するものとす。

第七章 罰則

(罰則)

第四十七條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第五條、第二十三條、第三十八條、第三十九條第二項又は第四十

三條第一項の規定に違反した者。

二 第二十二條又は第三十三條の規定に違反して、い。よう。脳。海。い。く。は。い。よう。脳。海。の輸入若しくは輸出を図リ又はその輸入若しくは輸出をした者。

第四十八條 第八條第二項、第十一條、第十五條第三項、第二十四條第二項又は第三十四條第二項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十九條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十二條、第二十九條又は第四十條の規定による公社の指示に違反した者。

二 第四十四條第一項の規定に違反した者。

三 第十條第一項又は第十一條（以下第二十一條及び第四十一條において準用する場合を含む。）の規定に基^上き、届出を怠り又は虚偽の届出をした者。

四 第十四條（第三十一條及び第四十一條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、所定の帳簿を調製せず若しくはその記載を怠り又は虚偽の記載をした者。

五 正当の事由がなくして、第十五條第二項（第四十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により公社の定めた納付の期限、期日及び場所に、しゅう腦又はしゅう腦油を納付しない者。

六 第三十條（第四十一條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者。

七 第三十六條に規定する届出を怠り、虚偽の届出を存し又は届出をしないでこれを変更した輸出者。

第五十條 当該官吏若しくは公社の当該職員^の質問に対し、虚偽の答弁をなし、又は当該官吏若しくは公社の当該職員^の職務執行を拒み、忌避し若しくはこれに支障を加えた者は、一万円以下の罰金に処する。その刑法（明治四十年法律第四十五号）に正條のあるものは、刑法による。

第五十一條 この法律の犯罰に係るいよう。脳又はいよう。脳油は、これを没収する。

② 前項の物件を他に譲り渡し若しくは消費したとき、又は他にその物件の所有者があつて没収することのできないときは、その価額を追徴する。

第五十二條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務又は財産に関して、この章に規定する罪を犯し、罰金をなしたときは、行爲を罰する外、その法人又は人に對し各本條の罰金を科する。

第五十三條 この章に規定する違反行爲をした者は、刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定を適用しない。

第五十四條 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）は、この法律の違反事件に準用する。但し、同法に定めたる職務を行ふ官吏又は公社の職員は政令をもつて定めらる。

裏面白紙

附
刻

第一條

この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

第二條

改正前の粗製樟腦、樟腦由專賣法

明治三十六年法律第百号。
以下旧法という。

又此二條に

墨省令

この法律により公社が指示したものとみなす

252

法律施行前に、政府が決定したような脳又けしき油の価格

時

この法律施行後において、勅力を有する。

3
旧法

法又はこれに基く省令による申請等は、この法律によりなされた

土の

2
2
15
寸
0

第三條

旧法又市二粒一基、省令に於る処

亂若しくは煙分又は許可の取消

は
こ
の

法律に身置きたるものとみなす

第四條

この法律施行前に、旧法により処罰すべきであつた行為について

八

[illegible]

は、この法律の施行に、従前の例による。

2 この法律の施行に、本法により処分すべきであるものについては、

従前の例による。公衆が処分する。

第五條 本法の施行に、本法により処分すべきであるものについては、

この法律の施行の際現に製造する者であつて、この法律施行後引き続き

製造しようとする者は、この法律施行の日から一月以内に、本法に

より製造許可の申請をし、本法の施行に、本法により処分すべきであるものについては、

この法律の施行の際現に製造する者であつて、この法律施行後引き続き

製造しようとする者は、この法律施行の日から一月以内に、本法に

より製造許可の申請をし、本法の施行に、本法により処分すべきであるものについては、

この法律の施行の際現に製造する者であつて、この法律施行後引き続き

製造しようとする者は、この法律施行の日から一月以内に、本法に

より製造許可の申請をし、本法の施行に、本法により処分すべきであるものについては、

この法律の施行の際現に製造する者であつて、この法律施行後引き続き

製造しようとする者は、この法律施行の日から一月以内に、本法に

より製造許可の申請をし、本法の施行に、本法により処分すべきであるものについては、

この法律の施行の際現に製造する者であつて、この法律施行後引き続き

製造しようとする者は、この法律施行の日から一月以内に、本法に

より製造許可の申請をし、本法の施行に、本法により処分すべきであるものについては、

この法律の施行の際現に製造する者であつて、この法律施行後引き続き

製造しようとする者は、この法律施行の日から一月以内に、本法に

より製造許可の申請をし、本法の施行に、本法により処分すべきであるものについては、

この法律の施行の際現に製造する者であつて、この法律施行後引き続き

製造しようとする者は、この法律施行の日から一月以内に、本法に

より製造許可の申請をし、本法の施行に、本法により処分すべきであるものについては、

第六條

この法律施行前に政府より直接いふ。脳又はいふ。脳油を買い受
けこれを販賣したるものにあつては、この法律施行後引き続きこれを販賣
しよ。脳又はいふ。脳油を買い受けこれを販賣しよ。とす。或は、又、この
法律施行の際いふ。脳又はいふ。脳油の輸出の業を営む者であつて、
この法律施行後引き続きその業を営むとす。清く、この法律施行後一
月以内に、この法律により販賣又は輸出の許可の申請をりて、公社の許
可を受けなければならぬ。その期間内はそれぞの業を営むこととが
出来る。

第七條 この法律施行前に

政府の賣り渡した。いふ。脳及びいふ。脳油は、
この法律により公社の賣り渡したものとみなす。

2 この法律施行の際いふ。脳又はいふ。脳油の販賣を営む者（前條中

裏面白紙

に掲げる販賣の業を営む者を除く。の所存し、又は前條に規定する販賣の業を営む者が前條の期間内に販賣したし、或る腦及び、或る腦油は、この法律により販賣者の賣出額としたものとみなす。

[illegible]

の價格は、この法律施行後によりて効力を有する。

25 旧法又はこれに基く省令による申請等は、この法律によりなされたものとみなす。

第三條 旧法又はこれに基く省令による処罰若しくは処分又は許可若しくは指定の取消は、この法律によりなされたものとみなす。

第四條 この法律施行前に、旧法により処罰すべきであつた行爲については、この法律施行後においても従前の例による。

又 この法律施行前に、旧法又はこれに基く省令により処分すべきであつた行爲については、従前の例により、公社が処分する。

第五條 この法律施行前にノ政府のより変しニ業たばや、製造たばや及び巻紙は、この法律により公社の売り渡したものとみなす。

鹽專賣法を改正する法律案

鹽專賣法

鹽專賣法（明治三十一年法律第百一十号）を次のように改正する

目次
第一章 総則（第一條—第四條）
第二章 製造（第五條—第十九條）
第三章 輸入（第二十條）
第四章 販賣（第二十一條—第三十一條）
第五章 輸出（第三十二條）
第六章 雑則（第三十三條—第四十二條）
第七章 罰則（第四十三條—第五十一條）
附則

第一章 総則

第一条

この法律は、塩の需給を確保調整し、併せて産業の発展に資することを目的とする。

第二条

塩及びこれに用いる原料の輸入、輸出、再製、加工及び貯蔵は、本法に規定する。

日本専賣公社

第三条

前條の規定する取扱いの塩は、昭和二十三年法律第二百五十五号の定めるところにより、日本専賣公社（以下、公社という。）とし、その実施に当りしめる。

（定義）

第四条

この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの量を百分の四十以上含有する固形物とし、但し、本法に規定する塩化ナトリウム（以下、塩とす。）に規定する標準品を除く。

この法律において「にがり」とは、塩を製造する際、かき水から塩を

一 製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。
 二 製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。
 三 製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。
 四 製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。

製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。
 製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。
 製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。
 製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。

製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。
 製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。
 製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。
 製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。

製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。
 製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。
 製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。
 製造物の品質を維持するためには、製造工程の管理を厳格に行うこととする。

- ニ この法律に基いて製造の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者が申請したとき
- 三 塩の改量者がノ塩にかり文へて水の製造業を兼ねようとするとき
- 四 製造効率又は五地條にのきなす不潔なり
- 五 一箇年の生産見込額が、いかにその標準に達しないとき
- 六 需給調整上、塩の生産量を制限する必要があるとき
- 又 法人の場合においては、前条第一号の事項の荷運の法人中その代表者がついで定めらる
- 三 未成年者又は無治産者の場合においては、第一條第一号の事項は、その未成年者又は無治産者の法定代理人の同意を得て定めらる
- ついでには、この限りではない

(製造の承認)

第九條 塩は、第一條

の製造を承認した者は、公

裏面白紙

尾頭の外に、
にわつ又ひちん水口校造を承継し、
しやうとする者は

三
年
前
の
一
つ
「~~大~~
前
後
第一
百
第
一
ち
か
つ
第三
号
よ
う
な
及
あ

製造の制限
第一〇九
二〇二五
五五

第十條 公仕は、需給調整上必要と認めるとき、臨時に、水の製造敷

指示

第十一條 公社の製造者に對し、
塩化水素の製造、又同塩化水素を

（此處乃以報告）

は
な
つ
け
い。

2. 製造者は、公社が指示するところにより、業務に関する事項を公社
に報告しなければならない。

(納付)

(五十四法十六法十七)

第十三條 製造者は、その製造した品及びにかりをも、すべて公社に納付
しなければならない。但し、第六條第一項但書に該当する場合に
は、限りなく。

2. 公社は、前項の納付の期限、期日、場所及び運搬通路を指示するこ
とができる。

13. 公社は、製造者^{にたいして}、第一項^{の規定により}に納付する品又はにかりをその記
の指定した者に引き渡すよう指示することができる。この場合におい
ては、公社が指定したにかりが数量を定め引渡しを指示したとき、公社
は納付もたるとみなす。

4. 公社は、製造者の納付する品又はにかりの品物が、そのついで粗悪な場
合は、更に必要な処理をした上納付するよう指示することができる。

鑑定及び再鑑定

第一四條 製造者の納付しを過すに及びる鑑定し、その手続に相違する收納代金を支拂つ

製造者は、前項の鑑定に不服あるときは、再鑑定を求めるときは

再鑑定を申し立てるときは、公証人、二以上の鑑定人を選定し、

再鑑定を行つてその手続を決定する。この場合、鑑定人は、少くともその半数を公社の職員でなければならぬ。

再鑑定は、鑑定に要する費用は、その由を公証人とする。

(災害補償) 第十五條 製造者は、災害その他の事故により、鑑定に損害を受けたときは、損害の範囲及び程度を、公証人に届け出なければならぬ。

第十五條 製造者は、災害その他の事故により、鑑定に損害を受けたときは、損害の範囲及び程度を、公証人に届け出なければならぬ。

一、金庫券、二、銀行券、三、郵便貯金、四、国債、五、地方債、六、株券、七、債券、八、金貨、九、銀貨、十、銅貨、十一、紙幣、十二、硬貨、十三、金貨、十四、銀貨、十五、銅貨、十六、紙幣、十七、硬貨、十八、金貨、十九、銀貨、二十、銅貨、二十一、紙幣、二十二、硬貨、二十三、金貨、二十四、銀貨、二十五、銅貨、二十六、紙幣、二十七、硬貨、二十八、金貨、二十九、銀貨、三十、銅貨、三十一、紙幣、三十二、硬貨、三十三、金貨、三十四、銀貨、三十五、銅貨、三十六、紙幣、三十七、硬貨、三十八、金貨、三十九、銀貨、四十、銅貨、四十一、紙幣、四十二、硬貨、四十三、金貨、四十四、銀貨、四十五、銅貨、四十六、紙幣、四十七、硬貨、四十八、金貨、四十九、銀貨、五十、銅貨、五十一、紙幣、五十二、硬貨、五十三、金貨、五十四、銀貨、五十五、銅貨、五十六、紙幣、五十七、硬貨、五十八、金貨、五十九、銀貨、六十、銅貨、六十一、紙幣、六十二、硬貨、六十三、金貨、六十四、銀貨、六十五、銅貨、六十六、紙幣、六十七、硬貨、六十八、金貨、六十九、銀貨、七十、銅貨、七十一、紙幣、七十二、硬貨、七十三、金貨、七十四、銀貨、七十五、銅貨、七十六、紙幣、七十七、硬貨、七十八、金貨、七十九、銀貨、八十、銅貨、八十一、紙幣、八十二、硬貨、八十三、金貨、八十四、銀貨、八十五、銅貨、八十六、紙幣、八十七、硬貨、八十八、金貨、八十九、銀貨、九十、銅貨、九十一、紙幣、九十二、硬貨、九十三、金貨、九十四、銀貨、九十五、銅貨、九十六、紙幣、九十七、硬貨、九十八、金貨、九十九、銀貨、一百、銅貨。

法 本末の法源より大蔵密令に遵ふし、
四 正 各に在るより一す以上製造せしむべき
又 法人 平在より芳治産者の處に
有 第 條 第二 項 第三 項 の 規定に
有 第 條 第二 項 第三 項 の 規定に

第十、前條により許可の財産を以て、その許可の範囲内において、
 前項の弁明書の提出があつたときは、公証人は、これを審査した後で
 なすれば、許可を取り消すことができない。但し、前項の通知が日か
 つて二十日以内の弁明書の提出がなかつたときは、その限りでない。
 （由、勅令及び加工）

第十九條 盧中 公社の母託を受けた者の地位は、上水と同一

製し、又は加工する上とが同一の場合、又は、大蔵省令に定めの場合、

この限りでない。

二、競争法の規定により、製造し、若しくは、前項の規定により、

かかわり、公社の許可を受け、公定価格に照し、生産品を

製造することができ、

第三章 輸

(輸入)

第二十条 国産品の輸入は、公定価格に照し、大蔵省令に定められたり、

輸入するに、かかわり、

の限りでない。

第四章 販賣

(販賣人)

第二十一条 国産品の販賣は、公定価格に照し、大蔵省令に定められたり、

(以下、販賣人)

の限りでない。

六五 三三

送元費人三、公在より此處を賣ひて、又、
有るより定まる。

X
X
花にふたのき、女をいすな、
あつて、にかりをむきしては、あつた。

[illegible]

新編の系図を、予は、い、ふ、と、す、な、る、と、い、ふ、

三

(Faint handwritten Japanese text)

(去天厚仁怒)

第二十五條

20

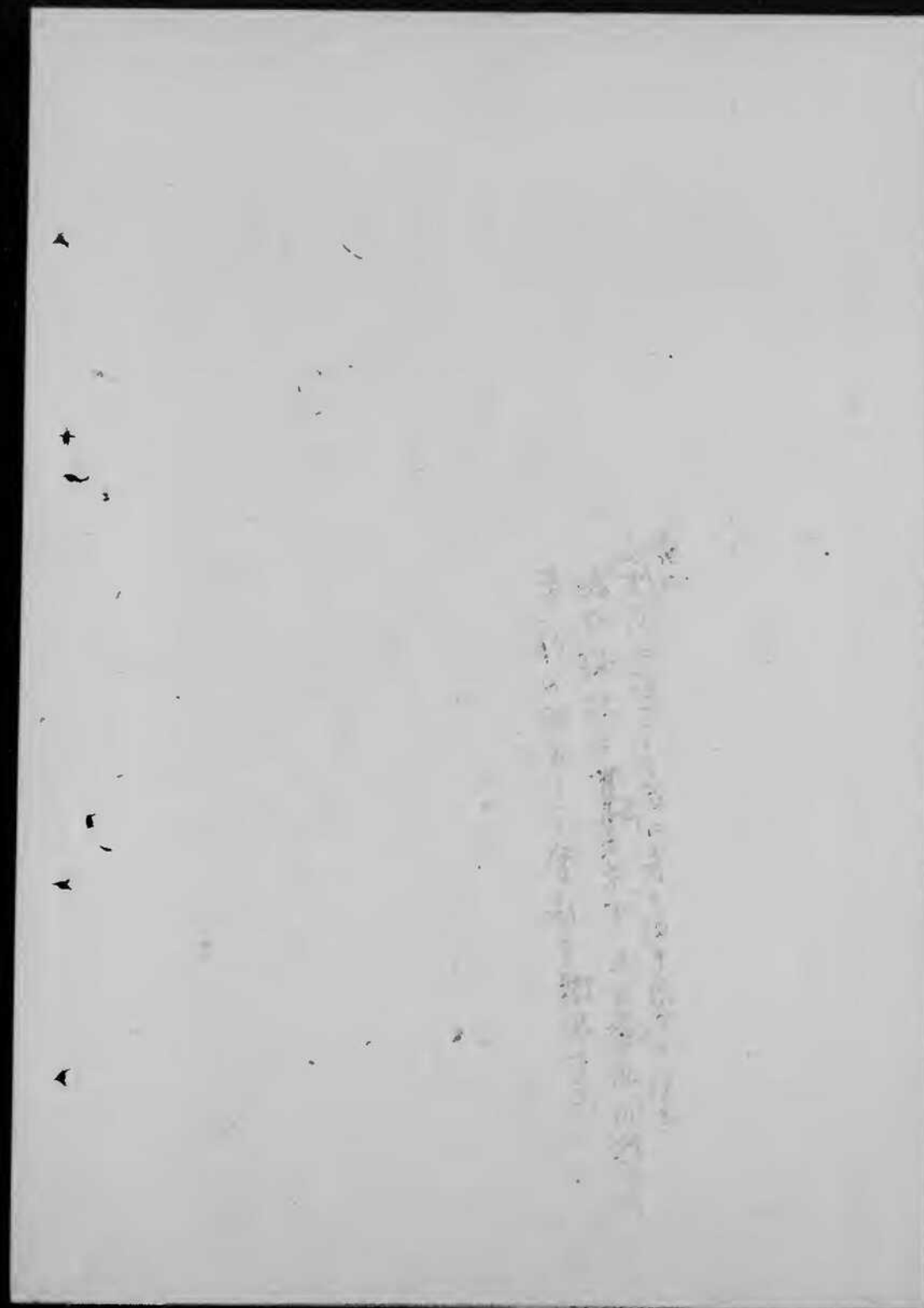
卷一十六條

小坡

平定人

金の定めると

卷一 順善一



裏面白紙

4

5

最良の書物と評され、その功利的な文筆を受けたとき

（讀今仁金支品名）

(附一)

等

直ちに代食も公社に支拂ひ、親戚を引取りなされは存心

2)

五日以内に青原の頭品引取をせよといふに、本在保、相当の保管料をのすん、と云ふ。但し、本在保がより引取をすることゝせよといふの對して、此の限りで存。

卷之六

（法十七の十七）

藥

は、大藏の今の定めるところにより、**常時**、**虚**又はに

りて貴いものとして、粗保や提供を受ける。その代金の延納と許

その金を支拂期日まで支拂われないと

蔵省令の定めなき
ノ・ヨリ
逓延利息を徴収する

ことが出来る。

2. 公社は前項の規定により延納を許可した者の業務及び経理の状況について監査することが出来る。

3. 公社は前項の規定による監査の結果、延納継続の必要がないと認めるとき、又は賣渡收入を確保する必要があるときは、第一項の規定による延納許可を取り消すことが出来る。

(販賣価格)

第二十九條 公社は、政府の認可する、該法人の販賣する品の価格を定める、これを公告する。

2. 販賣人は前項の販賣価格、及び、販賣を認許することが出来る、(かん水の価格制限)

第三十條 公社は、かん水製造者の譲渡するかん水の価格を制限することが出来る。

(買受販賣制限)

(賣、二十二)

第二十一條 貯蓄ノ
（一）貯蓄ノ受付た金は、
（二）貯蓄ノ受付た金は、
（三）貯蓄ノ受付た金は、

第二十二條 貯蓄ノ
（一）貯蓄ノ受付た金は、
（二）貯蓄ノ受付た金は、
（三）貯蓄ノ受付た金は、

第二十三條 貯蓄ノ
（一）貯蓄ノ受付た金は、
（二）貯蓄ノ受付た金は、
（三）貯蓄ノ受付た金は、

第二十四條 貯蓄ノ
（一）貯蓄ノ受付た金は、
（二）貯蓄ノ受付た金は、
（三）貯蓄ノ受付た金は、

第二十五條 貯蓄ノ
（一）貯蓄ノ受付た金は、
（二）貯蓄ノ受付た金は、
（三）貯蓄ノ受付た金は、

項について指示する

2. 第十二條の規定は、販賣人に準用する。

3. (差益及び差損)

第三十四條 公社は、差の賣物価格を、販賣価格が決定せられた場合に

おいて、現に販賣人の所有する差から生ずる差益又は差損の全部又は

一部を、販賣人に割付ることは、販賣人の対し、戻すことができる。

2. 販賣人は、他が決定したその所有する差の品種別数量を公社に届け

出なければならぬ。

(営業の廃止)

第三十五條 販賣人は、その営業を廃止しようとするときは、公社に届

け出なければならぬ。

(指定の取消及び営業の停止)

第三十六條 公社は、右の名号の一に該当すると認め、販賣人の指しを

取り消すことができる。

裏面白紙

(販賣人の団体)
「カネが儲けをねだるべし、又は度々」
10

第五十二條 第五十六條の規定は、販売人の組織する団体に準用する。

第五卷

(输出)

第三十八條 公債は、遙若しくは後に及びを論ぜり、又は論じのためニ及ぶ
賣り戻方ニとみざる。

第六章 雜則

（所有等の制限）

第三十九條、公社の賣り度した處又はにかりてなれば、所有し、所持し、譲り度し、譲り受け、買入札又は前賣することゝをなす。但し、正当の事由により所有し、持する者、若し、前賣し、買入札第一項但書により所有し、所持し、若しくは前賣するもの、又は第三十條但書により輸入した處若しくはにかりて省令で定めらるものは、この限りでない。

前項本文の物件は、三曜に於て又或る多額合の爲に公に賣却して處

[illegible]

260

(六十二 三十九)

(法三三)

1221

裏面白紙

2 当該職員は、関係人等と金銭的取引関係、貸付関係、

第四十二條 第十四條第四項 第二十一條第四項^イ 第三十四條第一項

裏面白紙

一 輸入品は、輸入税を納付し、輸入税引当金を算出し、輸入税引当金を輸入品に課税する。
二 輸入品は、輸入税を納付し、輸入税引当金を算出し、輸入税引当金を輸入品に課税する。
三 輸入品は、輸入税を納付し、輸入税引当金を算出し、輸入税引当金を輸入品に課税する。
四 輸入品は、輸入税を納付し、輸入税引当金を算出し、輸入税引当金を輸入品に課税する。
五 輸入品は、輸入税を納付し、輸入税引当金を算出し、輸入税引当金を輸入品に課税する。
六 輸入品は、輸入税を納付し、輸入税引当金を算出し、輸入税引当金を輸入品に課税する。
七 輸入品は、輸入税を納付し、輸入税引当金を算出し、輸入税引当金を輸入品に課税する。
八 輸入品は、輸入税を納付し、輸入税引当金を算出し、輸入税引当金を輸入品に課税する。
九 輸入品は、輸入税を納付し、輸入税引当金を算出し、輸入税引当金を輸入品に課税する。
十 輸入品は、輸入税を納付し、輸入税引当金を算出し、輸入税引当金を輸入品に課税する。

裏面白紙

第四十五條 左の各号の一に該当する者は、三箇月以下罰金に処する

一 第十九條第一項、第二十九條第二項、第三十二條又は第三十九條

第三項本文の規定に違反した者

二 第十三條第四項の規定に違反した者

三 第十九條第二項の規定に違反した者

四 公社の許可した場所以外に、水

製造し若しくは貯蔵した製氷者

五 第三十條の西格をこえて、水

第四十六條 左の各号の一に該当する者は、一年以下罰金に処する

一 第七條第三項、第九條第一項、第二十四條、第四十條第一項の規定

を合むる者

二 第三十條の西格をこえて、水

製造し若しくは貯蔵した製氷者

三 第三十條の西格をこえて、水

製造し若しくは貯蔵した製氷者

四 第三十條の西格をこえて、水

製造し若しくは貯蔵した製氷者

裏面白紙

に達した時

二 正力、同公、
第十一條、第十三條、第二條、若くは第三條、
第三十條、第一項又は第三十九條、第三條、
示に違反した者、
同公、
第十三條、第二條、若くは第三條、
第三十條、第一項又は第三十九條、第三條、
示に違反した者、

示に違及、仁壽

三 第十二路第一頁より第二頁の間に、
力規定に違反し、所定の取組を講じた者として認定を
し、並内を記載し、

四 第十一條第二項、第三十三條第一項（以下引用する場合を含む）若しくは第三十四條第一項の規定による報告若しくは届出を怠り又は虚偽の報告若しくは届出をした旨。

三十三

第四十七條 当該官吏若しくは公任者等が職務の執行に対し、虚偽の答弁を爲し、又は当該官吏若しくは公任者等が職務の執行を拒み、

1261

264

忌避し若しくはこれに支障を加えた者は、一萬円以下の罰金に処する
その刑法（明治四十年法律第四十五号）に正條のあるものは刑法によ
る。

第四十八條 この法律の犯罪に係る處、にかり又はかん水は、これを没
収する。

二、前項の物件を他に譲り渡し若しくは消費したとき、又は他にその物
件の所有者があつて没収することのできないときは、その価額を追徴
する。

第四十九條 法人の代表者、法人又はその代理人、使用人その他の従業
者が、法人又は人の業務又は財産に関して、一の章に規定する違反行
爲をしたときは、行為者を罰する外、その法人若しくはその代表者
を罰する。

（法三十一、三十二）

附則

第五十一條

この章に違反する違ふ行為をした者には、罰法第三十八條第

三項但書 第三十九條第二項 第四十條 第四十一條 第四十九條第

二項 第六十三條及び第六十六條の規定を適用しない。

(法三十八)

第五十一條

國税犯則取締法ハ明治三十二年法律第六十七号ハ、この

法律の違反事件に準用する。但し、同法に定める職務を行う官吏又は

公社の職員は、政令をもって定める。

附則

第一條

この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。

第二條

改正前の専賣法(明治三十八年法律第十一号)以下旧法とい

ふ。このより許可又は指定された者は、この法律により公社が許可又は

指定されたものとする。この法律の施行期日は、昭和二十四年五月一日

とする。この法律の施行期日は、昭和二十四年五月一日とする。この法律

の施行期日は、昭和二十四年五月一日とする。この法律の施行期日は、

昭和二十四年五月一日とする。この法律の施行期日は、昭和二十四年

五月一日とする。この法律の施行期日は、昭和二十四年五月一日とす

る。この法律の施行期日は、昭和二十四年五月一日とする。この法律

の施行期日は、昭和二十四年五月一日とする。この法律の施行期日は、

昭和二十四年五月一日とする。この法律の施行期日は、昭和二十四年

五月一日とする。この法律の施行期日は、昭和二十四年五月一日とす

る。この法律の施行期日は、昭和二十四年五月一日とする。この法律

の施行期日は、昭和二十四年五月一日とする。この法律の施行期日は、

昭和二十四年五月一日とする。この法律の施行期日は、昭和二十四年

五月一日とする。この法律の施行期日は、昭和二十四年五月一日とす

る。この法律の施行期日は、昭和二十四年五月一日とする。この法律

の施行期日は、昭和二十四年五月一日とする。この法律の施行期日は、

昭和二十四年五月一日とする。この法律の施行期日は、昭和二十四年

五月一日とする。この法律の施行期日は、昭和二十四年五月一日とす

る。この法律の施行期日は、昭和二十四年五月一日とする。この法律

の施行期日は、昭和二十四年五月一日とする。この法律の施行期日は、

昭和二十四年五月一日とする。この法律の施行期日は、昭和二十四年

[illegible]

此の法律は、
 従前の例により、公法と分する。
 第五條 この法律施行前には、政府の発布した命令は、この法律に反し、公法と分する。

[illegible]

26a

前項に掲げる事業組合及び協業組合は、解散後、各事業並次に第一項の期間満了の際、同一協業組合及び協業組合の各事業部

[illegible]

は塩業組合連合会は、同項に掲げる期間内に還滞なく登記手續を
しなればならぬ。

2 前回の期間内に登記の件が、（一）陽明会に入社した陽明会連合会は
同期間内に登記の完了し、（二）陽明会に入社した陽明会連合会は
て登記の完了したものとす。

第十條 附則第六條第五項の規定は、昭和二十二年四月一日現在、在籍組合及び産業組合連合会、公営工業協同組合及び農工商協同組合の設立は、昭和二十二年四月一日以前に限り、適用しない。

第十一條 農林中央金庫は、その貸付先で、
業組合連合会、製糖工業協同組合となつて、
組合に対し、貸付の業務を執行するものとする。

華十二條、二カ法律施行の際、夜に蠟燭を燃せしむる例、昭和二十年勅令八
華七白丁九条の規定により、（一）、（二）、（三）、（四）、（五）、（六）の報償に關し改
正に届出を爲してゐる者は、二カ法律施行の際より一月以内に之を云

[illegible]

[illegible]

律により、製造許可の申請をして、公社の許可を受けなければならぬ。
 い、その期間内は塩、にかり又はかん水、製造するものと定める。
 公社は、前項の許可をする場合、第八條第一項第四号又は第五号に
 規定する事項については、製造期間を一年以内、制限することにできる。
 第十三條 この法律施行の際、既に塩専賣法臨時特例の規定により、塩、
 にかり又はかん水、製造に当り、政府に届出をなして製造した塩及びに
 かりを所有し、若しくは所持し、又は前條第一項の期間内において製
 造する塩及びにかりは、これを公社に納付しなければならぬ。但し、
 第十三條第一項但書の規定により公社に納付することを受けないもの
 については、これを限りてない。

たは「専賣法罰則」新旧対照表

[illegible][illegible]

[illegible]

裏面白紙

培轉亮七訓則新田对照表

[illegible]

九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百	一百一	一百二	一百三	一百四	一百五	一百六	一百七	一百八	一百九	二百	二百一	二百二	二百三	二百四	二百五	二百六	二百七	二百八	二百九	三百	三百一	三百二	三百三	三百四	三百五	三百六	三百七	三百八	三百九	四百	四百一	四百二	四百三	四百四	四百五	四百六	四百七	四百八	四百九	五百	五百一	五百二	五百三	五百四	五百五	五百六	五百七	五百八	五百九	六百	六百一	六百二	六百三	六百四	六百五	六百六	六百七	六百八	六百九	七百	七百一	七百二	七百三	七百四	七百五	七百六	七百七	七百八	七百九	八百	八百一	八百二	八百三	八百四	八百五	八百六	八百七	八百八	八百九	九百	九百一	九百二	九百三	九百四	九百五	九百六	九百七	九百八	九百九	一千	一千一	一千二	一千三	一千四	一千五	一千六	一千七	一千八	一千九	二千	二千一	二千二	二千三	二千四	二千五	二千六	二千七	二千八	二千九	三千	三千一	三千二	三千三	三千四	三千五	三千六	三千七	三千八	三千九	四千	四千一	四千二	四千三	四千四	四千五	四千六	四千七	四千八	四千九	五千	五千一	五千二	五千三	五千四	五千五	五千六	五千七	五千八	五千九	六千	六千一	六千二	六千三	六千四	六千五	六千六	六千七	六千八	六千九	七千	七千一	七千二	七千三	七千四	七千五	七千六	七千七	七千八	七千九	八千	八千一	八千二	八千三	八千四	八千五	八千六	八千七	八千八	八千九	九千	九千一	九千二	九千三	九千四	九千五	九千六	九千七	九千八	九千九	一万	一万一	一万二	一万三	一万四	一万五	一万六	一万七	一万八	一万九	二万	二万一	二万二	二万三	二万四	二万五	二万六	二万七	二万八	二万九	三万	三万一	三万二	三万三	三万四	三万五	三万六	三万七	三万八	三万九	四万	四万一	四万二	四万三	四万四	四万五	四万六	四万七	四万八	四万九	五万	五万一	五万二	五万三	五万四	五万五	五万六	五万七	五万八	五万九	六万	六万一	六万二	六万三	六万四	六万五	六万六	六万七	六万八	六万九	七万	七万一	七万二	七万三	七万四	七万五	七万六	七万七	七万八	七万九	八万	八万一	八万二	八万三	八万四	八万五	八万六	八万七	八万八	八万九	九万	九万一	九万二	九万三	九万四	九万五	九万六	九万七	九万八	九万九	十万	十万一	十万二	十万三	十万四	十万五	十万六	十万七	十万八	十万九	十一万	十一万一	十一万二	十一万三	十一万四	十一万五	十一万六	十一万七	十一万八	十一万九	十二万	十二万一	十二万二	十二万三	十二万四	十二万五	十二万六	十二万七	十二万八	十二万九	十三万	十三万一	十三万二	十三万三	十三万四	十三万五	十三万六	十三万七	十三万八	十三万九	十四万	十四万一	十四万二	十四万三	十四万四	十四万五	十四万六	十四万七	十四万八	十四万九	十五万	十五万一	十五万二	十五万三	十五万四	十五万五	十五万六	十五万七	十五万八	十五万九	十六万	十六万一	十六万二	十六万三	十六万四	十六万五	十六万六	十六万七	十六万八	十六万九	十七万	十七万一	十七万二	十七万三	十七万四	十七万五	十七万六	十七万七	十七万八	十七万九	十八万	十八万一	十八万二	十八万三	十八万四	十八万五	十八万六	十八万七	十八万八	十八万九	十九万	十九万一	十九万二	十九万三	十九万四	十九万五	十九万六	十九万七	十九万八	十九万九	二十万	二十万一	二十万二	二十万三	二十万四	二十万五	二十万六	二十万七	二十万八	二十万九	二十一万	二十一万一	二十一万二	二十一万三	二十一万四	二十一万五	二十一万六	二十一万七	二十一万八	二十一万九	二十二万	二十二万一	二十二万二	二十二万三	二十二万四	二十二万五	二十二万六	二十二万七	二十二万八	二十二万九	二十三万	二十三万一	二十三万二	二十三万三	二十三万四	二十三万五	二十三万六	二十三万七	二十三万八	二十三万九	二十四万	二十四万一	二十四万二	二十四万三	二十四万四	二十四万五	二十四万六	二十四万七	二十四万八	二十四万九	二十五万	二十五万一	二十五万二	二十五万三	二十五万四	二十五万五	二十五万六	二十五万七	二十五万八	二十五万九	二十六万	二十六万一	二十六万二	二十六万三	二十六万四	二十六万五	二十六万六	二十六万七	二十六万八	二十六万九	二十七万	二十七万一	二十七万二	二十七万三	二十七万四	二十七万五	二十七万六	二十七万七	二十七万八	二十七万九	二十八万	二十八万一	二十八万二	二十八万三	二十八万四	二十八万五	二十八万六	二十八万七	二十八万八	二十八万九	二十九万	二十九万一	二十九万二	二十九万三	二十九万四	二十九万五	二十九万六	二十九万七	二十九万八	二十九万九	三十万	三十万一	三十万二	三十万三	三十万四	三十万五	三十万六	三十万七	三十万八	三十万九	三十一万	三十一万一	三十一万二	三十一万三	三十一万四	三十一万五	三十一万六	三十一万七	三十一万八	三十一万九	三十二万	三十二万一	三十二万二	三十二万三	三十二万四	三十二万五	三十二万六	三十二万七	三十二万八	三十二万九	三十三万	三十三万一	三十三万二	三十三万三	三十三万四	三十三万五	三十三万六	三十三万七	三十三万八	三十三万九	三十四万	三十四万一	三十四万二	三十四万三	三十四万四	三十四万五	三十四万六	三十四万七	三十四万八	三十四万九	三十五万	三十五万一	三十五万二	三十五万三	三十五万四	三十五万五	三十五万六	三十五万七	三十五万八	三十五万九	三十六万	三十六万一	三十六万二	三十六万三	三十六万四	三十六万五	三十六万六	三十六万七	三十六万八	三十六万九	三十七万	三十七万一	三十七万二	三十七万三	三十七万四	三十七万五	三十七万六	三十七万七	三十七万八	三十七万九	三十八万	三十八万一	三十八万二	三十八万三	三十八万四	三十八万五	三十八万六	三十八万七	三十八万八	三十八万九	三十九万	三十九万一	三十九万二	三十九万三	三十九万四	三十九万五	三十九万六	三十九万七	三十九万八	三十九万九	四十万	四十万一	四十万二	四十万三	四十万四	四十万五	四十万六	四十万七	四十万八	四十万九	四十一万	四十一万一	四十一万二	四十一万三	四十一万四	四十一万五	四十一万六	四十一万七	四十一万八	四十一万九	四十二万	四十二万一	四十二万二	四十二万三	四十二万四	四十二万五	四十二万六	四十二万七	四十二万八	四十二万九	四十三万	四十三万一	四十三万二	四十三万三	四十三万四	四十三万五	四十三万六	四十三万七	四十三万八	四十三万九	四十四万	四十四万一	四十四万二	四十四万三	四十四万四	四十四万五	四十四万六	四十四万七	四十四万八	四十四万九	四十五万	四十五万一	四十五万二	四十五万三	四十五万四	四十五万五	四十五万六	四十五万七	四十五万八	四十五万九	四十六万	四十六万一	四十六万二	四十六万三	四十六万四	四十六万五	四十六万六	四十六万七	四十六万八	四十六万九	四十七万	四十七万一	四十七万二	四十七万三	四十七万四	四十七万五	四十七万六	四十七万七	四十七万八	四十七万九	四十八万	四十八万一	四十八万二	四十八万三	四十八万四	四十八万五	四十八万六	四十八万七	四十八万八	四十八万九	四十九万	四十九万一	四十九万二	四十九万三	四十九万四	四十九万五	四十九万六	四十九万七	四十九万八	四十九万九	五十万	五十万一	五十万二	五十万三	五十万四	五十万五	五十万六	五十万七	五十万八	五十万九	五十一万	五十一万一	五十一万二	五十一万三	五十一万四	五十一万五	五十一万六	五十一万七	五十一万八	五十一万九	五十二万	五十二万一	五十二万二	五十二万三	五十二万四	五十二万五	五十二万六	五十二万七	五十二万八	五十二万九	五十三万	五十三万一	五十三万二	五十三万三	五十三万四	五十三万五	五十三万六	五十三万七	五十三万八	五十三万九	五十四万	五十四万一	五十四万二	五十四万三	五十四万四	五十四万五	五十四万六	五十四万七	五十四万八	五十四万九	五十五万	五十五万一	五十五万二	五十五万三	五十五万四	五十五万五	五十五万六	五十五万七	五十五万八	五十五万九	五十六万	五十六万一	五十六万二	五十六万三	五十六万四	五十六万五	五十六万六	五十六万七	五十六万八	五十六万九	五十七万	五十七万一	五十七万二	五十七万三	五十七万四	五十七万五	五十七万六	五十七万七	五十七万八	五十七万九	五十八万	五十八万一	五十八万二	五十八万三	五十八万四	五十八万五	五十八万六	五十八万七	五十八万八	五十八万九	五十九万	五十九万一	五十九万二	五十九万三	五十九万四	五十九万五	五十九万六	五十九万七	五十九万八	五十九万九	六十万	六十万一	六十万二	六十万三	六十万四	六十万五	六十万六	六十万七	六十万八	六十万九	六十一万	六十一万一	六十一万二	六十一万三	六十一万四	六十一万五	六十一万六	六十一万七	六十一万八	六十一万九	六十二万	六十二万一	六十二万二	六十二万三	六十二万四	六十二万五	六十二万六	六十二万七	六十二万八	六十二万九	六十三万	六十三万一	六十三万二	六十三万三	六十三万四	六十三万五	六十三万六	六十三万七	六十三万八	六十三万九	六十四万	六十四万一	六十四万二	六十四万三	六十四万四	六十四万五	六十四万六	六十四万七	六十四万八	六十四万九	六十五万	六十五万一	六十五万二	六十五万三	六十五万四	六十五万五	六十五万六	六十五万七	六十五万八	六十五万九	六十六万	六十六万一	六十六万二	六十六万三	六十六万四	六十六万五	六十六万六	六十六万七	六十六万八	六十六万九	六十七万	六十七万一	六十七万二	六十七万三	六十七万四	六十七万五	六十七万六	六十七万七	六十七万八	六十七万九	六十八万	六十八万一	六十八万二	六十八万三	六十八万四	六十八万五	六十八万六	六十八万七	六十八万八	六十八万九	六十九万	六十九万一	六十九万二	六十九万三	六十九万四	六十九万五	六十九万六	六十九万七	六十九万八	六十九万九	七十万	七十万一	七十万二	七十万三	七十万四	七十万五	七十万六	七十万七	七十万八	七十万九	七十一万	七十一万一	七十一万二	七十一万三	七十一万四	七十一万五	七十一万六	七十一万七	七十一万八	七十一万九	七十二万	七十二万一	七十二万二	七十二万三	七十二万四	七十二万五	七十二万六	七十二万七	七十二万八	七十二万九	七十三万	七十三万一	七十三万二	七十三万三	七十三万四	七十三万五	七十三万六	七十三万七	七十三万八	七十三万九	七十四万	七十四万一	七十四万二	七十四万三	七十四万四	七十四万五	七十四万六	七十四万七	七十四万八	七十四万九	七十五万	七十五万一	七十五万二	七十五万三	七十五万四	七十五万五	七十五万六	七十五万七	七十五万八	七十五万九	七十六万	七十六万一	七十六万二	七十六万三	七十六万四	七十六万五	七十六万六	七十六万七	七十六万八	七十六万九	七十七万	七十七万一	七十七万二	七十七万三	七十七万四	七十七万五	七十七万六	七十七万七	七十七万八	七十七万九	七十八万	七十八万一	七十八万二	七十八万三	七十八万四	七十八万五	七十八万六	七十八万七	七十八万八	七十八万九	七十九万	七十九万一	七十九万二	七十九万三	七十九万四	七十九万五	七十九万六	七十九万七	七十九万八	七十九万九	八十万	八十万一	八十万二	八十万三	八十万四	八十万五	八十万六	八十万七	八十万八	八十万九	八十一万	八十一万一	八十一万二	八十一万三	八十一万四	八十一万五	八十一万六	八十一万七	八十一万八	八十一万九	八十二万	八十二万一	八十二万二	八十二万三	八十二万四	八十二万五	八十二万六	八十二万七	八十二万八	八十二万九	八十三万	八十三万一	八十三万二	八十三万三	八十三万四	八十三万五	八十三万六	八十三万七	八十三万八	八十三万九	八十四万	八十四万一	八十四万二	八十四万三	八十四万四	八十四万五	八十四万六	八十四万七	八十四万八	八十四万九	八十五万	八十五万一	八十五万二	八十五万三	八十五万四	八十五万五	八十五万六	八十五万七	八十五万八	八十五万九	八十六万	八十六万一	八十六万二	八十六万三	八十六万四	八十六万五	八十六万六	八十六万七	八十六万八	八十六万九	八十七万	八十七万一	八十七万二	八十七万三	八十七万四	八十七万五	八十七万六	八十七万七	八十七万八	八十七万九	八十八万	八十八万一	八十八万二	八十八万三	八十八万四	八十八万五	八十八万六	八十八万七	八十八万八	八十八万九	八十九万	八十九万一	八十九万二	八十九万三	八十九万四	八十九万五	八十九万六	八十九万七	八十九万八	八十九万九	九十万	九十万一	九十万二	九十万三	九十万四	九十万五	九十万六	九十万七	九十万八	九十万九	九十一万	九十一万一	九十一万二	九十一万三	九十一万四	九十一万五	九十一万六	九十一万七	九十一万八	九十一万九	九十二万	九十二万一	九十二万二	九十二万三	九十二万四	九十二万五	九十二万六	九十二万七	九十二万八	九十二万九	九十三万	九十三万一	九十三万二	九十三万三	九十三万四	九十三万五	九十三万六	九十三万七	九十三万八	九十三万九	九十四万	九十四万一	九十四万二	九十四万三	九十四万四	九十四万五	九十四万六	九十四万七	九十四万八	九十四万九	九十五万	九十五万一	九十五万二	九十五万三	九十五万四	九十五万五	九十五万六	九十五万七	九十五万八	九十五万九	九十六万	九十六万一	九十六万二	九十六万三	九十六万四	九十六万五	九十六万六	九十六万七	九十六万八	九十六万九	九十七万	九十七万一	九十七万二	九十七万三	九十七万四	九十七万五	九十七万六	九十七万七	九十七万八	九十七万九	九十八万	九十八万一	九十八万二	九十八万三	九十八万四	九十八万五	九十八万六	九十八万七	九十八万八	九十八万九	九十九万	九十九万一	九十九万二	九十九万三	九十九万四	九十九万五	九十九万六	九十九万七	九十九万八	九十九万九	一百万	一百万一	一百万二	一百万三	一百万四	一百万五	一百万六	一百万七	一百万八	一百万九	一百万零一	一百万零二	一百万零三	一百万零四	一百万零五	一百万零六	一百万零七	一百万零八	一百万零九	一百万零一十	一百万零一十一	一百万零一十二	一百万零一十三	一百万零一十四	一百万零一十五	一百万零一十六	一百万零一十七	一百万零一十八	一百万零一十九	一百万零二十	一百万零二十一	一百万零二十二	一百万零二十三	一百万零二十四	一百万零二十五	一百万零二十六	一百万零二十七	一百万零二十八	一百万零二十九	一百万零三十	一百万零三十一	一百万零三十二	一百万零三十三	一百万零三十四	一百万零三十五	一百万零三十六	一百万零三十七	一百万零三十八	一百万零三十九	一百万零四十	一百万零四十一	一百万零四十二	一百万零四十三	一百万零四十四	一百万零四十五	一百万零四十六	一百万零四十七	一百万零四十八	一百万零四十九	一百万零五十	一百万零五十一	一百万零五十二	一百万零五十三	一百万零五十四	一百万零五十五	一百万零五十六	一百万零五十七	一百万零五十八	一百万零五十九	一百万零六十	一百万零六十一	一百万零六十二	一百万零六十三	一百万零六十四	一百万零六十五	一百万零六十六	一百万零六十七	一百万零六十八	一百万零六十九	一百万零七十	一百万零七十一	一百万零七十二	一百万零七十三	一百万零七十四	一百万零七十五	一百万零七十六	
---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--

粗製樟腦、樟腦油專賣法改正案比較表（二四、二、一七）

區分	現行法	改正案	修正案
目的物	粗製しよう腦及びしよか腦油（再製及び合成を要するもの）	粗製しよう腦精製しよう腦しよか腦原油及びしよか腦精油	山製しよか腦及びしよか腦油
山製	許可制 製品は收納する	直営委託又は許可制 許可の場合製品は收納する	許可制 製品は收納する
再製	許可制（製品收納するものも現在付委託）	直営委託又は許可制 許可の場合製品は收納しない	許可制 製品は收納しない
精製	許可制 製品は收納しない	直営委託又は許可制 許可の場合製品は收納しない	許可制 製品は收納しない
販賣	自由	指定制	自由但し公社は販賣方法等について指示できるものとす
輸入	港灣指定制	直営又は委託	直営委託又は許可制
輸出	自由	許可制	自由

組製樟腦、樟腦油專賣法改正要綱案（草案）專賣局

一、法律の名称をし、脳專賣法と改めること。

二、日本專賣公社法の實施に伴い組製樟腦、樟腦油專賣法の改正を要するので、この際、
從來省令等で規定

されていた事項のうち重要なものを法律中に織り込むと共に制度の民主化と法文の平易化を図るため、全文改正を行うこと。

三、し、脳專賣法の實施機關としての日本專賣公社の法律上の地位を規定すること。

四、し、脳及びし、脳油の定義を規定すること。

五、し、脳又はし、脳油の製造許可について尺格條件及び取消條件を規定すること。

六、し、脳又はし、脳油の製造者は、毎年度の製造數量について公社の許可を受けるものとする。

七、し、脳及びし、脳油の買入価格は、公社が決定し得るものとする。

八、災害のためし、脳又はし、脳油が損害を蒙つたときは、公社はその損害の一部に対して補償金を交付するものとする。

九、し、脳又はし、脳油の輸入は、公社又は公社の委託若しくは許可を受けた者で行うことができ、し、脳油の賣渡價格は、政府の認可を受けて公社が決定し得るものとする。

二、し、脳、腦の再製及び精製は、公社の許可を受けた者で行うことができ、し、脳、腦の再製し、脳、精製し、脳及び

し、よ、う、脳副産物の販売につけて、指示することかできるものとするにと。

三、検査を行う場合には、検査取員をしてその身分を示す証票を携帯せしめることを規定すること。

三、処罰條項を整備すること。



煙草專賣法を改正する法律案
二二二專賣法

目次

第一章	總則（第一條—第三條）
第二章	耕作（第四條—第十六條）
第三章	製造（第十七條—
第四章	輸入（第十八條—
第五章	販賣（第十九條—第四十五條）
第六章	輸出（第四十六條—第五十條）
第七章	製造及び用卷紙（第五十一條—第六十二條）
第八章	雜則（第六十三條—第七十條）
第九章	罰則（第七十一條—第七十九條）
附則	

裏面白紙

第一章 総則

〔権能〕

第二條 ちばこ種子の輸入、葉はこの一平買取、輸入及び賣渡、製造たばこの製造、輸入及び販賣並びに製造たばこ用を紙の一平買取、輸入及び販賣の権能は、國に專屬する。

〔日本專賣公社〕

第三條 前條の規定により國に專屬する権能は、この法律及び日本專賣公社法（昭和二十三年法律第百五十五号）の定めるところにより、日本專賣公社（以下「公社」という。）をして行わせらる。

〔定義〕

第三條 この法律において「たばこ」とは、たばこ属の植物をいう。

- 二 この法律にありて「葉たばこ」とは、たばこの葉をいり、
- 三 この法律にありて「製造たばこ」とは、葉たばこを主原料とし、喫煙用、かみ用又はかき用に供しうる状態に製造したものをいり、
- 四 この法律にありて「製造たばこ用巻紙」とは、製造たばこのさや紙用に製造された紙をいり、

第三章 耕作

(耕作の許可)

第四條 たばこは、公社又は第八條第一項若しくは第二十六條第一項の許可を受けた者でなければ耕作又は試作してはならない。

(收納)

第五條 公社は、第十八條第三項の規定により廃棄するものを除き、公

社の許可を受けてたばこの耕作をする者（以下「耕作者」という。）の
收穫したすべての葉たばこを收納する。

2. 前項の收納の價格は、毎年公社が定めて、あらかじめ公告する。

（耕作区域）

第六條 公社は、たばこの耕作区域を定めて公告する。

（耕作計画）

第七條 公社は、毎年耕作するたばこの種類及び耕作面積を定めて、あ
らかじめ公告する。

（許可の申請）

第八條 たばこ耕作しようとする者は、毎年耕作地の位置及び面積、
（たばこの種類並びに乾燥場及び蔵置場の位置を定め、公社に申請して、そ
4

の許可を受けなければならぬ。

2 耕作者が前項に規定する事項を変更し、又はその耕作を廃止しよ
うとするときは、公社に申請して許可を受けなければならぬ。

3 前項の耕作廃止の許可申請が正当の事由に基づいてなされたときは、
公社は、業たばこの生産確保上著しい支障がない限り、その許可を拒
むことができない。

(許可の制限)

第九條 公社は、左の各号の一に該当する場合に於ては、たばこの耕
作を許可しないことができる。

一 申請者がこの法律に基づいて処罰（第七十九條において準用する國
税犯則取締法（明治三十二年法律第六十七号））に基づいてされる通告ら

の処分を含む以下同じ。せられ、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いてたばこの耕作の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合

三 申請者の耕作の成績が不良であつた場合

四 たばこの耕作上又は取締上不適当と認めるところに耕作しようとする場合

五 申請面積の著しく少ない場合

六 その他たばこの耕作上不適当であると認めるところの場合

2 法人が申請者である場合においては、前項第一号及び第二号の規定の

適用については、法人の代表者もまた申請者とみなす。

3 未成年者又は禁治産者が申請者である場合においては、第一項第一号及び第二号の規定の適用については、その法定代理人もまた申請者とみなす。但し、営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

(耕作の引継)

第十條 耕作者が死亡した場合において、引き継いで居るべき耕作しよ
うとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。
2 前項の外、耕作者の死にこの耕作を引き継ごうとする者は、公社の
許可を受けなければならぬ。

3 前條第一項第一号から第三号まで、第三項並びに第三項の規定は、
I

前項の許可について準用する。

(たばこ種子)

第十一條 公社又は耕作者でなければ、たばこ種子を所有してはならない。

公社は、必要があると認めるときは、耕作者に対したばこ種子を交付することができる。

(たばこ苗)

第十二條 公社又は耕作者でなければ、たばこ苗を育成してはならない。

たばこ苗を育成しようとする者は、毎年苗床の位置及び坪数を定め、公社に申請し、その許可を受けなければならぬ。

第十三條 第三項の規定は、前項に規定する事項を変更し又

はたばこ苗の育成を廃止しようとする場合に準用する。

4 是はこを譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、公社の許可を受けなければならない。

(耕作及び收穫業務)

第十三條 耕作者は、公社の定める方法により耕作し^(收穫し)なければならない。

(査定)

第十四條 公社は、收穫前に、葉はこ^の收穫量目又は葉数を査定する。

但し、査定の必要がないと認めるときは、これを省略することができ
る。

2 公社は、前項の規定により査定しようとする場合には、耕作者に
しあがじめの旨を通知又は公告しなければならない。前項但書の

規定により査定を省略しようとする場合も同様とする。

3 耕作者は、第一項の査定の場合に、立ち合わなければならない。若し、正当の事由がなくて立ち合わなければならないときは、その査定に対して、第十五條の再査定の申立をすることができない。

(再査定)

第十五條 耕作者は、前條の量目又は葉数の査定に不服があるときは、公社に対して再査定の申立をすることができる。

2 前項の再査定の申立は、正当の事由に因り査定に立ち合わなかった場合を除いては、査定の際にしなければならぬ。

3 第一項の再査定の申立があつたときは、公社は、二人以上の査定人を選定し、再査定を行わせて、その量目又は葉数を決定する。こ

の場合において、査定人については、少くともその半数を公社の職員
をとり着から選定しなければならない。

4 再査定の申立人の主張する葉たばこの量目又は葉数と前項の規定に
よる決定額との差が、前條の規定による査定額と前項の規定による決
定額との差より大であるときは、再査定に要した費用は、その申立人
の負担とする。

(査定前の葉たばこ採取又は幹根拔除)

第十六條 耕作者は、第十四條第一項の規定による査定を受けた後、同
條第二項の規定による査定の省略の通知を受け又は公告のあった後で
なければ公社の許可を受けないで葉たばこを採取し、又はたばこの幹
根を抜き取ってはならない。前條の規定により再査定の申立をした者

につりて、その決定前においても同様とする。

(收穫後の処置)

第十七條 耕作者は、第二項の規定による許可を受けた場合を除き、一番葉の收穫を終つたときは、直ちにたばこの幹根を抜き取り、その幹に着りてゐる葉たばこを廃棄しなければならない。

2 耕作者は、たばこ種子の採取又は一番葉の收穫をしようとする場合にありては、公社の許可を受けなければならない。

3 前項の場合において、採取又は收穫を終つたときは、第二項の処置をしなければならない。

(納付)

第十八條 耕作者は、その收穫した葉たばこを、公社の定める方法によ

り乾燥調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

2 前項の納付の期日及び場所は、公社が定める。

3 耕作者は、その收穫した葉たばこを、公社へ納付するに適しないものを、公社の承認を受けて廃棄しなければならない。

(鑑定及び再鑑定)

第十五條 公社は、耕作者の納付した葉たばこの等級^級を鑑定し、その等級に相当する收納代金を支拂う。

2 耕作者は、前項の鑑定~~に~~不服があるときは、公社に対し再鑑定を求めることができる。

3 前項の再鑑定~~の~~申立は、收納代金の請求前にしなければならない。

4 第十五條第三項の規定は、第二項の規定による再鑑定~~の~~申立に準用

する。

5 再鑑定による葉たばこの等級が第一項の鑑定による等級より上位の等級となるときは、再鑑定に要した費用は、その申立人の負担とする。

6 公社は、第二項の規定による再鑑定の申立があつた場合において、その決定があるまで收納代金を支拂わなければならないことができる。

(納付数量の不足)

第二十條 耕作者が納付した葉たばこの量目又は葉数が正当の率由がなく、公社の査定又は決定した量目又は葉数に達しないときは、公社は、その不足額に対して、第二十一條第二項の規定に準じて算定した額の十倍以下に相当する額^金を納付させることができる。

(耕作面積の減少又は耕作廃止)

第二十一條 耕作者が公社の許可を受けたりて、耕作面積を減少し、又は耕作を廃止したときは、公社は、その減作地又は廃作地において生産すべきであつた葉たばこの償付に相当する金額を納付させることができる。

第二十二條 前項の葉たばこの価格は、その年における近傍の類似耕作地における類似葉たばこの納付金標準として算定する。

第二十三條 耕作者がその耕作面積を減少し、又は耕作を廃止した場合において、その耕作を引継ぐ者がないときは、公社は、現存するたばこは、その苗を廃棄させることができる。

(葉たばこの運送)

第二十三條 耕作者の葉たばこは、その耕作地、乾燥場、貯置場又は公社の指示する納付場所へ運送する外、他へ運送してはならない。

2. 公社は、必要と認めるときは、耕作者に対して、葉たばこ運送の通路及び時間を指示することができる。

〔災害補償〕

第二十四條 耕作者の耕作したたばこ又は収穫した葉たばこが風害、水害、震害、ひょう害、干害、病害その他の災害にかかり、著しき損害を受けたときは、公社は、大蔵省令の定めるところにより、その耕作者に損害の一部に対する補償金を交付することができる。

〔耕作者の団体〕

第二十五條 公社は、耕作者の組織する団体又はその連合体に対し、公

社の事務の一部を委託し、又はたばこ耕作の健全な発達を図るため必要の指示をすることが出来る。

2 公社は前項の規定により委託又は指示を受けた団体又はその連合体に対し、大蔵省令の定めるところにより、交付金を交付することが出来る。

(試作)

第二十六條 たばこを試作しようとする者は、その試作地、試作地の位置及び面積、たばこの種類並びに乾燥場及び蔵置場の位置を定め、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

2 第五條、第八條第二項及び第三項、第九條第一項第五号を除く。

第十條から第十三條まで、第十八條、第十九條第一項、第二十二條並

次に第二十三條の規定は、前項の場合に準用する。

第三章 製造

(製造)

第二十七條 製造たばこは、公社でなければ製造してはならない。

第四章 輸入

(輸入)

第二十八條 たばこ種子、葉たばこ又は製造たばこは、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。但し、健康上又は習慣上欠くことのできない製造たばこにつりては、その自用者は、公社の許可を受けていそり輸入をすることができろ。

第五章 販賣

(小賣人)

第二十九條 公社は、その指定した製造たばこの小賣人（以下「小賣人」という。）をして、^{製造}たばこを販賣せしむることが出来る。

2 公社又は小賣人がなければ、製造たばこを販賣してはならない。

(指定の申請)

第三十條 小賣人となろうとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書^{営業所毎に}を公社に提出し、その指定を受けなければならぬ。

- 一 営業所の場所、その設備の構造及び附近の略圖
- 二 製造たばこ取扱の予定高及びこれに充てることが出来る資金の総額

三 現に他の事業を営んでゐる場合には、その種類

四 法人である場合には、その資本金額及び役員の名

(指定の制限)

第三十一條 公社は、左の名号の一に該当する場合にありては、小賣人の指定をしないことができる

一 申請者がこの法律に基いて処罰せられ、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくつた日から二年を経ない者である場合

二 申請者がこの法律に基いて小賣人の指定を取り消され、その取消の日から二年を経ない者である場合

三 営業所の場所又は設備が製造をばこの小賣業を営むに不適當と認められる場合

四 製造をばこの取扱の予定高が公社の定める標準に達せず、その他著しく不適當と認められる場合

五 営業所で事業として製造をばこの品質保持上不適當な物品を取り扱っている場合

六 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる場合

2 第九條第一項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第二号」とあるのは、それぞれ第三十一條第一項第一号及び第六号と読み替へるものとする。

〔指定の期間及び指定書の交付〕

第三十二條 小賣人の指定は、営業所毎に三年以下の期間を定めて行ひ、

2 公社は、小賣人の指定をした場合には、これに対し指定書を交付する。

3 営業所の位置を変更した場合において、小賣人の指定は、その効力を失ひ。

4 公社は、第一項の期間が満了した場合又は前項の規定により指定が効力を失つた場合において引き続き指定することを適当と認めるときは、第三十條の申請をまたなひで、その指定をすることが出来る。

（小賣人が死亡した場合の特例）

第三十三條 小賣人が死亡した場合において、その相続人がその営業所で小賣人となろうとするときは、公社から指定をし又は指定をしない旨の

通知を受けるまでは、第二十九條第二項の規定にかかわらず製造たばこの販賣をすることができる。

(定價)

第三十四條 公社は、政府の認可を受け、製造たばこの小賣定價を定めて公告する。

2 前項の規定は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の適用を妨げるものではない。

3 小賣人（前條の規定により製造たばこを販賣する者を含む。以下同じ。）は、第一項の小賣定價を掲げれば、製造たばこを販賣してはならない。

(揭示義務)

第三十五條 小賣人は、その営業所に、製造たばこの小賣定價表を掲げ

なければならぬ。

(帳簿及び報告)

第三十六條 小賣人は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならぬ。

2 小賣人は、公社の指示するところにより、業務に関する報告を公社に提出しなければならない。

(買受販賣制限)

第三十七條 小賣人は、販賣のために公社以外のものから製造したものを譲り受けてはならぬ。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 廃業その他の事由により、営業を継続することのなきこととなつた小賣から譲り受けるとき。

二 競落により取得するとき。

2 小賣人は、前項各号の場合においては、遅滞なくその旨を公社に報告しなければならない。

(販賣禁止)

第三十八條 小賣人は、製造はこの包装若しくはその内容を改変し、又は包装の破壊し、若しくは汚染した製造はこの販賣してはならない。

(指示)

第三十九條 公社は、小賣人に対し、小賣人の營業所の設備、營業所に備えて置くべき製造はこの品種別数量、製造はこの保存及び販賣の方法について販賣に関する事項について指示することができる。

2 公社は、小賣人の組織する団体又はその連合体に対し、製造はこの小

賣業の健全な発達を図るために必要な事項を指示することができる。

(差益及び差損)

第四十條 公社は、製造品はこの小賣定價を改定した場合において、現に小賣人の所有する製造品はこから生ずる差益又は差損の全部又は一部を小賣人に納付させ、又は小賣人に対し拂戻すことができる。

2 小賣は、小賣定價の改定があつた場合においては、過剰なその改定があつたときにおいて所有する製造品はこの品種別數量を公社に届け出なければならぬ。

(引換)

第四十一條 公社は、製造品はこが左の各号の一に該当するときは、小賣人の請求により、これを引き換へなければならぬ。

一 品質が悪化したとき。

二 包装が破損し、又は汚染したとき。

三 前各号の外、公社が販賣に適しなると認めたるとき。

2 前項の規定による利権の原因が公社の責に帰すべき場合又は不可抗力による場合を除き、小賣人は、製造したこの減價に相当する金額を納付しなくてはならない。

(営業の廃止)

第四十二條 小賣人は、その営業所における営業を廃止しようとするときは、その旨を公社に届け出なければならない。

(指定の取消及び販賣の差止)

第四十三條 公社は、小賣人が左の各号の一に該当するときは、小賣人の

指定を取り消すことができる。

一 この法律に違反したとき。

二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。

三 第三十一條第一項第五号又は第六号に該当するに至つたとき。

四 正当の事由がなくて、引き続き一月以上営業せず、又は製造したものの買受者が引き続き三月以上公社の定める標準に達しないとき。

五 第三十六條の帳簿又は報告に虚偽の記載があつたとき。

2 公社は、小賣人が前項第一号又は第二号の規定に該当する場合においては、指定の取消に代之一月以内の期間を定めて、製造したものの販賣を差し止めることができる。

3 第四條第二項又は第三項の規定は、前二項の場合に準用する。この場

合において、「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第二号」とあるのは、それぞれ「第四十三條第一項第一号から第三号まで」と、「申請者」とあるのは「小賣人」と読み替へるものとする。

第四十四條 公社は、前條の規定により小賣人の指定の取消又は販賣の差止めしようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、小賣人又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、公社の指定する職員をして聴問をさせなければならぬ。

(買戻)

第四十五條 小賣人は、廃業その他の事由により營業を継続することができない事情が生じたときは、その事実の発生效后三十日以内に、現存する製造品はこの買戻を公社に請求することができぬ。

2 公社は、前項の規定により買戻を請求した製造品は、この公社の責に帰すべき事由又は不可抗力によらないで第四十一條第一項第一号又は第二号に該当するものであるときは、拂い戻すべき金額から減價に相当する金額を控除する。

第六章 輸出

(輸出)

第四十大條 公社は、葉片は、若しくは製造品は、これを輸出し、又は輸出のためこれを賣り渡すことができる。

2 公社は、葉片は、又は製造品はこの輸出のため、買渡價格を定める。

3 第三十四條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(帳簿及び証明書類)

第四十七條 前條の規定により、輸出のため、葉は二又は製造は二を
買い受けた者は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければ
ならない。

前條の規定により、輸出のため、葉は二又は製造は二を買い受け
た者は、公社の指示した期間内に、輸出免狀及び外國仕付港に陸揚をし
たことを証する書類を公社に提出しなければならない。

正当の事由がなく、前項の免狀及び書類を提出しない場合において
は、その葉は二又は製造は二は、正当の事由がなく、不足したもの
とみなして第五十條の規定を適用する。

(輸出前の制限)

第四十八條 輸出のため公社から買い受けた葉は二又は製造は二は、

輸出前に他に譲り渡し、又は消費してはならない。但し、公社の許可を受けて輸出のため他に譲り渡す場合は、この限りでない。この場合において、輸出のため公社から葉たばこ又は製造たばこを買い受けたものとみなす。

2 輸出のため公社から買い受けた葉たばこ又は製造たばこで使用に適しなくなつたものは、公社の許可を受けなければ廃棄してはならない。

(輸出の取止)

第四十九條 輸出のため葉たばこ又は製造たばこを買い受けた者が輸出を取り止めたときは、買い受けた者の申請に基づき、公社は、その使用に適するものを買い戻し、その他のものを廃棄せねばならない。

2 輸出のため公社から買い受けた葉たばこ又は製造たばこをその買受の

日から一年を過ぎても輸出しないときは、公社は、その使用に適するものを買い戻し、その他のものを廃棄させることができる。

公社は、前二項の規定により買い取る場合においては、これを鑑定し、その代金を支拂う。

第四十五條第二項の規定は、前二項の規定による買戻に準用する。
(不足額に対する追徴)

第五十條 この章の規定により、輸出し、買い戻され及び廃棄した葉たばこ並びに現存する葉たばこの総量目が、輸出のため公社から買い受けた葉たばこの総量目に比し、正当の事由がなく不足したときは、公社は、買い受けた者に対して、その不足量目の葉たばこの賣渡價格に相当する額の四倍以下に相当する金額を納付させることができる。公社から輸出

のたけ買ひ受けた製造たはこの総量目についても、同様とする。

第七章 製紙又は用巻紙

(製造の許可)

第五十一條 製造又は用巻紙(以下「巻紙」という。)は、公社又は公社の許可を受けた者でなければ製造してはならない。

2 巻紙を製造しようとする者は、製造場及び蔵置場の位置を定め、公社に申請して、製造場^場にその許可を受けなければならない。

3 前項の許可申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 製造場及び蔵置場の設備の構造並びに一箇年の製造能力
- 二 巻紙の製造に充てることができる資金の総額
- 三 法人である場合には、その資本金額及び役員の名

4 巻紙を製造する者が第二項に規定する事項を変更しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

(製造許可の制限)

第五十二條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、巻紙の製造を許可しないことができる。

一 申請者がこの法律に基づいて処罰せられ、処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合

二 申請者がこの法律に基づいて巻紙製造の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合

三 製造場又は蔵置場の設備が巻紙を製造するのに不適当と認められる場合

四 巻紙の製造予定画が公社の定める標準に達しない場合

五 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他の経営の基礎が著しく薄弱であると認められる場合

2 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第三号」とあるのは、それぞれ「第五十二條第一項第一号、第二号及び第五号」と読み替えるものとする。

(製造)

第五十三條 公社は、その許可を受けて巻紙を製造する者（以下「巻紙製

造者（という。）に対し、製造場毎に毎年その製造予定高を定めて通知しなければならぬ。

2 巻紙製造者は、公社の定める方法により、巻紙の製造をしなければならない。

（収納）

第五十四條 公社は、巻紙製造者の製造したすべての巻紙を収納する。但し、第五十五條第三項の規定により処理するものについては、この限りでない。

2 公社は、巻紙の品質、規格及び収納価格を定める。

（納付）

第五十五條 巻紙製造者は、その製造した巻紙を、すべて公社に納付しな

ければならない。

2 前項の納付の期日及び場所は、公社が定める。

3 巻紙製造者は、その製造した巻紙で公社へ納付するに適しないものを、公社の指示するところにより、処理しなければならない。

(検査)

第五十六條 公社は、巻紙製造者の納付した巻紙の品質及び規格を検査し、その品質及び規格に相当する収納代金を支拂う。

(帳簿)

第五十七條 巻紙製造者は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならない。

2 巻紙製造者は、住所、氏名若しくは名称又は第五十一條第三項に記載

した事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

(製造の休止及び廃止)

第五十八條 巻紙製造者は、巻紙の製造を休止し、又は廃止しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の製造の休止又は廃止の許可申請が正当の事由に基づいてなされたと認め、公社は、巻紙の生産確保と著しい支障がない限り、その許可を拒むことができない。

3 巻紙製造者は、巻紙の製造を休止し、若しくは廃止したとき、又は製造の許可を取り消されたときは、公社の承認を受けなければ、現存する巻紙の原料、原質又はその半製品を処分してはならない。

(許可の取消)

第五十條 公社は、巻紙製造者が左の各号の一に該当するときは、製造の許可を取り消すことができる。

一 この法律に違反したとき。

二 正当の事由がなく、巻紙の製造について公社の定めた方法によらないとき。

三 第五十二條第一項第五号に該当するに至つたとき。

四 正当の事由がなく、引き続き六月以上巻紙の製造を休止したとき、又は製造高が公社の定める予定高に比し著しく不足するとき。

五 第五十七條の帳簿又は届出に虚偽の記載があつたとき。

2 第五條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合

において、「前項第一号及び第二号」と及び「第一項第一号及び第二号」とあるのは、それぞれ「第五十八條第一項第一号から第三号まで」と、「申請者」とあるのは「巻紙製造者」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定により許可を取り消した場合においては、公社は、必要と認めるときは、巻紙製造者であつた者に一定の期間内製造その他行為を継続させることができる。この場合においては、その継続の期間内は、巻紙製造者とみなす。

4 第四十四條の規定は、第一項の規定による許可の取消に準用する。

(販賣)

第六十條 巻紙は、公社又は小賣人でなければ販賣してはならない。

2 第三十四條から第四十一條までの規定は、巻紙の販賣に準用する。

(輸出入)

第六十一條 公社は、巻紙を輸出し、又は輸出のため、これを賣り渡すことができる。

2 第四十大條第三項から第五十條までの規定は、前項の場合に準用する。

3 巻紙は、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。

第八章 雜則

(特別賣渡)

第六十二條 公社は、巻紙の製造の用に供する目的その他の目的に充てるため、巻紙は、製造にほこ又は巻紙は、若しくは製造にほこの人等を賣り渡すことができる。

2 前項の規定により買受けた者は、その買受けた葉は、製造は、
こ又は葉は、こ若しくは製造は、このくずを買受の際公社の定めた目的
以外の目的に充ててはならない。

3 第一項の規定により、葉は、こ、製造は、こ又は葉は、こ若しくは製
造は、このくずを買受けた者は、公社の定めるところにより、帳簿を
作製し、農薬の製造又は製品の処分等に関する事項を記載しなければな
らない。

(賣渡代金の延納許可)

第六十三條 公社は、葉は、こ、製造は、こ、葉は、こ若しくは製造は、
このくず又は巻紙を賣渡する場合において、特に必要があると認めたと
きは、その代金の延納を許可することができる。

2 前項の規定により代金の延細を許可する場合において、^は公社は、政府の承認を受けて、又は政府の定めた條件に従つてこれをしなければならない。

(見本及び標本)

第六十四條 公社は、見本又は標本に供する場合においては、^はたは二種子、葉又は製造又は二又は巻紙を交付し、又はその輸入を許可することができる。

2 前項の規定により、交付又は輸入の許可を受けたたは二種子、葉又は二、製造又は二又は巻紙は、見本又は標本に供する場合の外、公社の許可を受けなければ処分してはならない。

(器具機械の製作等の制限)

第六十五條 製造又はこの製造用器具機械は、公社又は公社の許可を受け
た者でなければ、製作し、販賣し、輸出し又は輸入してはならない。
2 前項の規定により許可を受けた者は、製造用器具機械を藏置する場所
を公社に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も、同
様とする。

(所有等の制限)

第六十六條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、た
は、この種子、又はこの苗、又はこの葉又はこの公社の賣り渡さない製造又は
この若しくは巻紙又は製造又はこの製造用器具機械を所有し、所持し、譲
り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、正当の事由により、これを
所有し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 この法律により没収する場合を除く外、公社は、前項に該当する物件を廃棄させ、又は自ら廃棄しその他必要な処分をすることができ、

(代用品の製造及び販賣禁止)

第六十七條 何人も、營業の目的をもつて、製造したるに代用する物品を製造し、又は販賣してはならない。

(法令違反者に対する許可取消)

第六十八條 耕作^{たばこ}者^{たばこ}又は製造したるに製造用器具機械の製造者、販賣者、輸出者若しくは輸入者が、この法律に違反したときは、公社は、その耕作、試作、製作、販賣、輸出又は輸入の許可を取り消すことができる。

2 第四十四條の規定は、前項の規定による許可の取消に準用する。

(立入検査)

第六十條 公社は、その職員をして左に掲げる場所に立ち入り、左はこ種子、左はこ苗、左はこ葉、左はこ製造、左はこ巻紙、製造、左はこ製造用器具機械、帳簿又は書類を検査させることができる。

一 左はこの苗床、耕作地若しくは試作地、葉はこの乾燥場若しくは蔵置場又は耕作者若しくは左はこの試作者の住所

二 左はこの種子、葉、左はこ製造、左はこ巻紙若しくは製造、左はこ製造用器具機械の輸入者、小賣人、輸出のため葉、左はこ製造、左はこ若しくは巻紙を買い受けた者、巻紙製造者、第六十二條の規定により葉、左はこ、製造、左はこ若しくはこれらの苗を買い受けた者又は製造、左はこの製造用器具機械の製造者、販賣者若しくは輸出者の事務所、営業

所、工場、事業場又は倉庫（製造又はこの製造用器具機械の蔵置場を含む。）

2 当該職員は、前項の規定による立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（強制徴収）

第七十條 第十五條第四項、第十六條第五項、第二十條、第二十一條第一項、第四十條第一項（第六十條第二項において準用する場合を含む。）及び第五十條（第六十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により、公社に納付すべき金額は、國稅滯納処分例により徴収することができる。但し、先取特権の順位は、國稅に次ぐものとする。

第九章 罰則

(罰則)

第七十一條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第四條、第十二條第一項、第三十七條第一項（第六十條第二項において準用する場合を含む。）、第四十八條第一項（第六十一條第二項において準用する場合を含む。）、第六十一條第三項、第六十二條第二項、第六十五條第一項、第六十六條第一項又は第六十七條の規定に違反した者

二 許可を受けない土地に土はこを耕作した耕作者

三 公社に納付しなければならない葉たはこ若しくは巻紙を消費し若しくは隠した者

四 第二十七條第一項は第五十一條第一項の規定に違反して、製造した

は若しくは巻紙を製造し、又はこれらの製造の準備をした者

五 第二十九條第二項又は第六十條第一項の規定に違反して、製造した

は若しくは巻紙を販賣し、又はこれらの販賣の準備をした者

六 第四十八條第一項（第六十一條第二項において準用する場合を含む。）

の規定に違反して譲り渡された葉はこ又は製造したこ（第六十一條

第二項において準用する場合は、巻紙）を譲り受けた者

七 第六十二條第二項の規定に違反して譲り渡された葉はこ又は製造

したはこのくすを譲り受けた者

第七十二條 公社の委託又は許可を受けないで、たはこ種子、葉はこ又は製造したこの輸入をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金

に処する。但し、輸入したたはこ種子、葉たはこ又は製造たはこの價格の十倍が十万円を超えるときは、罰金は、当該價額の十倍以下とする。

2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の罪に着手してこれを遂行ない者は、同項の例による。

3 第一項の價格は、そのたはこ種子、葉たはこ又は製造たはこの生産地又は仕入地における原價に、荷造費、運送費、保険料その他輸入地に到着するまでの諸費及び輸入税に相当する金額を加えたものとする。

第七十三條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十六條、第三十四條第三項（第六十條第二項において準用する場合を含む。）、第三十八條（第六十條第二項において準用する場合を含む。）、第四十八條第二項（第六十一條第二項において準用する場合

を含む。第五十五條第三項又は第五十八條第三項の規定に違反した者

二 許可を受けないでたばこ苗を育成し、又は許可を受けない種類のたばこを耕作しに耕作者

三 許可を受けない場所において葉たばこを乾燥し、又は藏置した耕作者
四 第五十七條第二項の規定に違反して、たばこ種子を採取し、又は二番葉を收穫した者

五 天災その他避けることのできない事変の場合を除き、第二十三條第一項の規定に違反し、又は同條第二項の規定により公社の指不した運送人は時間によらないで葉たばこを運送した者

六 正当の事由がなく、第三十九條第一項（第六十條第二項において準用

する場合を含む。の規定による公社の指示に違反した者

七 第五十八條第一項の規定に違反して、巻紙の製造を休止し、又は廃止した者

第七十四條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十條第一項、第三十五條（第六十條第二項において準用する場合を含む。）又は第三十七條第二項（第六十條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 正当の事由がなくて公社の定めた納付期日に葉たばこ又は巻紙を納付しなかつた製作者又は巻紙製造者

三 第三十六條第二項（第六十條第二項において準用する場合を含む。）又は第四十條第二項（第六十條第二項において準用する場合を含む。）

の規定による報告若しくは届出をせず、又は虚偽の報告若しくは届出をした者

四 第四十二條の規定に違反して、営業を廃止した者

五 第三十六條第一項（第六十條第二項において準用する場合を含む。）

第四十七條第一項（第六十條第二項において準用する場合を含む。）

第五十七條第一項又は第六十二條第三項の規定による帳簿を作製せず

第六十二條は所定の事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

八 第六十四條第二項の規定に違反して、たばこ種子、葉はこ、製造

たばこ又は巻紙を消費し、又は廃棄した者

七 第六十九條の規定による検査を拒み、妨害又は忌避した者

第七十五條、第七十一條、第七十二條第一項（第七十二條第二項又は第七十三

條第二十号から第二十五号までの罪に属するたばこ、たばこ種子、たばこ苗、葉

たはこ、製造たはこ、巻紙、製造たはこ代用品、その原料又は製造たはこ、巻紙若しくは製造たはこ代用品の製造用器具機械は、これを没収する。

2 前項の物件を他に譲り渡し若しくは消費したとき、又は他にその物件の所有者があつて没収することのできないときは、その價額を没徴する。

第七十六條 第七十一條又は第七十二條第一項若しくは第二項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第七十七條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に関して、第七十一條から第七十四條までの違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。

第七十八條 第七十一條から第七十四條までの罪を犯しし者には、刑法へ

明治四十年法律第四十五号ノ第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、
第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條
の規定はこれを適用しない。但し、懲役刑に処するときは、この限りで
ない。

第七十九條 國稅犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）は、この法
律の違反事件に準用する。但し、同法に定める職務を行う官吏又は公社
の職員又は同法に定める通告処分をなす権限をもつ機関は、政令をもつ
て定める。

附則

第八十條 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

第八十條 改正前の煙草專賣法（明治三十七年法律第四十號）以下旧法

という。）又はこれに基づく命令により政府がした許可、指定、これらの取消、命令、指示、決定その他の処分は、それらの処分のあつた日においてこの法律に基づいて公社がしたものとみなす。

2、旧法又はこれに基づく命令による申請、異議若しくは再鑑定申立、申告、報告、届出又は書類の提出は、この法律に基づいて公社にされたものとみなす。

3、旧法若しくはこれに基づく命令に基づき、又は旧法若しくはこれに基づく命令に基づく政府の処分により、この法律施行の日以後において政府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、手数料、巻紙その他のものは、それぞれ公社に納付し又は公社から受領するものとす。

この法律施行前に政府に納付すべきであつた、又は政府から受領すべきであつたものについて、同様とする。

4. この法律施行前に旧法第三十七條の三第一項の規定に基づいて通知をし、まだ許可の取消をしていない場合においては、当該許可の取消については、同條の規定は、なお效力を有する。

第八十二條 旧法又はこれに基づく命令に基づいて処罰された者は、この法律に基づいて処罰された者とみなす。

第八十三條 この法律施行前になした行為に関する罰則の適用については、

なお従前の例による。

2. この法律施行前に、旧法又はこれに基づく省令により処分すべきであつた行為については、従前の例により、公訴を提起する。

第八十四條 この法律施行前に政府の賣り渡した葉たばこ、製造たばこ及び巻紙は、この法律により公社の賣り渡したものとみなす。

第八十五條 第三十四條第二項（第四十大條第三項及び第六十條第二項において準用する場合を含む。）の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が効力を有する間は、同法を含むものとする。

第八十大條 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第三号を次のように改める。

三 たばこ專賣法（昭和二十四年法律第

号）第二十五條及び第

三十九條第二項

第 一 條 違反税関規則（明治三十三年法律第六十七号）の規定は、この法律の違反事件に準用する。この場合においてはこの法律の違反事件を同規則の犯罪事件とみなす。

第 二 條 前条の場合において同規則罰則徴収法中「財務官」とあるのは「一、財務官」とあるのは「一と読み替へるものとす。」

第 三 條 第一項の場合において同規則罰則徴収法に規定する徴税官吏、財務官又は税務署長の職務は、日本専賣公社の推薦に基き大蔵大臣が指定する日本専賣公社の役員又は職員が行う。

第 四 條 前項に規定する役員又は職員が同規則罰則徴収法に規定する徴税官吏、財務官又は税務署長の職務を行う場合においては、大蔵大臣の監督を受ける。

第 五 條 第三項に規定する役員又は職員が同規則罰則徴収法に規定する徴税官吏、財務官又は税務署長の職務を行う場合においては、同法第

十條に同法に基き命令に違反したとき、大蔵大臣の命令その他職務上の義務に違反したとき又はその職務を怠つたときは、役員については、自ら解任し、職員については日本専賣公社總裁の懲戒をすべきことを命ずることが出来る。日本専賣公社法第二十四條及び第四十條の規定は、この場合に準用する。

第 六 條 第三項に規定する役員又は職員が同規則罰則徴収法に規定する徴税官吏、財務官又は税務署長の職務を行う場合における國家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）の規定の適用については、当該職務の遂行を國の公権力の行使とし、当該役員又は職員を國の公務員とする。

第 七 條 前條第六項に規定する場合を除き、日本専賣公社がこの法律に定める権能を行う場合における國家賠償法の適用については、日本専賣公社を公共団体とし、日本専賣公社の役員又は職員を公共団

体ハ公認上ナリ。

會計法（昭和二十三年法律第七十九号）の一部を次のよ
うに改正する。

第十八條中「特種學費」の下に「若しくは日本學費公社」を加
ス。

裏面白紙

第七十九条 國稅犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定は、この法律の違反事件に準用する。この場合においては、この法律の違反事件を間接國稅の犯則事件とみなす。

2 前項の場合において國稅犯則取締法中「財務局」とあるのは「

1、「稅務署」とあるのは「
1」と読み替へるものとする。

3 第一項の場合において、國稅犯則取締法に規定する收稅官吏、財務局長又は稅務署長の職務は、日本專賣公社總裁の推薦に基き、大藏大臣が指定する日本專賣公社の役員又は職員が行う。

4 前項に規定する役員又は職員が國稅犯則取締法に規定する收稅官吏、財務局長又は稅務署長の職務を行う場合においては、大藏大臣の監督を受ける。

5 第三項に規定する役員又は職員が國稅犯則取締法に規定する收稅官吏、財務局長又は稅務署長の職務を行う場合において、同法若しくは

大藏大臣の指定する日本專賣公社の役員又は職員が國稅犯則取締法に規定する收稅官吏、財務局長又は稅務署長の職務を行う場合においては、大藏大臣の監督を受ける。

Handwritten Japanese text in vertical columns, likely a historical document or manuscript. The text is written in a cursive style (sōsho) and is arranged in approximately 15 columns, reading from right to left. The paper appears aged and slightly discolored.

同法に基く命令に違反したとき、大蔵大臣の命令その他職務上の義務に違反したとき又はその職務を怠つたときは、役員については、自ら解任し、職員については日本専売公社総裁に懲戒をすべきことを命ずることが出来る。日本専売公社法第二十四条及び第四十五条の規定は、この場合に準用する。

第三項に規定する役員又は職員が国税犯則取締法に規定する收税官吏、財務局長又は税務署長の職務を行う場合における國家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）の規定の適用については、当該職務の遂行を國の公權力の行使とし、当該役員又は職員を國の公務員とする。

第 九 条 前条第六項に規定する場合を除き、日本専売公社がこの法律に定める権能を行う場合における國家賠償法の適用については、日本専売公社を公共団体と、日本専売公社の役員又は職員を公共団体の公

裏面白紙

務員とする。

第 条 会計法（昭和二十三年法律第七十九号）の一部を次のように
改正する。

第四十八条中「特別調達庁」の下に「若しくは日本専売公社」を加え
る。

塩専賣法を改正する法律案
塩専賣法

目次

第一章	総則（第一條—第三條）
第二章	製造（第四條—第二十一條）
第三章	輸入（第二十二條）
第四章	販賣（第二十三條—第四十條）
第五章	輸出（第四十一條）
第六章	雑則（第四十二條—第四十六條）
第七章	罰則（第四十七條—第五十五條）
附則	

裏面白紙

第一章 総則

〔権能〕

第一條 塩及びにがりの一手買取、輸入、再製、加工及び販賣の権能は、
國に専屬する。

〔日本專賣公社〕

第二條 前條の規定により國に専屬する権能は、この法律及び日本專賣
公社法（昭和二十三年法律第百五十五号）の定めるところにより、
日本專賣公社（以下「公社」という。）をして行わせる。

〔定義〕

第三條 この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が百分の
四十以上の固形物をいう。但し、ナリ硝石、カイニット、シルガイニ
ットその他大藏省令で定める鉱物を除く。

2 この法律において「にかり」とは、塩を製造する際、かん水から塩を析出した母液又は残液をいう。

3 この法律において「かん水」とは、海水又はかん氣に操作を加えた液体で、その含有固形物中に塩化ナトリウムを百分の五十以上含有し、攝氏五十度における比重がボーム比重計指度五度以上であるものをいう。

4 この法律において塩の「再製」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用價值を高めるため塩を溶解しその溶解した物に操作を加えて再び塩を製造することをいう。

5 この法律において塩の「加工」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用價值を高めるためこれを焼き、洗ひ、くだし、圧さくする等

溶解以外の方法により塩の形状を変え、又はその不純物を除去若しくは変質させることをいう。

第二章 製造

〔製造の許可〕

第四條 塩、にがり又はかん水は、公社又は第六條第一項の許可を受けた者でなければ製造（再製を除く。以下同じ。）してはならない。

〔収納〕

第五條 公社は、その許可を受けて塩又はにがりを製造する者の製造し、すべての塩又はにがりを収納する。但し、許可を受けて塩を製造する者及びその従業者が使用する塩で大蔵省令の定めるものについては、この限りでない。

2 前項の收納の價格は、公社が定めて、あらかじめ公告する。

(許可の申請)

第六條 塩、にがり又はかん水を製造しようとする者は、製品の種類、製造の方法、製造場及び貯蔵所の規模及び位置並びに一箇年の製造能力を定め、公社に申請して、製造場毎にその許可を受けなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 製造場及び貯蔵所の設備の構造
- 二 製造着手の予定日及び年間における操業の時期
- 三 現に他の事業を営んでゐる場合には、その種類
- 四 法人である場合には、その資本金額及び役員の名

ら 第一項に規定する事項を変更しようとするときは、公社の許可を受けなければならない。

〔許可の制限〕

第七條 公社は、左の各場合に該当する場合において、虚にかり又はかん水の製造を許可しないことができる。

一 申請者がこの法律に基づいて処罰（第三十五條において準用する國税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号））に基づいてされる通告の処分を含む。以下同じ。）せられ、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いて製造の許可を取り消され、取消の日から二年を経過している者である場合

三 申請者が虚の販賣の業務を営んでいる場合

四 製造場の位置若しくは設備又は製造方法が製造上又は取締上不適当と認められる場合

五 一年間の製造能力が公社の定める標準に達しない場合

六 虚の需給調整上製造数量を制限する必要がある場合

二 法人が申請者である場合においては、前項第一号から第三号までの規定の適用については、法人の代表者もまた申請者とみなす。

三 未成年者又は禁治産者が申請者である場合においては、第一項第一号から第三号までの規定の適用については、その法定代理人もまた申請者

請者とみなす。但し、営業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

(製造の引継)

第八條 公社の許可を受けて塩、にがり又はかん水の製造する者(以下「製造者」という。)が死亡した場合において、引き続きいて塩、にがり又はかん水の製造をしようとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

二 前項の外、製造者の塩、にがり又はかん水の製造を引き継ぐとする者は、公社の許可を受けなければならない。

三 前條第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(製造の制限)

第九條 公社は、塩、にがり又はかん水の需給調整上必要があるときは、製造者に対し、塩、にがり又はかん水の製造数量を制限することができる。

(表示)

第十條 公社は、製造者に対し、塩、にがり又はかん水の製造又は貯蔵について指示することができる。

(届出)

第十一條 製造者は、住所、氏名若しくは名称又は第九條第三項に掲げる事項に変更があるときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

2 製造者は、災害その他の事由に因り、塩、にがり等しくはかみ水又は製造場若しくは貯蔵所に損害を受けたときは、遅滞なく損害の原因及び程度を公社に届け出なければならぬ。

〔廢止及び休止〕

第十二條 製造者は、その製造場における製造を廢止しようとするときは、公社の許可を受けなければならない。

2 前項の製造の廢止の許可申請が正当の事由に基いてなされたときは、公社は、その年における塩の製造数量の確保上著しい支障がない限り、その許可を拒むことができない。

3 製造者は、製造を休止し、又は休止後再びその製造に着手しようとする製造場があるときは、事由を具して公社に届け出なければならぬ。

ない。

(帳簿及び報告)

第十三條 製造者は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならぬ。

2 製造者は、公社の指示するところにより、業務に関する報告を公社に提出しなければならぬ。

(納付)

第十四條 製造者は、第五條第一項但書に該当する場合を除き、その製造した塩及びにがりを、すべて公社に納付しなければならない。

2 公社は、製造者に対し、前項の納付の期日、場所及び運搬通路並びに塩の包装方法を指示することができる。

3 公社は、製造者の納付する塩又はにがりの品質が粗悪^{著しく}な場合は、更に必要な処理をした上納付するよう指示することができろ。

4 公社は、製造者に対し、第一項の規定により納付しなければならぬ塩又はにがりを公社の指定した者に引き渡すように指示することができろ。この場合においては、公社が引渡を指示したときに、同項の規定による納付があったものとみなす。

(鑑定及び再鑑定)

第十五條 公社は、製造者の納付(前條第四項の規定により納付があつたものとみなされる場合を含む)した塩又はにがりの品質又は等級を鑑定し、その品質又は等級に相当する收納代金を支拂う。

2 製造者は、前項の鑑定に不服があるときは、公社に対して再鑑定を

求めることができる。

- 3 前項の再鑑定申立は、収納代金の請求前にしなければならない。
- 4 再鑑定の申立があったときは、公社は、二人以上の鑑定人を選定し、再鑑定を行わせて、その品質又は等級を決定する。この場合において、鑑定人につけては、少くともその半数を公社の職員でないものから選定しなければならない。
- 5 再鑑定による塩又はガリの品質又は等級が第一項の鑑定による品質又は等級より上位の品質又は等級となるときは、再鑑定に要した費用は、その申立人の負担とする。
- 6 公社は、第三項の規定による再鑑定の申立があった場合においては、その決定があるまで収納代金を支拂わないことができる。

(災害補償)

第十六條 製造者が津波の害、風水害、震害その他の災害に因り、塩にかり又はかん水について滅失、損傷その他の事由に因る損害を受けたときは、公社は、大蔵省令の定めるところにより、その製造者にその損害の一部に対する補償金を交付することができる。

(製造者の団体)

第十七條 公社は、製造者又は製造施設の所有者の組織する団体又はその連合体に対し、公社の事務の一部を委託し、又は製造事業の健全な発達を図るため必要な指示をすることができる。

2 公社は、前項の規定により委託又は指示を受けた団体又はその連合体に対し、大蔵省令の定めるところにより、交付金を交付することができる。

る。

(許可の取消)

第十條 公社は、製造者が左の各号の一に該当するときは、製造の許可を取り消すことができる。

一 この法律に違反したとき。

二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。

三 第七條第一項第三号に該当するに至つたとき。

四 正当の事由がなく一年以上製造をしないとき。

2 第七條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「申請者」とあるのは「製造者」と読み替へるものとする。

第十九條 公社は、前條の規定により製造者の許可の取消をしようとする

ときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、製造者又はその代理人の出頭を求め、説明のための証拠を提出する機会を与えるため、公社の指定する職員をして聴問をさせなければならない。

(廃業後の処理)

第二十條 製造者がその許可を取り消され、又はその製造を廃止した場合においては、その製造場又は貯蔵所に塩、にがり又はかん水が現存するときは、その現存する物については、その者をなお製造者とみなす。

(再製及び加工)

第二十一條 公社又は公社の委託を受けた者でなければ、塩を再製し、又は加工してはならない。

2 薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号）の規定に基づいて医薬品を製

造しようとする者は、前項の規定にかかわらず、公社の許可を受けて、医薬品とする目的をもつて公社の賣り渡した塩を再製又は加工することか
でざる。

第三章 輸入

(輸入)

第二十二條 塩及びにがりは、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。但し、旅行者が自己の用に供するため携帯する塩又はにがりであつて大藏省令の定めるものについては、この限りでない。

第四章 販賣

(販賣)

第二十三條 公社は、その指定した塩の元賣人又は小賣人（以下「販賣人」

という。)をして塩を販賣させることができる。

2 公社又は販賣人でなければ、塩を販賣してはならない。但し、藥事法第二條第四項第一号に該当する物又はこれをもつて製造若しくは調製した物については、この限りでない。

3 塩元賣人は、公社から塩を買い受け、塩小賣人に販賣するものとする。但し、大藏省令の定める数量を越えるときは、直接消費者に販賣することが出来る。

4 塩小賣人は、塩元賣人から塩を買い受け、消費者に販賣するものとする。

5 公社又は公社の委託を受けた者でなければ、たかりを販賣してはならない。

(指定の申請)

第三十條 販賣人とならうとする者は、元賣人又は小賣人の別並びに營業所及び貯蔵所の位置を定め、に社に申請し、營業所毎にその指定を受けなければならぬ。

前項の指定申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 貯蔵所の数及び位置
 - 二 販賣品の種類
 - 三 一箇年の販賣予定数量
 - 四 販賣に充てることのできる資金の総額
 - 五 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類
- 大 法人である場合には、その資本金額及び役員の名

3 第一項に規定する事項を更改し、よつとするときは、公社の許可を受けなければならぬ。

(指定の制限)

第二十五條 公社は、左の名号の二に該当する場合においては、販賣人の指定をしないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰せられ、その処罰の日から二年を経たりある場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経たりある場合。

二 申請者がこの法律に基いて販賣人の指定を取り消され、その取消の日から二年を経たりある場合。

三 申請者が製造者又は塩の再製、加工若しくは輸入の委託を受けた者である場合その他事業として取締上不適当な物品を取り扱っている場合

四 申請者が元費人と小賣人とを兼ねようとする場合

五 営業所又は貯蔵所の設備が塩の販賣業を営むのに不適当と認められる場合

六 塩の販賣予定数量が公衆の定める標準に達せず、その他著しく不適当と認められる場合

七 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる場合

2 第七條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合に
2)

において「前項第一号から第三号まで」及び「第一項第一号から第三号まで」とあるのはそれぞれ「第二十五條第一項第一号から第四号まで及び第七号」と読み替へるものとする。

(指定の期間及び指定書の交付)

- 第二十六條 販賣人の指定は、営業所毎に三年以内の期間を定めて行う。
- 2 公社は、販賣人の指定をした場合には、これに対し指定書を交付する。
 - 3 公社は、第一項の期間が満了した場合において、引き続き指定することと適当と認めるときは、第二十四條の申請をまたないで、その指定をするこゝができる。

(販賣の引継)

第二十七條 販賣人が死亡した場合において、引き続きて塩の販賣をしよ

うとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。
2 前項の外、塩の販賣を引き継ぐとする者は、公社の許可を受けなければならぬ。

3 第二十五條第一項第一号から第四号まで及び第七号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(公社の賣渡價格)

第二十八條 公社は、政府の認可を受けて、塩及びにかりの公社の賣渡價格を定めて公告する。

2 前項の規定は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の適用を妨げるものではない。

(特別價格)

第二十九條

公社は、か性ソーダ、ソーダ灰その他政令で指定する化学製品製造の用に供する者に塩を賣り渡す場合においては、前條の規定にかかわらず、政府の認可を受けて同條第一項の賣渡價格より低い價格（以下「特別價格」という。）でこれを賣り渡すことができる。

2 公社は、前項の規定により特別價格で塩を買い受けた者に対し、帳簿の作製、報告の提出その他必要な指示をすることができる。第四項の規定による許可を受け譲り渡した塩を前項の用に供するため譲り受けた者についても、同様とする。

3 公社は、第一項に該当する者に特別價格で塩を賣り渡す場合においては、大藏省令の定めるところにより、その特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額の全部又は一部に相当する担保を提出させることができる。

4 第一項の用に供するため特別価格で買い受けた塩について、その目的を変更しようとするとき又はこれを他に譲り渡そうとするときは、公社の許可を受けなければならない。この場合においては、公社は、他の第一項に該当する者に譲り渡す場合を除き、特別価格と前条第一項の賣渡価格との差額に相当する金額を徴収する。

5 特別価格以外の価格で買い受けた塩が第一項の用に供されたときは、公社は、その用に供した者に対し、大蔵省令の定めるところにより、特別価格と前条第一項の賣渡価格との差額の全部又は一部に相当する金額の交付金を交付することができる。

6 公社は、第一号又は第二号に該当する場合においては、特別価格と前条第一項の賣渡価格との差額に賣渡数量（第二号の場合には、不足した

数量)を乗じて得た金額の二倍、第三号に該当する場合においては、虚偽の書類又は陳述に基き受けた交付金額の二倍に相当する金額の範囲内で追徴金を徴収する。

- 一 特別価格で買受けた塩について、公社の許可を受けずにその目的を変更した場合又は他に譲り渡した場合
- 二 特別価格で買受けた塩について、その目的に充てた数量が賣渡数量に対し正当の事由がなく不足した場合
- 三 虚偽の書類又は陳述により第五項の交付金を受けた場合

(保管料)

第三十條 公社は、公社から塩又はにがりを買受けた者が公社の定める引取期限までにこれを引き取らないときは、相当の保管料を徴収すること

数量)を乗じて得た金額の二倍、第二号に該当する場合においては、虚偽の書類又は陳述に基き受けた交付金額の二倍に相当する金額の範囲内で定徴金を徴収する。

- 一 特別価格で買い受けた塩について、公社の許可を受けないでその目的を変更した場合又は他に譲り渡した場合
- 二 特別価格で買い受けた塩について、その目的に充てた数量が賣渡数量に対し正当の事由がなく不足した場合
- 三 虚偽の書類又は陳述により第五項の交付金を受けた場合

(保管料)

第三十條 公社は、公社から塩又はにがりを買受けた者が公社の定める引取期限までにこれを引き取らないときは、相当の保管料を徴収する。

とができる。但し、自己の責に帰することのできない事由に因り引取をするこのできない日数に対しては、この限りでない。
(代金の延納)

第三十一條 公社は、公庫から塩又はにがりを買受ける者に対し、特に必要があると認めるときは、その代金の延納を許可することができる。この場合において公社は、大蔵省令の定めるところにより、担保を提供させることができる。

2 前項の場合において、その代金を支拂期日までに支拂わなるときは、公社は、大蔵省令の定めるところにより、遅延利息を徴収することができる。

3 公社は、第一項の規定により延納を許可した者について、
延納は続

の必要がないと認めたとき又は延納の継続を著しく不適当と認めたときは、延納の許可を取り消すことができる。

(販賣手数料)

第三十二條 公社は、元賣人及び小賣人に対し、それぞれ塩の販賣に当り

第二十八條第一項の賣渡價格に加算すべき販賣手数料を定めて指示することができる。

第三十三條 公社は、大蔵省令の定めるところにより、元賣人以外のもの

(第二十九條第一項に該当する者を除く。)に塩を賣り渡す場合において

は、第二十八條の規定にかかわらず、同條第一項の賣渡價格に元賣人又は小賣人の販賣手数料を加算した額の範囲内でこれを賣り渡すことができる。

(買受販賣制限)

第三十四條 元賣人は、公社以外の者から、小賣人は、公社及び元賣人以外の者から、販賣のため^に店を譲り受けてはならない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 廃業その他の事由により営業を継続することのむきなくなつた元賣人又は小賣人から、それぞれ元賣人又は小賣人が譲り受けるとき、
- 二 競落により取得するとき。

2 販賣人は、前項各号の場合にありては、遅滞なくその旨を公社に報告しなければならぬ。

(混和禁止)

第三十五條 販賣人は、その販賣する店に他物を混和してはならない。

2 販賣人は、他物の混和した塩を販賣してはならない。但し、自己の責に帰することがなきない事由に因り他物が混和した塩に付いて公社の許可を受けた場合は、この限りでない。

(指示)

第三十六條 公社は、販賣人に対し、営業所及び貯藏所の設備、備えて置くべき塩の種類及び数量、塩の保存方法その他塩の買受及び販賣に関する事項について、指示することができる。

2 公社は、販賣人の組織する団体又はその連合体に対し、塩の販賣業の健全な発達を図るために必要な事項を指示することができる。

3 第十三條の規定は、販賣人、その組織する団体又はその連合体に準用する。

(差益及び差損)

第三十七條 公社は、第三十八條第一項の賣渡価格を改定した場合において、現に販賣人の所有する場から生ずる差益又は差損の全部又は一部を販賣人に納付させ、又は販賣人に対し拂り戻すことが出来る。

2 販賣人は、賣渡價格の改定があつた場合においては、遅滞なくその改定があつたときにおいて所有する處の品種別數量を公社に届け出なければならぬ。

(届出)

第三十八條 販賣人は、住所氏名若しくは名称又は第三十四條第二項に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

2 販賣人は、その営業所における営業を廃止しようとするときは、その旨を公社に届け出なければならぬ。

(指定の取消及び販賣の差止)

第三十九條 公社は、販賣人が左の各号の一に該当するときは、販賣人の指定を取り消すことができる。

一 この法律に違反したとき。

二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わぬとき。

三 第二十五條第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。

四 正当の事由がなく、引き続き三月以上営業をしぬとき。

五 この法律に基く届出、報告又は帳簿に虚偽の記載があつたとき。

第五章 輸出

(輸出)

第四十一條 公社は、塩若しくはにがりを輸出し又は輸出のためこれを賣り渡すことができる。

2 輸出のため公社から買受け塩又はにがりは、公社の許可がなければ輸出前に他に譲り渡し又は消費してはならない。

3 公社は、必要があると認めるときは、第二項の規定により輸出のため塩又はにがりを賣り渡した者から、その賣り渡した塩又はにがりに関する報告を提出させることができる。

第六章 雑則

(所有等の制限)

第四十二條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、

公社の賣り渡した塩又はにがりでなければ、所有し、所持し、譲り渡し又は譲り受けてはならない。但し、正当の事由により所有し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 この法律により没収する場合を除く外、公社は、前項に該当する物件を、公社の定めるところにより納付させることができる。この場合において、他物を混和した塩又はにがりを除く外、第十五條第一項の規定を準用する。

（かん水の譲渡）

第四十三條 かん水は、塩又はにがりの製造者以外に譲り渡してはならない。但し、公社の許可を受けた場合においては、この限りでない。

2 かん水を塩及びにがりの製造用以外の用途に使用する場合は、公社の許可を受けなければならない。

3 公社は、塩の需給調整上特に必要があるときは、製造者に対し、かん水の譲渡につりて必要な指示をすることが出来る。

4 公社は、かん水の譲渡価格を制限することが出来る。

(にがりの使用に関する報告)

第四十四條 公社は、必要があると認めるときは、大蔵省令の定める数量を超えて、公社からにがりを買ひ、受けた者からその買ひ受けたにがりの使用に関し報告させることが出来る。

(正入検査)

第四十五條 公社は、その職責をしてたに掲げる場所に立ち入り、塩、

にかり、かん水、器具機軸、帳簿又は書類を検査させることができる。
一 塩、にがり又はかん水の製造場又は貯蔵所

二 製造者、塩の再製若しくは加工の委託若しくは許可を受けた者、
塩若しくはにがりの輸入の委託を受けた者、販賣人、特別価格で塩
を買い受けた者若しくはその塩を所有し若しくは使用する者、第
十九條第五項の規定による交付金を受け若しくは受けようとする者、
輸出のため公社から塩を買い受けた者又は公社からにがりを買い受
けた者の事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫

2 当該職員は、前項の規定による立入検査をする場合において、そ
の身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈
示しなければならない。

(強制徴収)

第四十六條 第十五條第五項、第二十九條第四項及び第六項並びに第三十七條第一項の規定により、公社に納付すべき金額は、國稅滯納処分例により徴収することが出来る。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第七章 罰則

第四十七條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第四條の規定に違反して、塩にがり若しくはかん水製造し、又はこれらの製造の準備をした者

二 第二十三條第一項の規定に違反して、塩を販賣し、又はこの

販賣の準備をした者

三 第三十四條第一項、第三十五條、第四十一條第三項又は第四十二條第一項の規定に違反した者

第四十八條 第二十二條の規定に違反して、塩又はにがりの輸入をした者は、三十元以下の懲役又は十円以下の罰金に処する。但し、輸入した塩又はにがりの價格の十倍が十円を超えるときは、罰金は、その價額の十倍以下とする。

二 前項の罪を犯す目的をもってその予備をした者又は同項の罪に着手してこれを遂げたり者は、同項の例による。

三 第一項の價格は、その塩又はにがりの生産地又は仕入地における原價に、荷造費、運送費、保険料その他輸入地に到着するまでの諸費及び輸

前
書
書

入税に相当する金額を加えたものとする。

第四十九條

左の名号の一に該当する者は、五十円以下の罰金に処する。

一 公社の許可を受けた位置以外の場所に、處、にがり又はかん水の製造場又は貯藏所を設けた製造者

二 第六條第三項の規定に違反して、製品の種類、製造方法、製造場

若しくは貯藏所の規模又は製造能力を変更した者

三 第八條第一項の規定に違反して製造を廃止した者

四 正当の事由がなく、公社の指示した納付期日にその

指示し

た納付の場所に塩又はにがりを納付しなかつた製造者

五 第十四條第一項又は第四項の規定による公社の指示に違反した者

六 第二十一條第一項又は第四十三條第一項若しくは第二項の規定

に違反した者

（四） 第二十八條第一項の賣渡價格に公社の指示した販賣手数料を加算した額で塩を賣り渡さばり販賣人

（五） 第四十三條第四項の規定により制限された價格を超えてかん水を譲り渡したかん水製造者

第五十條 左の各号の二に該当する者は、一円以下の罰金に処する。

一 第八條第一項、第二十七條第一項又は第四十條の規定に違反した者

二 正当の事由がなく、第十條、第三十六條第一項又は第四十三條第三項の規定による公社の指示に違反した者

三 第十三條第一項（第三十六條第三項において販賣人に準用する場合）

合を含む)の規定による帳簿を複製せず、若しくは所定の事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

四 第三十三條第三項(第三十六條第三項において販賣人に準用する場合を含む)、第三十七條第三項又は第四十一條第三項の規定による報告若しくは届出をせず、又は虚偽の報告若しくは届出をした者

五 第三十八條第二項(第十四條第二項の規定による運搬通路又は目録方法の指示に違反した者

六 第二十四條第三項の規定に違反して営業所又は貯蔵所の位置を変更した者

七 第三十八條第二項の規定に違反して営業を廃止した者

ハ 第四十五條の規定による検査を拒み、対げ又は忌避した者

第五十一條 第四十七條、第四十八條第一項若しくは第二項又は第四十九條第五号の罪に係る塩、他物の混和品、偽造品にかり又はかん水は、これを没收する。

2 前項の物件を他に譲り渡し、若しくは消費したとき、又は他にその物件の所有者があつて没收することのできなるときは、その價額を追徴する。

第五十二條 第四十七條又は第四十八條第一項若しくは第二項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務又は財産に関して、第四十七條から第五十條

2 市川中津藩に於ては、已に親戚の縁故に親交するが故に、長兄
親身も又は叔父も更に職務に、左の如き言作（昭和三年四月）
月子（子）千太郎、縁故に、親交するが故に、叔父も又は叔父も
至切に、司務長も職務に、左の如き言作（昭和三年四月）
子（子）千太郎、縁故に、親交するが故に、叔父も又は叔父も
至切に、司務長も職務に、左の如き言作（昭和三年四月）

までの違反行為をしたときは、行為を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。

第五十四條 第四十七條から第五十條までの罪を犯した者には、刑法（

明治四十年法律第四十五号）第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処するときは、この限りでない。

第五十五條 國稅犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）は、この法律の違反事件に準用する。但し、同法に定められた職務を行つ官吏又は同社の職員又は同法に定められた通告処分をたす権限をもつ機関は、政令によりて定めらる。

附則

第五十六條 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

第五十七條 改正前の塩専賣法（明治三十八年法律第十一号。以下旧法という。）又はこれに基づく命令により政府がした許可、指定、これらの取消、命令、指示、決定その他の処分（塩業組合又は塩業組合連合会に係るものを除く。）は、それらの処分のあつた日において、この法律に基づいて公社がしたものとみなす。

二 旧法又はこれに基づく命令による申請、再鑑定、申立、申告、報告、届出又は書類の提出は、この法律に基づいて公社にされたものとみなす。

三 旧法若しくはこれに基づく命令に基づき、又は旧法若しくはこれに基づく命令に基づく政府の処分に因り、この法律施行の日以後において政府に

納付すべき、又は政府から受領すべき代金、塩、にがりその他の物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとする。

この法律施行前に政府に納付すべきであった、又は政府から受領すべきであつた物についても同様とする。

4 この法律施行前に、旧法第十三条第二項の規定に基いて通知をし、また許可の取消をしていない場合においては、当該許可の取消については、旧條の規定は、なお効力を有する。

5 この法律施行前に、旧法第十九條の規定に基いて特に定められた価格で塩を賣り渡した場合又は交付金の下付を受けることができる場合があつて、第二十九條の規定により特別価格で塩を賣り渡すことができない場合又は交付金の付を受けることができない場合については、旧法第十九條

及同條に基く命令の規定は、なお効力を有する。

第五十八條 旧法又はこれに基く命令に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。

第五十九條 この法律施行前になした行為に關する罰則の適用につては、なお従前の例による。

2 この法律施行前に、旧法又はこれに基く命令により処分すべきであつた行為については、従前の例により、公社が処分する。
第六十條 この法律施行前に、政府の賣り渡した塩及びにかりは、この法律により、公社の賣り渡したものとみなす。

第六十一條 第二十八條第二項の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が效力を有する間は、同法を含むものとする。

第六十二條 臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基いて塩の割当又は配給が行われている間は、第二十四條から第二十六條まで、第二十七條第二項及び第三項、第三十八條第一項（第二十四條第二項に関する部分に限る。）及び第三十九條の規定は適用しない。

2 臨時物資需給調整法に基く命令により塩元賣業若しくは塩中賣業の登録を受けた者又はその取消を受けた者は、それそれこの法律に基いて元賣人若しくは中賣人の指定を受けた者又はその取消を受けた者とみなす。

第六十三條 旧法中塩業組合及び塩業組合連合会に関する規定並びに旧法

第十七條の十二に基く命令（塩業組合中央会に関する部分及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

第二十四條各号に掲げる要件に於いて融する部分を除く。）は、中小企業協同組合に関する法律が制定施行されるまでの間は、なお效力を有する。

2 前項の規定により效力を有する旧法の規定に基く塩業組合及び塩業組合連合会は、その規定が效力を有する間は、事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）第六條第一項第一号の団体とする。

第六十四條 左の勅令は、廃止する。

特別用塩規則（大正五年勅令第九十七号）塩業組合令（昭和十八年勅令第四百二号）塩専賣法臨時特例（昭和二十年勅令第七号）

2 廃止前の塩専賣法臨時特例第二條の規定に基いて、塩、にかり又はか

ん水の製造の届出をし、この法律施行の際現にこれらを製造する者で、この法律施行後引き継ぎこれらを製造しようとするものは、この法律施行の日から一月以内に、第六條第一項の規定により公社に対し許可の申請をしなければならない。この場合においては、第七條第一項第四号及び第五号の規定は、適用しない。

3 公社は、前項の規定による申請に基づき、第七條第一項第四号又は第五号の規定に該当する者に対し、製造の許可をする場合においては、当該許可に一年の範囲内で期限を附することができる。

4 第一項の規定により申請をすることができず者は、同項の期間内は、同項の規定による申請をした場合は当該申請に基づき公社の許可又は不許可の処分があるまでは、この法律の規定にかかわらず、塩、にがり又は

かん水の製造をすることができる。

5 前項の規定により塩、にがり又はかん水を製造することができる者がその製造をすることができるとき期間内に製造した塩、にがり又はかん水については、なお従前の例による。但し、この場合において、政府とあるのは公社とする。

第六十五條 事業者団体法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号ロを次のように改める。

ロ 削除

第七條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 塩専賣法（昭和二十四年法律第 号）第十七條及び第三十六條第二項

第二章 製造（第四條—第二十二條）

第四章 販賣（第二十四條—第二十七條）

第九章 罰則（第三十一條—第三十八條）

附則

第一章 総則

(権能)

第二條 粗製し、よう脳及びし、よう脳原油の（手買取又は一手販賣の権能は、
國に専屬する。

(日本専賣公社)

第三條 前條の規定により國に専屬する権能は、この法律及び日本専賣公
社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の定めるところにより、日本
専賣公社（以下「公社」という。）を以て行わせる。

(定義)

第四條 この法律において「し、よう脳」とは、ニ・オゴゾカンフアン（
N-o-Camphore）の含有量が百分の五十以上の固形物をいう。

一 この法律において「粗製し、よう脳」とは、す属に属する植物から製

造したし、よう脳をいう。

二 この法律において「し、よう脳」とは、し、よう脳原料から製造したし、
よう脳をいう。

四 この法律において「精製し、よう脳」とは、粗製し、よう脳を再製し、
つ脳に昇華する等の操作を施し、し、よう脳をいう。

五 この法律において「し、よう脳油」とは、し、よう脳を溶かし、よう脳精
油をいう。

六 この法律において「し、よう脳原油」とは、前記の油状物をあつて、

ニ・オゴゾカンフアンの含有量が百分の五十以上の物をいう。

一 一、す属に属する植物に蒸り、し、よう脳を抽出して採取した油状

物

ニ 蒸留した油状物を百分の五十以上含有する油状物

7 この法律において「しょうじょう油」とは、しょうじょう油に重り、しょうじょう油の他の操作を加えて分別した油状物をいう。

第二章 製造

(製造)

第四條 粗製しょうじょう油又は、しょうじょう油は、公認は第七條第一項の許可を受けて有る者だけが製造してはならない。

(收納)

第五條 公認は、その許可を受けて粗製しょうじょう油又は、しょうじょう油を製造する者（以下「製造者」という。）の製造したすべての粗製しょうじょう油又は、しょうじょう油を收納する。

二 前項の收納の價格は、公認が定めて、あらかじめ公告する。

(製造予定数量)

第六條 公認は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年度内の粗製しょうじょう油及び、しょうじょう油の製造予定数量を定める。

(許可の申請)

第七條 粗製しょうじょう油又は、しょうじょう油を製造しようとする者は、製造場及び貯蔵場の位置、原料及び製品の種類、製造方法、こしき又はこれに代る設備の数及び容量、製造場管理人並びに第十條の適用を受ける製造者とならうとする場合には、その旨を定め、公認に申請して、製造場毎にその許可を受けなければならない。

二 前項の許可申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 製造場及び貯蔵場の設備の構造

二 一箇年の製造能力

三 製造着手の予定日及び年間における操業の時期

四 原料の入手方法

五 申請者又は製造場管理人が現に他の事業を営んでいる場合は、その種類の

六 法人である場合には、その資本金額及び役員の名

三 第一項に規定する事項を変更しようとするときは、公社の許可を受けなければならぬ。

(許可の制限)

第八條 公社は、左の各号の一に該当する場合において、粗製しよう、脳又はしよう、脳油の製造を許可しないことができる。

一 申請者又は製造場管理人がこの法律に基づいて、処罰(第三十八條において準用する國稅犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)に基づいてされる通告の処分を含む。以下同じ。)せられ、その処罰の日から

5

二年を経ない者である場合

6

二 申請者又は製造場管理人がこの法律に基づいて、しよう、脳又はしよう、脳油の製造の許可を取り消され、その取消の日から二年を経ない者である場合

三 製造場の位置若しくは設備又は製造方法が製造上又は取締上不適当と認められる場合

四 一年間、製造能力が公社の定める標準に達しない場合

五 申請者又は製造場管理人が取締上不適当と認められる業務を営んでいる場合

六 しよう、脳又はしよう、脳油の需給調整上製造数量を制限する必要がある場合

七 法人が申請者である場合においては、前項第一号、第二号及び第五号

の規定の適用については、法人の代表者もまた申請者とみなす。

3 未成年者又は禁治産者が申請者又は製造場管理人である場合においては、第一項第一号、第二号及び第五号の規定の適用については、その法定代理人もまた申請者又は製造場管理人とみなす。但し、営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

(製造の引継)

第九條 製造者が死亡した場合において、引き継いで粗製し、よう脳又ははい、脳原油を製造しようとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

2 前項の外、製造者の粗製し、よう脳又ははい、よう脳原油の製造を引き継ぐようとする者は、公社の許可を受けなければならない。

3 前條第一項第一号、第二号及び第五号、第二項並びに第三項の規定は、

前項の許可によりて準用する。

(製造予定数量の承認)

第十條 製造者は、製造場毎に、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年度内、粗製し、よう脳又ははい、よう脳原油の製造予定数量を、製品の種類毎に定め、あらかじめ公社に申請してその承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(指示)

第十一條 公社は、製造者に対し、原料の有効利用その他製造に関する事項について指示することができる。

(届出)

第十二條 製造者は、住所、氏名若しくは名称、製造場名又は製造場管理人の住所若しくは氏名に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に

届け出なければならぬ。第七條第二項各号に掲げる事項に変更があつたときも、同様とする。

2 製造者は、災害その他の事故により、粗製いふ、脳若しくはいふ、脳原油又は製造場若しくは貯蔵場に損害を受けたときは、遅滞なく損害の原因及び程度を、公社に届け出なければならぬ。

(廃止及び休止)

第十三條 製造者は、その製造場における製造を廃止しようとするときは、公社の許可を受けなければならぬ。

2 前項の製造廃止の許可申請が正当の事由に基いてなされたときは、公社は、第六條の規定により定められた製造予定数量の確保上著しい支障がない限り、その許可を拒否することができない。

3 製造者は、製造を休止し、又は休止後あらためて製造に着手しようとする製造場があるときは、その旨を具して公社に届け出なければならぬ。

(帳簿及び書類)

第十四條 製造者は、帳簿を作成し、公社が定める事項を記載しなければならない。

2 製造者は、公社の指示するところにより、製造場の図面、製造用器具機械の目録及び製造に関する報告を公社に提出しなければならない。

(納付)

第十五條 製造者は、その製造した粗製いふ、脳又はいふ、脳原油、公社の定める方法により調理した後、すべて公社に納付しなければならない。

2 前項の納付の期限、期日及び場所は、公社が定める。

3 製造者は、納付する粗製いふ、脳又はいふ、脳原油に他物を混和して

はならない。

- 4 公社は、製造者の納付する粗製し、よう脳又はし、よう脳原油の品質が粗悪な場合は、更に必要な処理をした上納付するように指示することができる。

(鑑定及び再鑑定)

第十大條 公社は、製造者の納付した粗製し、よう脳又はし、よう脳原油の品質を鑑定し、その品質に相当する収納代金を支拂う。

- 2 製造者は、前項の鑑定に不服があるときは、公社に対して再鑑定を求めることが出来る。

- 3 前項の再鑑定の申立は、収納代金の請求前にしなければならない。

- 4 再鑑定の申立があつたときは、公社は、二人以上の鑑定人を選定し、

11

再鑑定を行わせて、その品質を決定する。この場合において、鑑定人については、少くともその半数を公社の職員でない者から選定しなければならない。

12

- 5 再鑑定による粗製し、よう脳又はし、よう脳原油の品質が第一項の鑑定による品質より上位の品質とならないときは、再鑑定に要した費用は、その申立人の負担とする。

- 6 公社は、第二項の規定による再鑑定の申立があつた場合においては、その決定があるまで収納代金を支拂わなければならないことができる。

(災害補償)

第十七條 製造者の製造した粗製し、よう脳又はし、よう脳原油が風害、水害、震害その他の災害にかかり、滅失又は損傷したときは、公社は、大蔵

省令の定めるところにより、その製造者による損失又は損傷に因る損害の一部に対する補償金を交付することができる。

(試験研究)

第十八條 第八條第一項第三号から第六号まで、第十條、第十一條及び前條の規定は、試験研究を目的とする製造者には、適用しない。

(許可の取消)

第十九條 公社は、製造者又は製造場管理人が左の各号の一に該当するときは、製造の許可を取り消すことができる。

一 この法律に違反したとき。

二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。

三 第八條第一項第五号に該当するに至つたとき。

四 一年度内の製造数量が第十條の規定により承認を受けた数量を超え又は公社の定める標準に達しないとき。

五 第十二條若しくは第十三條第三項の届出又は第十四條の帳簿若しくは書類に虚偽の記載があつたとき。

六 正当の事由がなくて、第十五條第二項により公社の定めた期限又は期日に納付しないとき。

二十 第八條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号、第二号及び第五号」及び「第一項第一号、第二号及び第五号」とあるのはそれぞれ「第十條第一項第一号から第三号まで」と、「申請者」とあるのは「製造者」と読み替えるものとする。

第二十條 公社は、前條の規定により製造者の許可の取消をしようとする

ときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、製造者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与ふるため、公社の指定する職員をして、顧問をさせなければならぬ。

(廃業後の処分)

第二十一條 製造者がその許可を取り消され、又はその製造を廃止した際、所定する期限、粗製し、よう脳又ははい、よう脳原油は、公社の指示を受けなければ、処分してはならない。

2 第五條第二項、第十五條第三項及び第十六條の規定は、前項の規定により公社がし、よう脳又ははい、よう脳油を買い入れる場合に準用する。

(精製及び再製)

第二十二條 精製し、よう脳、再製し、よう脳又ははい、よう脳精油は、公社の許

可を受けたる者でなければ製造してはならない。但し、自己の用に供する

目的をもつて製造することには、この限りでない。

2 第一條から第九條まで、第十二條から第十四條まで及び第十八條から

第二十條までの規定は、第十項の許可の場合に準用する。

第三章 輸入

(輸入)

第二十三條 粗製し、よう脳又ははい、よう脳原油は、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。

2 粗製し、よう脳又ははい、よう脳原油以外のし、よう脳又ははい、よう脳油は、公社の許可を受けた者でなければ輸入してはならない。但し、旅行者が自己の用に供するため携帯するし、よう脳又ははい、よう脳油であつて大蔵省令

を定めるものについては、その限りではない。
第四章 販賣

(賣渡價格)

第二十四條 公社は、政府の認可を受け、粗製し、よう、脱臭し、よう、脱臭油、の賣渡價格を定める。

二 前項の規定は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定の適用を妨げるものではない。

(保管料)

第二十五條 公社は、公社から粗製し、よう、脱臭し、よう、脱臭油を買い受けた者が公社の定める引取期限までにこれを引き取らないときは、相当の保管料を徴収することができる。但し、自己の責に帰することができない事由に因り引取をすることのできない日数に対しては、この限りでない。

い。

(代金の延納)

第二十六條 公社は、公社から粗製し、よう、脱臭し、よう、脱臭油を買い受ける者に対し、特に必要があると認めるときは、その代金の延納を許可することのできる。この場合において公社は、大蔵省令の定めるところにより、担保を要求することができる。

二 前項の場合において、その代金を支拂期日までに支拂わないときは、公社は、大蔵省令の定めるところにより、遅延利息を徴収することができる。

三 公社は、第一項の規定により延納を許可した者について、延納継続の必要がないと認めたとき又は延納の継続を著しく不適当と認めるときは、

- 一 いよう脳又はいよう脳油の製造場又は貯蔵場
- 二 製造者、公社の許可を受けて精製し、いよう脳、再製し、いよう脳若しくはいよう脳精油を製造する者、公社からいよう脳若しくはいよう脳油の輸入の委託若しくは許可を受けた者又は公社から直接粗製し、いよう脳若しくはいよう脳精油を買い受けた者の事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫
- 2 当該職員は、前項の規定による立入検査をする場合において、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(強制徴収)

第三十條 第十六條第五項の規定により、公社に納付すべき金額は、

國稅納付分の例により徴収することができる。但し、先取特権の順位は、國稅に次ぐものとする。

第六章 罰則

(罰則)

第三十一條 第四條、第二十二條第一項又は第二十八條第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十二條 公社の委託又は許可を受けずに、いよう脳又はいよう脳油を輸入した者は、十万円以下の罰金に処する。但し、輸入したいよう脳又はいよう脳油の價格の十倍が十万円を超えるときは、罰金は、当該價額の十倍以下とする。

2 前項の罪を犯す目的を以てその予備をした者又は同項の罪に着手

してこれを遂げ、又は同項の例による。

3 第一項の価格は、そのいふか脳又はいふか脳油の生産地又は仕入地における原價に、荷造費、運送費、保険料その他 輸入地に到着するまでの諸費及び輸入に相当する金額を加えたものとする。

第三十三條 左のイヌニ該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第七條第三項（第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して許可事項を変更した者

二 第十條、第十五條第三項又は第二十一條第一項の規定に違反した者

三 正当の事由がなく、公社の定めた納付期限までに、その定めた納付の場所に粗製いふか脳又はいふか脳原油を納付しなかつた製造

者

第三十四條 左のイヌに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項（第二十二條第二項において準用する場合を含む。）、第十二條第一項若しくは第二項（第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十一條（第二十二條第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七條の規定による公社の指示に違反した者

三 第十三條第一項又は第三項（第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、製造を廃止し、休止し又は製造に着手した者

四 第十四條第一項（第二十二條第二項において準用する場合を含む。）

の規定による帳簿を複製せず。若しくは所定の事項を記載せず、又は虚偽の記載した者。

五 第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十二條第一項若しくは第二項又は第三十三條第二項の罪に係るいよう昭又はいよう昭油（これらに他物の混和され

た物を含む）は、これを没収する。

二 前項の物件を他に譲り渡し若しくは消費したとき、又は他にその物件の所有者があつて没収することのできないときは、その價額を追徴する。

第三十六條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に關して、第三十一條から第三十四條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し各

本條の罰金刑を科する。

第三十七條 第三十一條から第三十四條までの罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定はこれを適用しない。

第三十八條 國稅犯則取締法は、この法律の違反事件に準用する。但し、同法に定めたる職務を行う官吏又は公社の職員又は同法に定める通告処分をなす権限をもつ機関は、政令をもつて定める。

附 則

第三十九條 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

第四十條 この法律施行前に改正前の粗製樟腦、樟腦油專賣法（明治三十

六年法律第五号。以下同法。第二條に基く指定、旧法第三條に基いて公示された補償金若しくは旧法第三條に基く定價又は旧法に基く省令による代金返納の許可は、この法律に基いて公社が定めた期限、場所若しくは方法又は公社の選定した許可とみなす。

二 旧法若しくはこの法律に基く命令に基き、又は旧法若しくはこれに基く命令に基く政府の処分により、この法律施行の日以後において政府に納すべき、又は政府から受領すべき代金、しよ、油、しよ、油、その他物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとする。この法律施行前に政府に納付すべきであつた、又は政府から受領すべきであつた物についても同様とする。

第四十一條 旧法に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された

者とみなす。

第四十二條 この法律施行前（第四十三條第二項に該当する者については、同項の規定により製造をすることが出来る期間を満了するまで）になした行爲に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

三 この法律施行前に、旧法により処分すべきであつた行爲については、従前の例により、公社が処分する。

第四十三條 旧法第六條第一項又は旧法第七條第二項の規定により許可を受け、この法律施行の際現にしよう、油、しよ、油を製造する者は、第七條第一項（第二十二條^{第三項}において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によりその製造場毎に公社の許可を受けたものとみなす。この場合において、第十條の製造予定数量の承認の申請は、この法律施行後一月以

内にするものとする。

2 前項の規定により許可を受けた者とみなされた者は、同項後段の規定により製造予定数量の承認の申請に基づき公社の承認があるまでは第十條の規定にかかわらず、粗製および脳又はいよう脳原油を製造することが出来る。

3 第一項の規定により許可を受けた者とみなされた者は、この法律施行の日から一月以内、第十條第一項に規定する事項及び同條第二項に規定する事項、公社に届け出なければならぬ。

4 前項の規定により公社に届出があつたときは、第七條第一項に規定する事項については同項の許可を受けたものとみなす。

第四十四條 この法律施行の際公社の所有する粗製および脳以外のいよう

脳は、この法律において、粗製、いよう脳とみなす。

2 この法律施行前に政府が賣つた、いよう脳及びいよう脳油（政府の賣り渡した粗製および脳又はいよう脳原油を原料として製造した、いよう脳及びいよう脳油を含む）並びにこの法律施行後に公社の賣り渡した粗製、いよう脳及びいよう脳原油以外のいよう脳及びいよう脳油は、第二十條の規定の適用については、

公社の賣り渡した粗製、いよう脳又はいよう脳原油とみなす。

第四十五條 第二十四條第二項の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が效力を有する間は、同法を含むものとする。